

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域は佐賀県北西部に位置し、対象事業実施区域の周囲には松浦川及びその支流があり、松浦川は対象事業実施区域の南から北方向に県道（相知山内線）沿いを流れている。また、対象事業実施区域の周囲の西側には松浦川水系の徳須恵川がある。

なお、対象事業実施区域及びその周囲の東側は脊振・天山山系の森林地帯が広がり、南側から西側には八幡岳、眉山、大陣岳、大野岳等の山々がある。

「唐津市の環境 令和3年度版」（唐津市、令和4年）によると、唐津市は日本海側気候区に属し、唐津市の南部に位置する対象事業実施区域は天山と背振山地の相知地区、巖木地区、七山地区などの山岳気候区に該当する。

対象事業実施区域の周囲における地域気象観測所は表3.1-1及び図3.1-1のとおりである。

表 3.1-1 対象事業実施区域の周囲における地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風速計の 高さ	観測種目				
					気温	風向・ 風速	降水量	日照	積雪
唐津	唐津市二夕子	緯度 33° 27.5' 経度 129° 57.3'	23m	9.9m	○	○	○	○	—
伊万里	伊万里市立花町	緯度 33° 16.0' 経度 129° 52.7'	25m	9.9m	○	○	○	○	—

注：1. 「○」は観測が行われていること、「—」は観測が行われていないことを示す。

2. 日照は、令和3年3月2日より、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値となった。

〔「地域気象観測所一覧（令和7年3月13日現在）」（気象庁HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

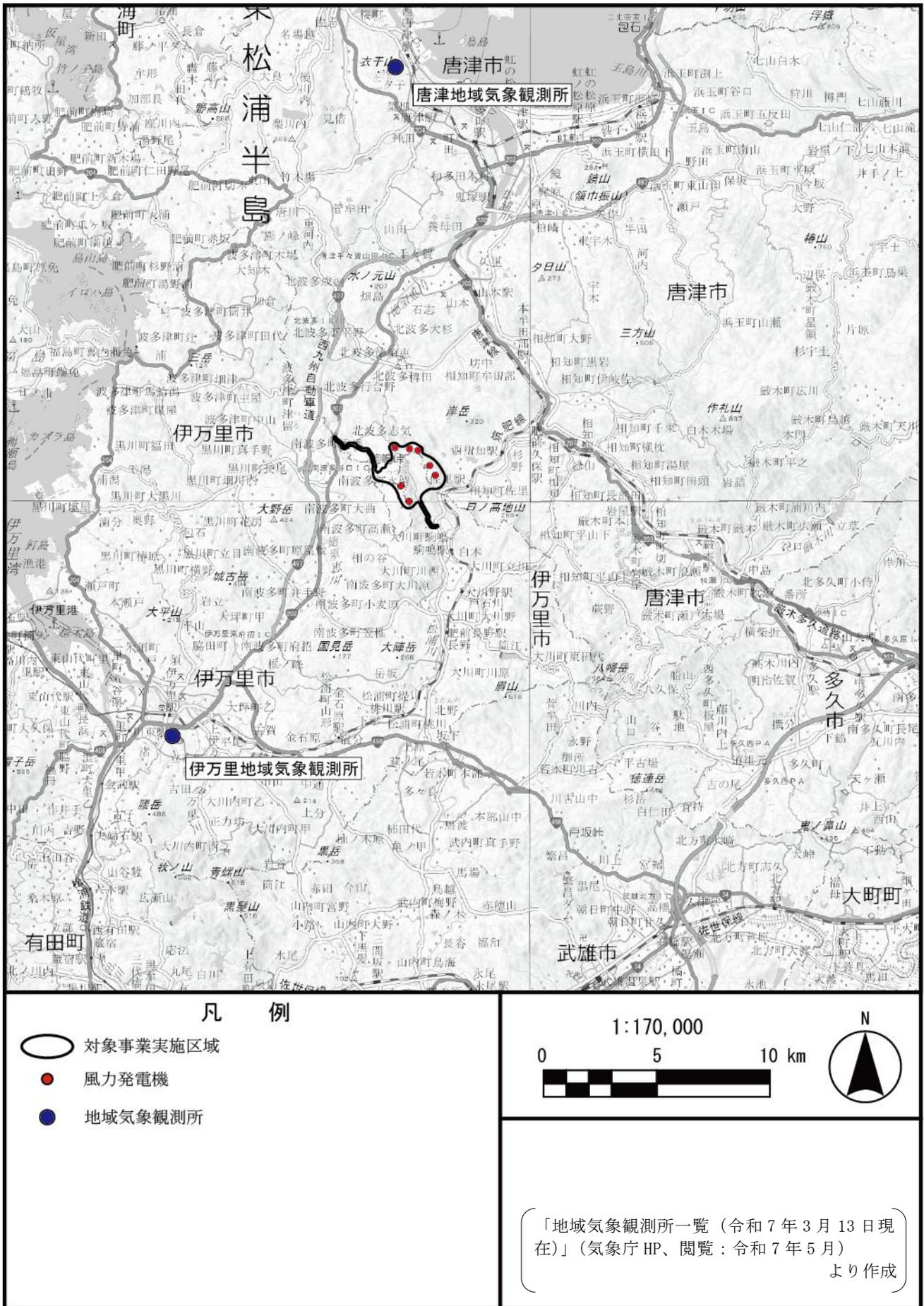


図 3.1-1 地域気象観測所の位置

唐津地域気象観測所における平年値及び令和6年の気象概況は表3.1-2、令和6年の風向頻度及び風向別平均風速は表3.1-3、風配図は図3.1-2のとおりである。令和6年の年平均気温は17.9℃、年降水量は2,050.0mm、年平均風速は2.3m/s、日照時間は2,054.0時間である。また、令和6年の風向は、春季は北～北北東及び南、夏季は南南東～南、秋季は北～東北東、冬季は西北西～北西及び南の出現が多くなっている。年間の風向頻度は南が最も多く14.1%、次いで北の10.9%である。

表3.1-2(1) 唐津地域気象観測所の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	16.5	6.3	7.2	10.4	14.5	19.1	22.2	26.4	27.6	23.7	19.0	13.6	8.1
日最高気温(℃)	20.6	10.0	11.2	14.8	19.1	24.0	26.0	30.2	31.7	27.4	22.8	17.8	12.0
日最低気温(℃)	12.9	2.7	3.3	6.6	10.2	14.7	19.3	23.6	24.4	20.7	15.5	9.5	4.5
平均風速(m/s)	2.3	2.3	2.4	2.6	2.5	2.1	2.0	2.2	2.1	2.3	2.4	1.9	2.2
最多風向	南	西北西	西北西	南	南	南	北	南	南	北北東	北北東	西北西	北西
日照時間(時間)	1,890.3	111.2	118.0	172.0	186.8	213.4	124.2	175.2	219.7	151.4	166.7	141.3	101.5
降水量(mm)	1,979.3	75.4	85.4	117.0	146.3	125.5	280.0	349.0	314.1	191.3	126.7	85.7	94.6

注：1. 平年値は2010～2020年の11年間の観測値をもとに算出した。

2. アメダスの日照時間については、2021年3月2日から気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得られる推計値となっており、日照計による観測値とは異なる。このため、日照時間の平年値は推計値相当の値に補正されている。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和7年5月)より作成〕

表3.1-2(2) 唐津地域気象観測所の気象概況(令和6年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	112.5	32.0	14.0	6.5	7.6	11.9	3.6	16.6	-1.6	2.4	8.8	北西	17.8	西北西	121.0
2	172.0	42.5	20.0	8.0	9.5	13.3	6.3	20.9	0.6	2.7	8.0	北	19.2	東北東	86.5
3	148.0	24.5	14.5	5.0	10.8	15.3	7.1	22.7	-0.3	2.6	10.0	北北西	21.6	東北東	178.7
4	193.0	79.5	19.5	7.5	16.5	21.3	13.0	25.9	7.8	2.0	8.0	南	19.4	北	142.8
5	141.0	37.0	25.0	9.0	18.8	24.1	14.3	30.3	9.5	2.3	9.5	北西	19.9	北西	223.4
6	235.5	62.0	14.5	4.5	22.7	27.3	19.4	33.0	14.2	1.9	7.3	南	14.4	南	153.0
7	248.5	61.5	40.5	12.5	28.3	32.5	25.5	36.1	21.7	2.5	7.6	南	14.5	南	221.7
8	174.0	62.5	40.0	12.0	28.9	33.9	25.7	37.3	22.8	2.2	13.1	北	29.4	北	288.2
9	114.5	96.0	77.5	18.0	27.2	32.2	23.7	35.8	19.2	1.8	8.4	南	15.7	南	257.8
10	143.0	30.0	14.5	10.0	21.1	25.1	18.1	30.4	13.4	2.2	9.0	北北東	21.8	東北東	120.4
11	332.5	132.0	30.0	9.5	14.9	19.0	11.5	23.5	5.5	2.2	9.8	北	22.3	北	134.2
12	35.5	9.0	3.5	2.5	8.1	12.1	4.4	20.2	-0.4	2.3	8.3	西北西	15.4	西北西	126.3
年	2,050.0	132.0	77.5	18.0	17.9	22.3	14.4	37.3	-1.6	2.3	13.1	北	29.4	北	2,054.0

注：1. 日照時間は、気象衛星による雲の観測データに基づき作成した「推計気象分布(日照時間)」から得た推計値である。

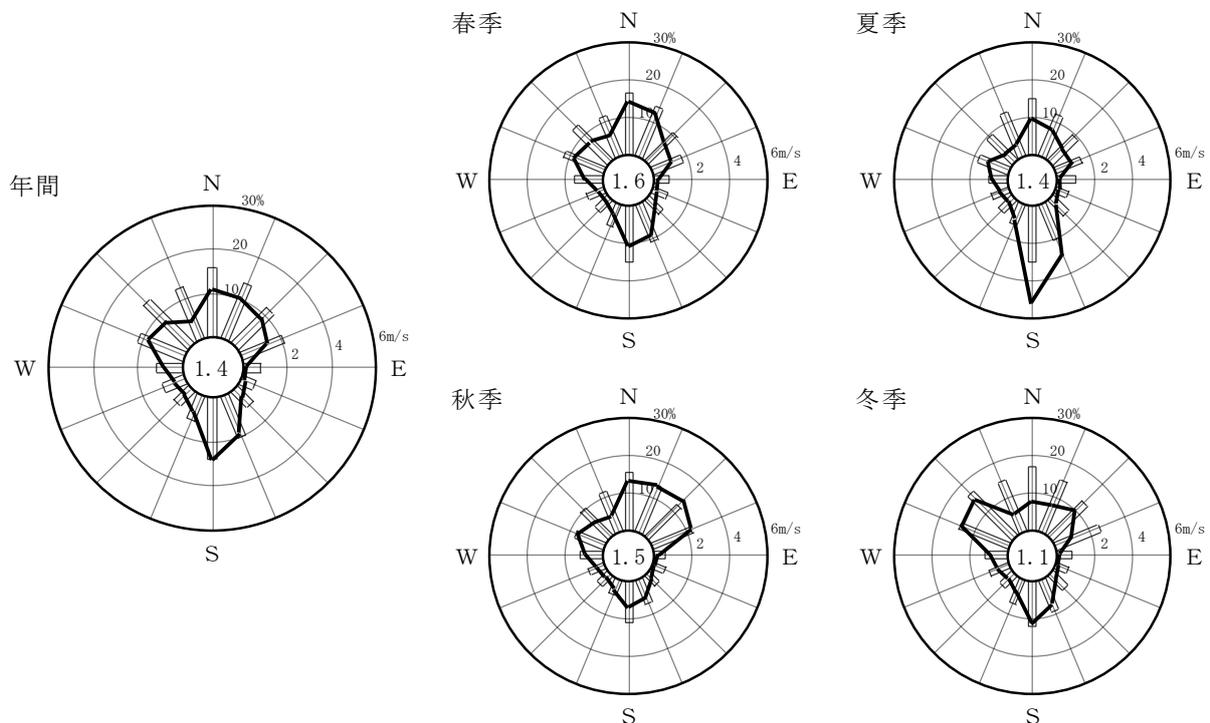
2. 「」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和7年5月)より作成〕

表 3.1-3 唐津地域気象観測所の風向頻度及び風向別平均風速（令和6年）

季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1,2,12月）		年間	
	風向出現 頻度(%)	平均風速 (m/s)								
北北東	12.2	2.8	7.6	2.4	13.2	2.7	7.5	3.0	10.1	2.7
北東	6.9	2.1	4.9	1.9	13.8	2.4	9.8	2.6	8.8	2.3
東北東	5.6	1.7	4.9	1.5	11.2	2.3	4.9	2.5	6.6	2.1
東	1.3	0.8	0.6	1.0	1.3	0.6	1.0	0.8	1.1	0.8
東南東	1.6	0.8	1.3	0.7	1.1	0.7	1.1	0.7	1.3	0.7
南東	3.4	1.1	2.8	1.2	2.4	0.8	2.5	1.1	2.8	1.0
南南東	9.2	2.2	15.0	2.1	5.7	1.4	7.5	1.8	9.4	2.0
南	11.1	3.0	26.4	3.0	7.4	2.2	11.6	2.4	14.1	2.8
南南西	3.4	1.3	4.9	1.2	3.3	0.9	4.1	1.4	3.9	1.2
南西	1.6	0.9	1.9	1.0	1.9	0.8	2.0	0.9	1.8	0.9
西南西	1.9	1.0	2.4	1.0	2.3	0.9	2.9	1.1	2.4	1.0
西	4.5	1.5	4.0	1.0	4.6	1.2	4.1	1.2	4.3	1.2
西北西	8.6	2.3	6.0	1.7	7.7	1.7	13.1	2.8	8.9	2.2
北西	7.3	2.6	3.0	1.9	5.6	2.1	14.3	3.3	7.6	2.8
北北西	5.7	2.3	3.4	2.5	4.4	2.3	5.0	2.9	4.6	2.5
北	13.9	3.3	9.5	3.0	12.8	3.1	7.4	3.4	10.9	3.2
静穏	1.6	0.2	1.4	0.2	1.5	0.2	1.1	0.2	1.4	0.2
合計・平均	100	2.3	100	2.2	100	2.1	100	2.4	100	2.3
欠測	0		0.0		1.1		0		0.3	

注：1. 静穏は風速0.2m/s以下とする。
 2. 四捨五入の関係での各風向の出現頻度の合計が100%にならないことがある。
 3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。
 4. 風向出現頻度の「0.0」は小数点以下第2位を四捨五入して0.1に満たなかったことを示す。
 [「過去の気象データ」（気象庁HP、閲覧：令和7年2月）より作成]



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度(%)、棒線は平均風速(m/s)を示す。
 2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s以下、%）を示す。

[「過去の気象データ」（気象庁HP、閲覧：令和7年2月）より作成]

図 3.1-2 唐津地域気象観測所の風配図（令和6年）

伊万里地域気象観測所における平年値及び令和6年の気象概況は表3.1-4、令和6年の風向頻度及び風向別平均風速は表3.1-5、風配図は図3.1-3のとおりである。令和6年の年平均気温は17.6℃、年降水量は2,664.5mm、年平均風速は2.3m/s、日照時間は1,938.2時間である。また、令和6年の風向は、春季、秋季及び冬季は西北西～北西及び東南東、夏季は東南東～南東の出現が多くなっている。年間の風向頻度は西北西が最も多く12.6%、次いで東南東の11.8%である。

表3.1-4(1) 伊万里地域気象観測所の気象概況(平年値)

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(℃)	15.9	5.4	6.4	9.5	14.2	18.6	22.2	26.4	27.2	23.3	17.9	12.4	7.3
日最高気温(℃)	20.8	9.8	11.2	14.6	19.7	24.1	26.7	30.5	31.8	28.0	23.3	17.7	12.2
日最低気温(℃)	11.6	1.2	1.7	4.5	8.9	13.6	18.6	23.3	23.7	19.6	13.3	7.6	2.9
平均風速(m/s)	2.1	2.3	2.4	2.4	2.4	2.2	2.0	2.3	2.1	1.9	1.8	1.8	2.1
最多風向	北西	西北西	北西	北西	北西	北西	北西	南	東南東	北西	東南東	東南東	西北西
日照時間(時間)	1,798.8	98.6	118.9	157.9	182.7	193.2	122.0	159.0	188.5	155.3	178.7	135.4	108.6
降水量(mm)	2,221.8	78.6	93.8	148.6	188.2	197.2	355.6	367.9	272.0	224.1	105.0	107.4	83.6

注：1. 平年値は1991～2020年の30年間の観測値をもとに算出した。

2. アメダスの日照時間については、2021年3月2日から気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得られる推計値となっており、日照計による観測値とは異なる。このため、日照時間の平年値は推計値相当の値に補正されている。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和7年5月)より作成〕

表3.1-4(2) 伊万里地域気象観測所の気象概況(令和6年)

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速		風向
1	88.5	20.0	6.5	2.5	6.7	11.3	2.2	16.6	-3.0	2.3	10.9	西北西	19.9	西北西	117.7
2	223.0	83.5	39.0	13.0	9.0	13.2	5.0	21.6	-0.9	2.2	8.9	北西	16.4	南西	82.9
3	200.0	50.0	19.5	7.5	10.6	15.2	6.2	22.3	-2.0	2.7	11.0	西北西	18.7	北西	174.5
4	255.0	95.5	28.0	11.5	16.6	21.6	12.4	27.8	5.9	2.2	10.1	南西	18.0	南西	125.2
5	205.0	68.0	21.0	5.5	19.0	24.6	13.7	30.6	9.1	2.4	10.8	西北西	18.5	西北西	217.2
6	366.5	76.0	19.5	12.0	22.7	27.1	19.2	31.5	13.4	2.2	11.3	南西	21.4	西南西	146.2
7	317.5	73.0	47.5	23.5	28.2	32.2	25.5	36.5	21.8	2.5	9.5	南西	20.1	南西	186.7
8	233.0	94.5	30.0	9.5	29.0	33.8	25.4	36.5	22.9	2.4	11.2	北北東	21.5	北北東	271.8
9	171.5	131.0	74.5	21.0	27.2	32.3	23.2	36.9	17.2	2.0	7.0	西北西	13.1	南西	237.5
10	215.5	90.0	46.0	10.5	20.7	24.9	17.0	30.2	12.5	2.0	8.1	北北東	15.1	北北東	115.7
11	370.0	158.0	58.5	19.5	14.2	19.0	10.2	24.3	4.0	2.1	8.7	西	14.8	西	135.6
12	19.0	9.5	4.0	2.0	7.4	12.0	3.3	20.3	-2.2	2.5	9.2	西	17.0	北西	127.2
年	2,664.5	158.0	74.5	23.5	17.6	22.3	13.6	36.9	-3.0	2.3	11.3	南西	21.5	北北東	1,938.2

注：1. 日照時間は、気象衛星による雲の観測データに基づき作成した「推計気象分布(日照時間)」から得た推計値である。

2. 「」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う(準正常値)。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和7年5月)より作成〕

表 3.1-5 伊万里地域気象観測所の風向頻度及び風向別平均風速（令和6年）

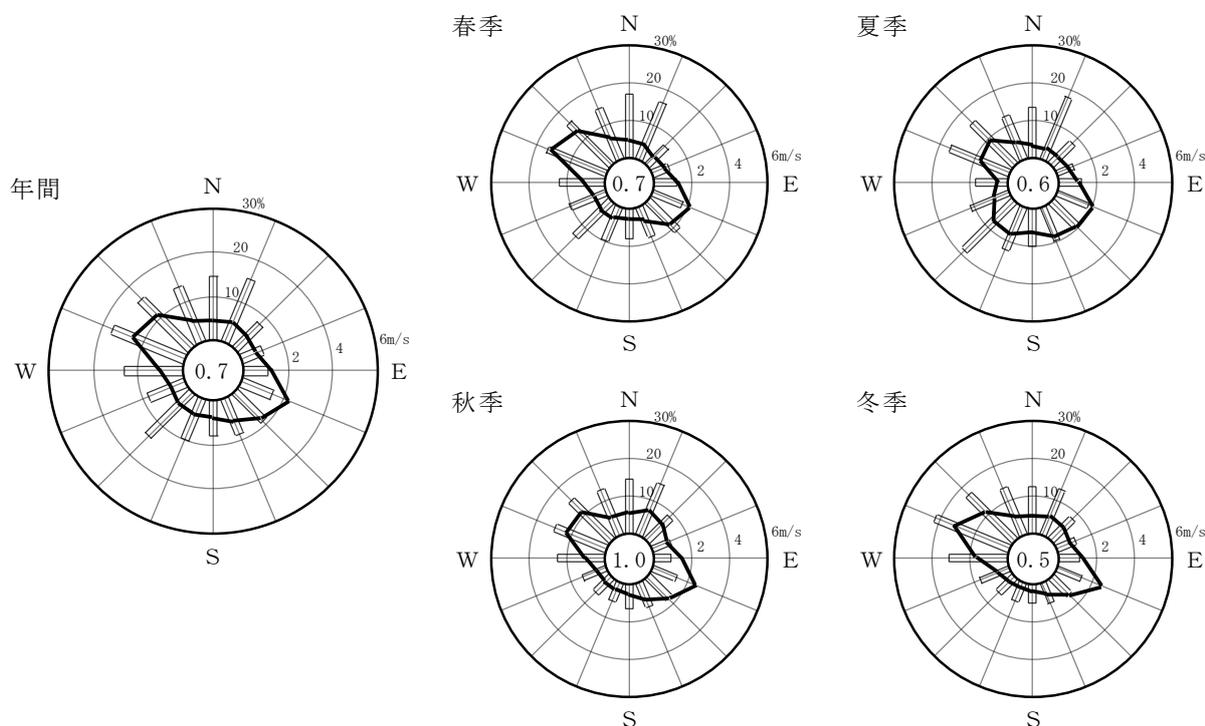
季節 風向	春季（3～5月）		夏季（6～8月）		秋季（9～11月）		冬季（1, 2, 12月）		年間	
	風向出現 頻度（%）	平均風速 （m/s）								
北北東	4.4	3.3	3.1	3.6	7.3	3.0	5.4	2.6	5.0	3.1
北東	2.9	1.4	2.8	1.6	6.0	1.7	4.8	1.6	4.1	1.6
東北東	3.5	0.9	3.6	1.0	4.3	1.0	3.9	1.1	3.8	1.0
東	6.3	1.2	5.5	1.2	7.5	0.9	6.6	1.1	6.5	1.1
東南東	10.9	1.7	10.6	1.8	12.6	1.3	13.2	1.4	11.8	1.5
南東	9.0	2.2	10.0	1.9	8.6	1.6	7.3	1.3	8.7	1.8
南南東	4.3	1.7	9.0	2.0	5.4	1.4	4.0	1.2	5.7	1.7
南	3.4	1.6	6.7	2.0	3.1	1.3	2.4	1.0	3.9	1.6
南南西	3.7	2.0	8.3	2.5	2.4	1.1	1.8	1.1	4.1	2.0
南西	3.6	2.7	7.8	3.7	2.2	1.2	2.2	1.2	4.0	2.8
西南西	3.2	2.0	4.1	2.2	2.5	1.3	3.4	1.7	3.3	1.8
西	5.3	2.4	2.3	1.7	4.8	2.5	8.1	3.1	5.1	2.6
西北西	15.6	3.3	8.3	3.4	11.1	2.9	15.5	4.2	12.6	3.5
北西	12.5	3.2	9.2	3.2	10.8	3.0	10.7	3.4	10.8	3.2
北北西	6.1	2.9	4.8	2.5	5.0	2.6	5.4	2.7	5.3	2.7
北	4.7	3.4	3.2	2.7	5.4	2.9	4.7	2.5	4.5	2.9
静穏	0.7	0.2	0.6	0.2	1.0	0.2	0.5	0.2	0.7	0.2
合計・平均	100	2.4	100	2.4	100	2.0	100	2.3	100	2.3
欠測	0		0		0		0		0	

注：1. 静穏は風速0.2m/s以下とする。

2. 四捨五入の関係での各風向の出現頻度の合計が100%にならないことがある。

3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったことを示す。

〔「過去の気象データ」（気象庁HP、閲覧：令和7年2月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、棒線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s以下、%）を示す。

〔「過去の気象データ」（気象庁HP、閲覧：令和7年2月）より作成〕

図 3.1-3 伊万里地域気象観測所の風配図（令和6年）

2. 大気質の状況

「令和5年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和6年）によると、佐賀県における大気質の状況として、令和4年度は一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）16局及び自動車排出ガス測定局2局の計18局で大気汚染防止法に基づく常時監視測定を実施している。

対象事業実施区域の周囲には、一般局が3局設置されており、各測定局の概要及び測定項目は表3.1-6、位置は図3.1-4のとおりである。

表 3.1-6 大気測定局の概要及び測定項目（令和4年度）

区分	測定局	設置場所	二酸化 いおう (SO ₂)	二酸化 窒素 (NO ₂)	一酸化 炭素 (CO)	非メタン 炭化水素 (NMHC)	浮遊粒子 状物質 (SPM)	微小粒子 状物質 (PM _{2.5})	光化学 オキシ ダント (O ₃)
一般局	唐津	唐津市二夕子 1-7-83	○	○	—	—	○	○	○
	竹木場	唐津市竹木場 5576-17	○	—	—	—	○	—	—
	大坪	伊万里市大坪町 甲 2863-1	○	○	—	—	○	○	○

注：「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。

〔「令和5年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和6年）より作成〕

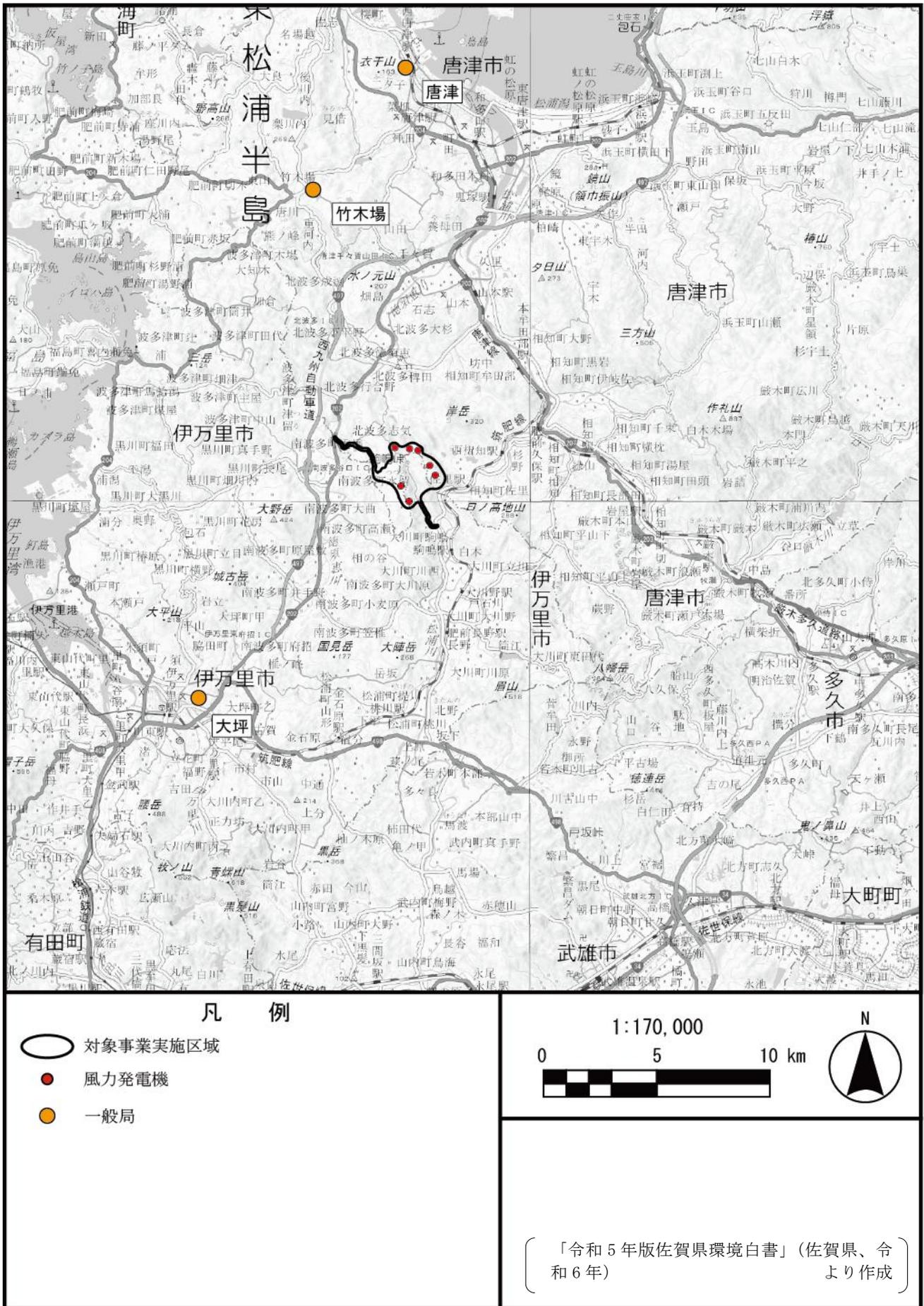


図 3.1-4 大気測定局の位置

(1) 二酸化いおう

令和4年度の各測定局における二酸化いおうの測定結果は表3.1-7のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-8及び図3.1-5のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

短期的評価：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表 3.1-7 二酸化いおうの測定結果（令和4年度）

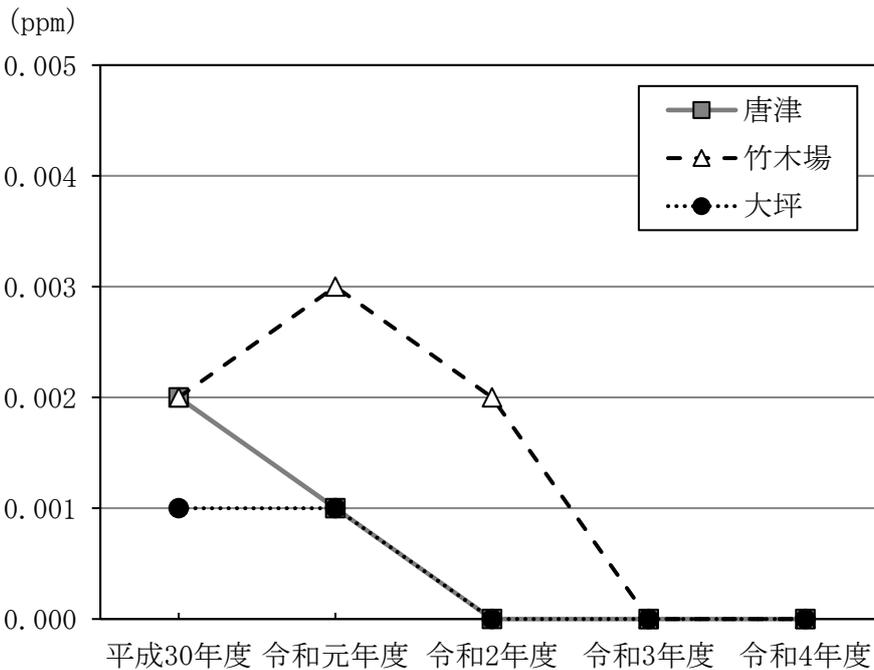
区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
					時間	%	日	%				
一般局	唐津市	唐津	362	0.000	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0
		竹木場	360	0.000	0	0.0	0	0.0	0.020	0.002	○	0
	伊万里市	大坪	362	0.000	0	0.0	0	0.0	0.028	0.002	○	0

〔「令和4年度（2022年度）大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

表 3.1-8 二酸化いおうの年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	唐津市	唐津	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000
		竹木場	0.002	0.003	0.002	0.000	0.000
	伊万里市	大坪	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000

〔「平成30～令和4年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕



〔「平成30～令和4年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

図 3.1-5 二酸化いおうの年平均値の経年変化

(2) 二酸化窒素

令和4年度の各測定局における二酸化窒素の測定結果は表3.1-9のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間に於ける年平均値の経年変化は、表3.1-10及び図3.1-6のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

表3.1-9 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

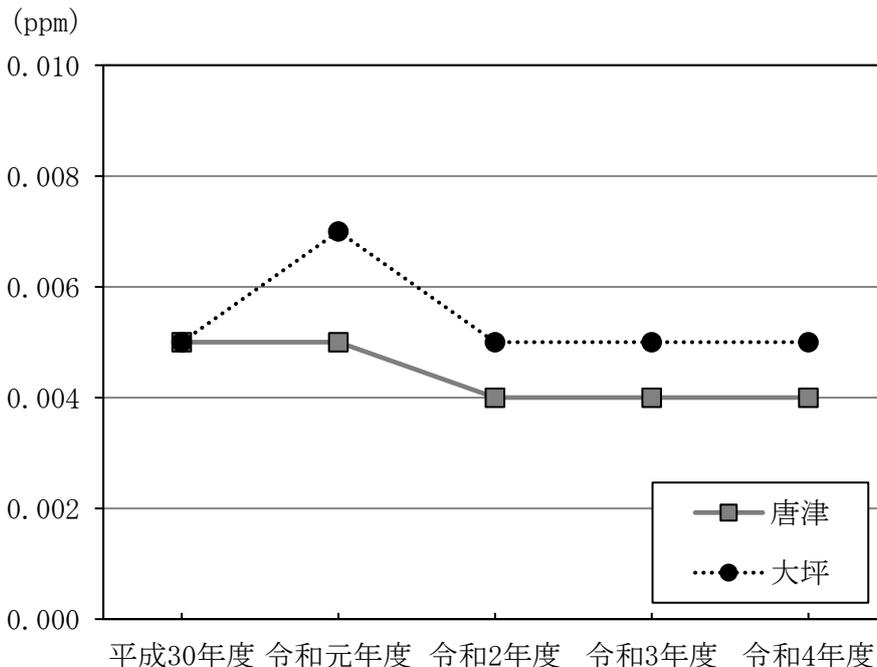
区分	市	測定局	有効測定 日数	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを超え た日数とその割 合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値 の98%値 ppm	98%値評価 による日平 均値が 0.06ppmを 超えた日数
						日	%	日	%		
一般局	唐津市	唐津	362	0.004	0.032	0	0.0	0	0.0	0.010	0
	伊万里市	大坪	362	0.005	0.025	0	0.0	0	0.0	0.009	0

〔「令和4年度（2022年度）大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

表3.1-10 二酸化窒素の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	唐津市	唐津	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
	伊万里市	大坪	0.005	0.007	0.005	0.005	0.005

〔「平成30～令和4年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕



〔「平成30～令和4年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

図3.1-6 二酸化窒素の年平均値の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質

令和4年度の各測定局における浮遊粒子状物質の測定結果は表3.1-11のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-12及び図3.1-7のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

短期的評価：日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること、ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-11 浮遊粒子状物質の測定結果（令和4年度）

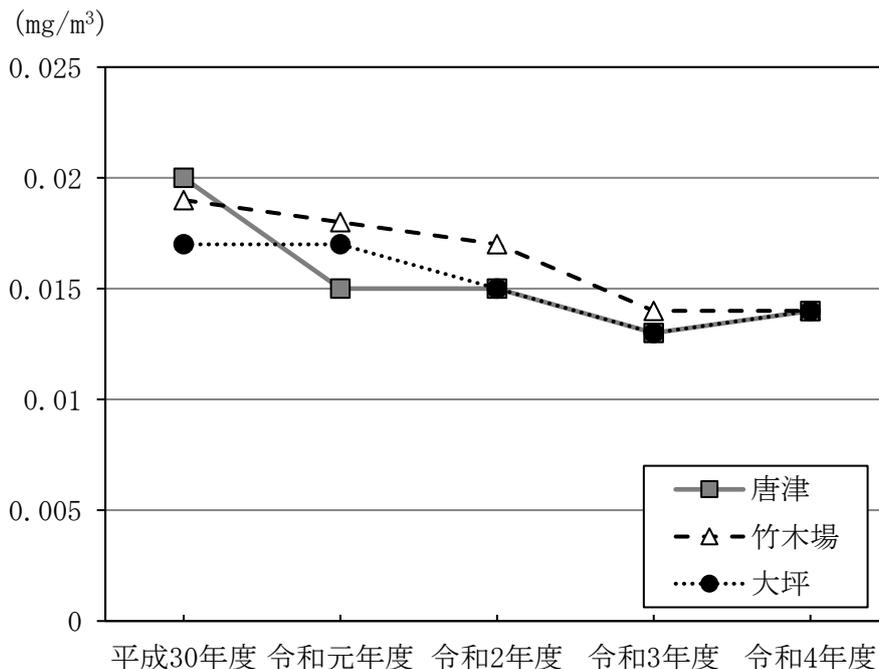
区分	市	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を越えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
					日	mg/m ³	時間	%				
一般局	唐津市	唐津	348	0.014	0	0.0	0	0.0	0.081	0.029	○	0
		竹木場	362	0.014	0	0.0	0	0.0	0.078	0.031	○	0
	伊万里市	大坪	363	0.014	0	0.0	0	0.0	0.068	0.031	○	0

〔「令和4年度（2022年度）大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

表3.1-12 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 (mg/m ³)				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	唐津市	唐津	0.020	0.015	0.015	0.013	0.014
		竹木場	0.019	0.018	0.017	0.014	0.014
	伊万里市	大坪	0.017	0.017	0.015	0.013	0.014

〔「平成30～令和4年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕



〔「平成30～令和4年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

図3.1-7 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

(4) 微小粒子状物質

令和4年度の各測定局における微小粒子状物質の測定結果は表3.1-13のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、過去5年間に於ける年平均値の経年変化は、表3.1-14及び図3.1-8のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：日平均値のうち年間98パーセンタイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表3.1-13 微小粒子状物質の測定結果（令和4年度）

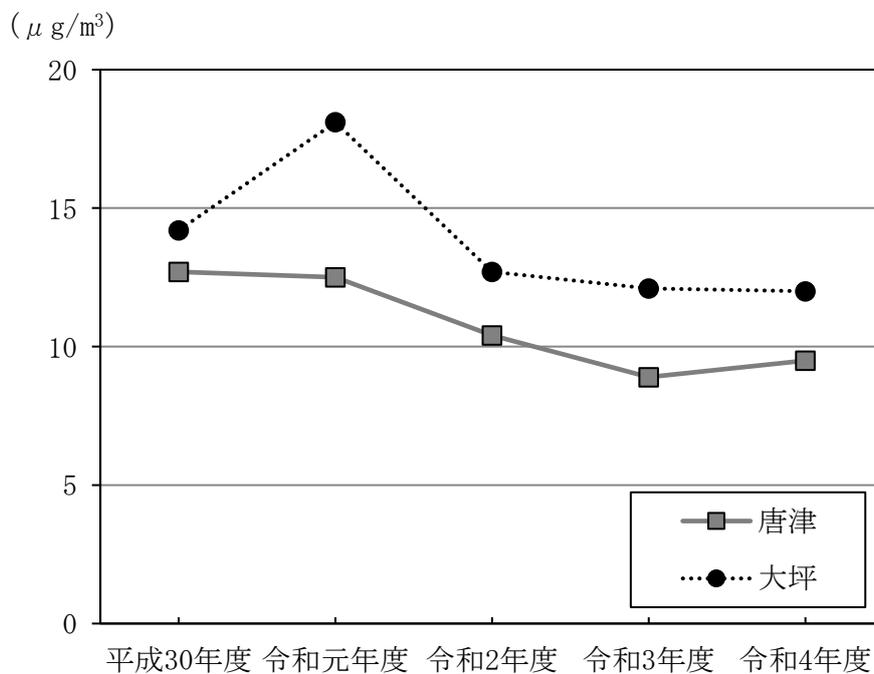
区分	市	測定局	有効測定日数 日	年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		時間値の最高値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値の98%値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	98%値評価による日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 日
					日	%			
一般局	唐津市	唐津	363	9.5	2	0.6	52	22.7	0
	伊万里市	大坪	363	12.0	2	0.6	58	25.6	0

〔令和4年度（2022年度）大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成

表3.1-14 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
			平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和3年度	令和4年度
一般局	唐津市	唐津	12.7	12.5	10.4	8.9	9.5
	伊万里市	大坪	14.2	18.1	12.7	12.1	12.0

〔平成30～令和4年度大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成



〔平成30～令和4年度大気環境調査結果〕（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成

図3.1-8 微小粒子状物質の年平均値の経年変化

(5) 光化学オキシダント

令和4年度の各測定局における光化学オキシダントの測定結果は表3.1-15のとおりであり、いずれの測定局も環境基準を超過している。

また、過去5年間における昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、表3.1-16及び図3.1-9のとおりである。

※ 環境基準とその評価

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の評価：昼間（5時～20時まで）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

表 3.1-15 光化学オキシダントの測定結果（令和4年度）

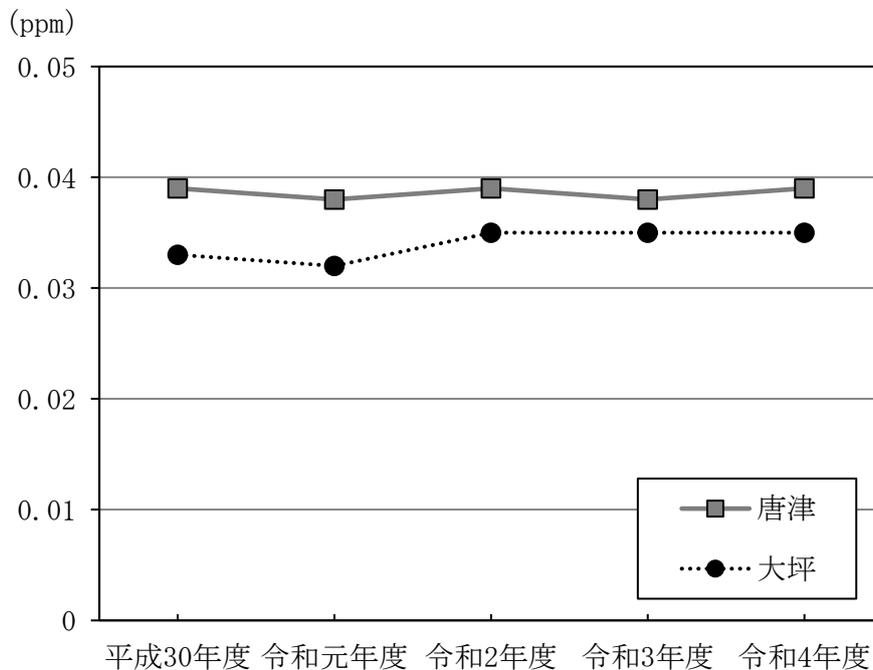
区分	市	測定局	有効測定日数	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	唐津市	唐津	365	0.039	69	385	0	0	0.090	0.049
	伊万里市	大坪	365	0.035	71	403	0	0	0.093	0.049

〔「令和4年度（2022年度）大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

表 3.1-16 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

区分	市	測定局	昼間の1時間値の年平均値（ppm）				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	唐津市	唐津	0.039	0.038	0.039	0.038	0.039
	伊万里市	大坪	0.033	0.032	0.035	0.035	0.035

〔「平成30～令和4年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕



〔「平成30～令和4年度大気環境調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

図 3.1-9 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化

(6) 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る公害苦情受理件数は、「令和 5 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 6 年）によると、令和 4 年度は唐津市で 2 件、伊万里市で 26 件である。

3. 騒音の状況

(1) 一般環境騒音の状況

「令和 3 年度 環境報告」（伊万里市、令和 4 年）によると、一般環境騒音測定が伊万里市内 4 地点で実施されている。令和 3 年度の対象事業実施区域の周囲における一般環境騒音の測定地点は図 3.1-10、測定結果は表 3.1-17 のとおりであり、いずれの地点も環境基準を達成している。

表 3.1-17 一般環境騒音の測定結果（令和 3 年度）

（単位：デシベル）

地点名	環境基準 類型	指定地域 種別	昼 間 (6:00~22:00)		夜 間 (22:00~6:00)	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
栄町公民館	A	1	34	55	25	45
中央駐車場	C	3	43	60	34	50
市役所駐車場	B	2	41	55	36	45
東八公民館	B	2	35	55	31	45

〔「令和 3 年度 環境報告」（伊万里市、令和 4 年）より作成〕

(2) 自動車環境騒音の状況

「唐津市の環境 令和 3 年度版」（唐津市、令和 4 年）及び「令和 3 年度 環境報告」（伊万里市、令和 4 年）によると、自動車環境騒音の測定が唐津市内 3 地点、伊万里市内 3 地点で実施されている。令和 3 年度の対象事業実施区域の周囲における自動車騒音の測定地点は図 3.1-10、測定結果は表 3.1-18 のとおりであり、唐津市文化体育館前では昼間の測定値が環境基準を超過している。

表 3.1-18 自動車騒音の測定結果（令和 3 年度）

（単位：デシベル）

市	測定地点	道路名	環境基準 類型	指定地域 種別	昼 間 (6:00~22:00)			夜 間 (22:00~6:00)		
					測定値	環境 基準	要請 限度	測定値	環境 基準	要請 限度
唐津市	都市コミュニテイ センター前	—	B	—	65	65	—	57	60	—
	文化体育館前（幹 線道路）	—	C	—	67	65	—	59	60	—
	市役所本庁前（幹 線道路）	—	C	—	66	70	—	57	65	—
伊万里市	黒川町畑川内 2238 付近	黒川町畑川内 巖木線	無	第 4 種	68	70	75	61	65	70
	黒川町大黒川 1373-1 付近	塩屋大曲線	無	第 4 種	67	70	75	60	65	70
	黒川町真手野 2943-1 付近	塩屋大曲線	無	第 4 種	69	70	75	61	65	70

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「唐津市の環境 令和 3 年度版」（唐津市、令和 4 年）
「令和 3 年度 環境報告」（伊万里市、令和 4 年）より作成〕

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る公害苦情受理件数は、「令和5年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和6年）によると、令和4年度は唐津市で2件、伊万里市で7件である。

4. 振動の状況

(1) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、唐津市、伊万里市及び佐賀県において公表された測定結果はない。

(2) 道路交通振動の状況

「唐津市の環境 令和3年度版」（唐津市、令和4年）及び「令和3年度 環境報告」（伊万里市、令和4年）によると、道路交通振動の測定が唐津市内3地点、伊万里市内2地点で実施されている。令和3年度の対象事業実施区域の周囲における道路交通振動の測定地点は図3.1-10、測定結果は表3.1-19のとおりであり、いずれの地点も要請限度を達成している。

表 3.1-19 道路交通振動の測定結果（令和3年度）

（単位：デシベル）

市	測定地点	地域の類型	昼間 (8:00～19:00)		夜間 (19:00～8:00)	
			測定値	要請限度	測定値	要請限度
唐津市	都市コミュニティセンター前	第1種	32	60	25未満	55
	文化体育館前（幹線道路）	第2種	44	65	36	60
	市役所本庁前（幹線道路）	第2種	37	65	30	60
伊万里市	黒川町畑川内 2238 付近	—	16	65	10	60
	黒川町大黒川 1373-1 付近	—	43	65	28	60

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「唐津市の環境 令和3年度版」（唐津市、令和4年）
「令和3年度 環境報告」（伊万里市、令和4年）より作成〕

(3) 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る公害苦情受理件数は、「令和5年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和6年）によると、令和4年度は唐津市、伊万里市ともに0件である。

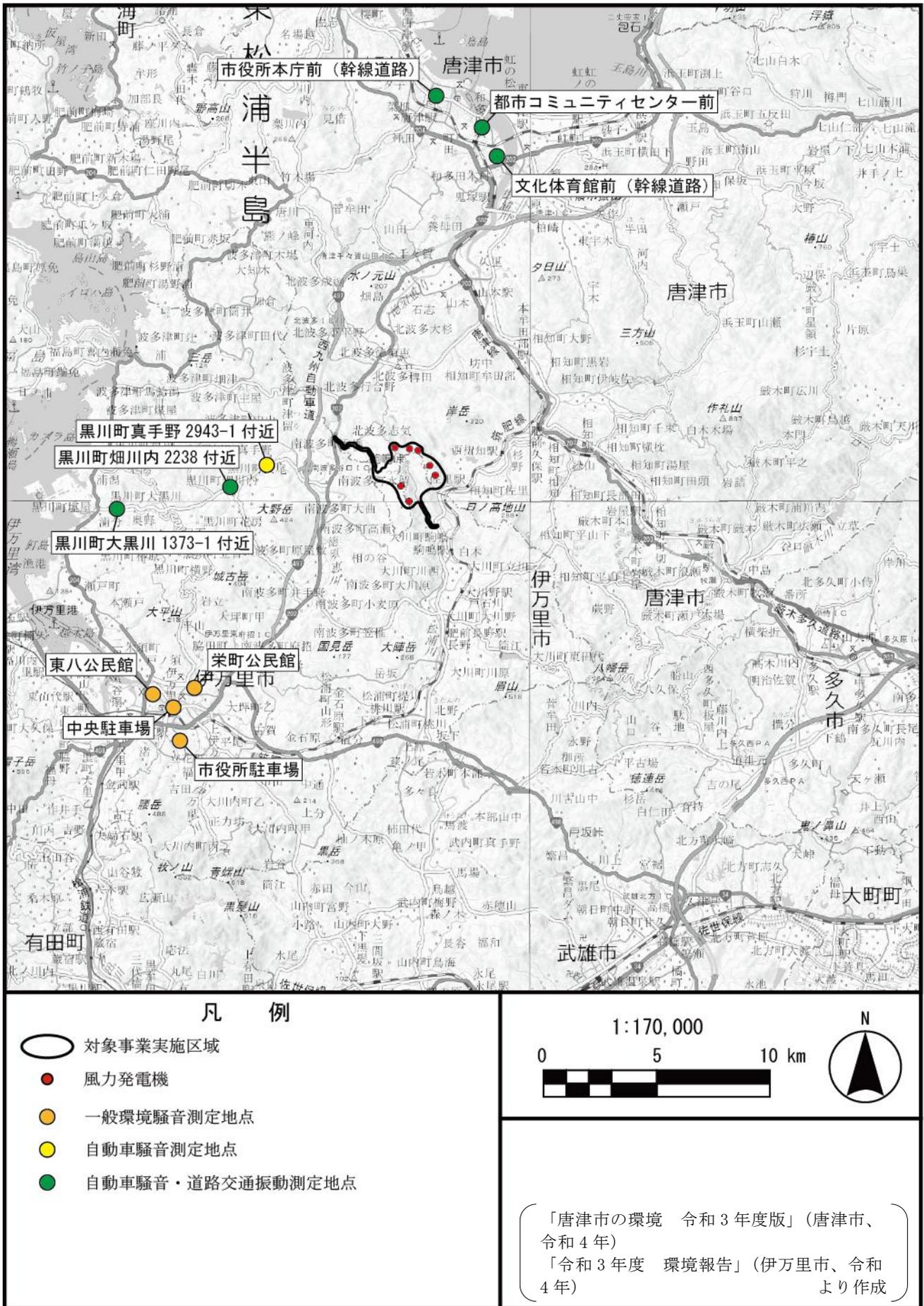


図 3.1-10 一般環境騒音測定地点、自動車騒音測定地点及び道路交通振動測定地点の位置

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は図 3.1-11 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には一級河川の松浦川及び支川の徳須恵川等がある。

(2) 湖沼

対象事業実施区域及びその周囲の主要な湖沼の状況は図 3.1-11 のとおりであり、中三ッ木溜池、郷目木溜池等の溜池がある。

(3) 海域

対象事業実施区域及びその周囲に海域は存在しない。

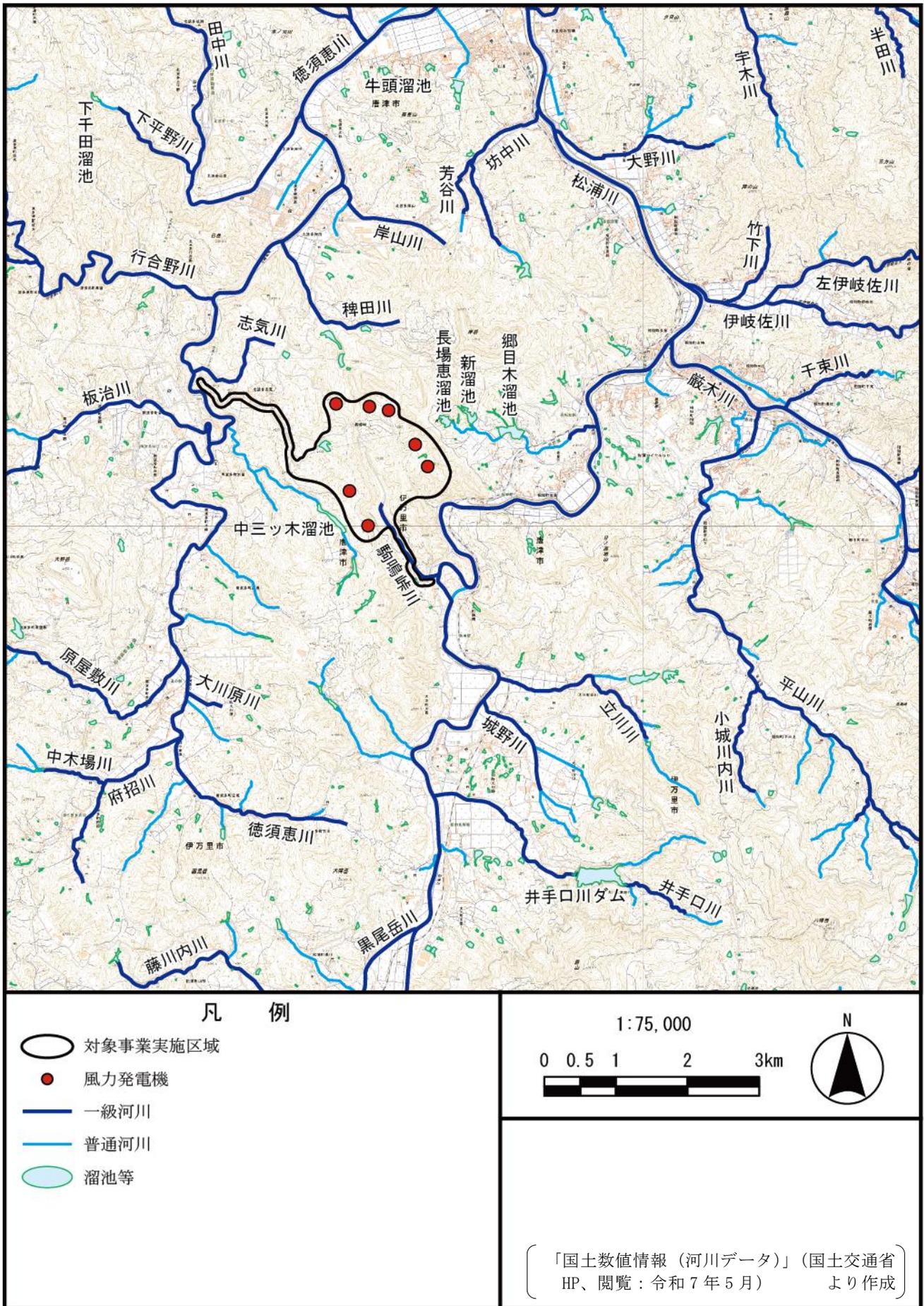


図 3.1-11 主要な河川及び湖沼の状況

2. 水質の状況

(1) 河川の水質

佐賀県内では、令和5年度は類型が指定されている63河川100地点で水質調査を実施している。

対象事業実施区域の周囲における河川の水質の状況として、松浦川の久保橋（和田山橋）及び荒瀬橋（牟田部）、巖木川の山崎橋（浦の川橋）並びに徳須恵川の田中川合流点（徳須恵橋）において生活環境項目、全窒素・全リン及び健康項目の測定が行われている。水質測定地点は図3.1-12、令和5年度の水質測定結果は表3.1-20のとおりであり、久保橋（和田山橋）では溶存酸素量、田中川合流点（徳須恵橋）では水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量及び大腸菌数で環境基準値を満たさない検体がある。

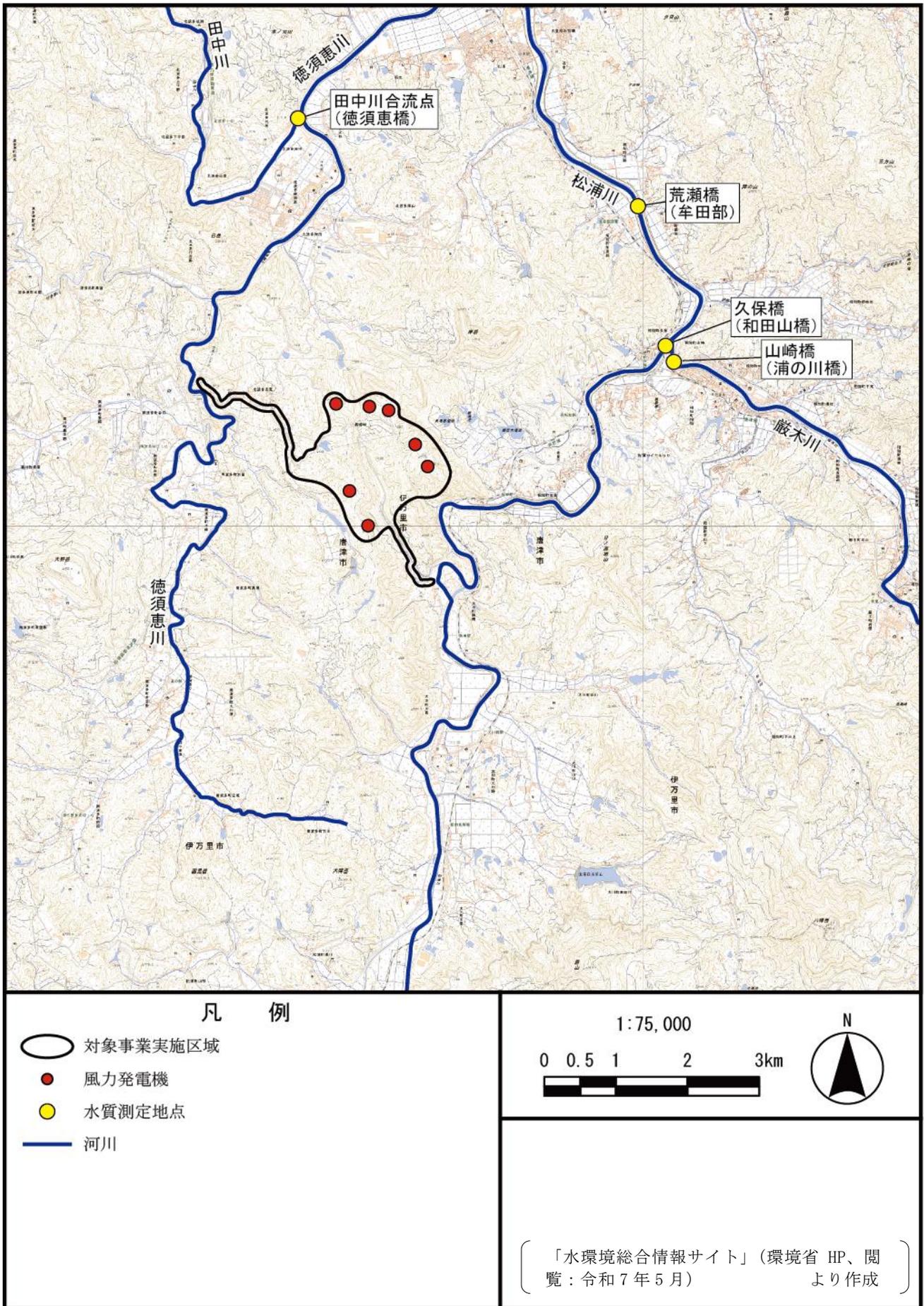


図 3.1-12 水質測定地点の位置

表 3.1-20(1) 河川の水質測定結果（生活環境項目：令和5年度）

水域名（河川名等）		松浦川					松浦川					環境基準 A 類型 （河川）
測定地点名		久保橋（和田山橋）					荒瀬橋（牟田部）					
類 型		A					A					
測定項目	単位	最小値	最大値	75%値	m	n	最小値	最大値	75%値	m	n	
水素イオン濃度(pH)	—	7.3	7.8	—	0	12	7.4	7.7	—	0	12	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.4	12	—	1	12	8.5	12	—	0	12	7.5 以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	1.0	0.9	0	12	<0.5	1.2	0.6	0	12	2 以下
浮遊物質質量(SS)	mg/L	2	16	—	0	12	1	12	—	0	12	25 以下
大腸菌数	CFU/100mL	12	250	—	0	4	62	110	—	0	4	300 以下
水域名（河川名等）		厳木川					徳須恵川					環境基準 A 類型 （河川）
測定地点名		山崎橋（浦の川橋）					田中川合流点（徳須恵橋）					
類 型		A					A					
測定項目	単位	最小値	最大値	75%値	m	n	最小値	最大値	75%値	m	n	
水素イオン濃度(pH)	—	7.4	8.0	—	0	12	7.3	9.0	—	1	12	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.5	12	—	0	12	7.7	13	—	0	12	7.5 以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	0.7	0.6	0	12	<0.5	3.8	0.9	1	12	2 以下
浮遊物質質量(SS)	mg/L	<1	6	—	0	12	1	14	—	0	12	25 以下
大腸菌数	CFU/100mL	<1	430	—	0	12	13	620	—	1	4	300 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準値を満たさない検体数、「n」は総検体数を示す。ただし同日に複数回測定した場合も検体数は1とした。

3. 「<」は定量限界値未満であることを示す。

〔「水環境総合情報サイト」（環境省 HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

表 3.1-20(2) 河川の水質測定結果（全窒素・全磷：令和5年度）

水域名（河川名等）		松浦川					松浦川				
測定地点名		久保橋（和田山橋）					荒瀬橋（牟田部）				
類 型		—					—				
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値
全窒素	mg/L	0.64	1.8	—	4	1.1	0.65	1.3	—	4	0.94
全磷	mg/L	0.053	0.12	—	4	0.073	0.045	0.061	—	4	0.054
水域名（河川名等）		厳木川					徳須恵川				
測定地点名		山崎橋（浦の川橋）					田中川合流点（徳須恵橋）				
類 型		—					—				
測定項目	単位	最小値	最大値	m	n	平均値	最小値	最大値	m	n	平均値
全窒素	mg/L	0.64	1.1	—	12	0.80	0.82	1.7	—	4	1.4
全磷	mg/L	0.009	0.042	—	12	0.024	0.031	0.11	—	4	0.059

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m」は環境基準値を満たさない検体数、「n」は総検体数を示す。

〔「水環境総合情報サイト」（環境省 HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

表 3.1-20(3) 河川の水質測定結果（健康項目：令和5年度）

水域名（河川名等）		松浦川		巖木川	徳須恵川	環境基準
測定地点名		久保橋 (和田山橋)	荒瀬橋 (牟田部)	山崎橋 (浦の川橋)	田中川 合流点 (徳須恵橋)	
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	—	—	0.003 mg/L 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	—	—	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.001	—	—	—	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	—	—	0.02 mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.001	—	—	—	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	—	—	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと。
PCB	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.76	0.63	0.56	0.80	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	—	<0.08	—	—	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	—	—	—	—	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	—	0.05 mg/L 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「<」は定量限界値未満であることを（検出されないこと）を示す。

〔「水環境総合情報サイト」（環境省 HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

(2) 湖沼の水質

対象事業実施区域及びその周囲の湖沼において、水質測定は実施されていない。

(3) 地下水の水質

対象事業実施区域の周囲における地下水の水質の状況として、令和3年度は概況調査が伊万里市南波多町大曲及び波多津町木場で、継続監視調査が唐津市巖木町岩屋で行われている。測定結果は表3.1-21のとおりであり、唐津市巖木町岩屋の1地点でテトラクロロエチレンが環境基準を超過している。なお、令和5年度の唐津市巖木町岩屋での継続監視調査では、環境基準値の超過は確認されていない。

表3.1-21(1) 地下水水質の測定結果（概況調査・令和3年度）

市		伊万里市		環境基準
地区名		南波多町大曲	波多津町木場	
井戸深度 (m)		5	不明	
浅深井戸別		浅井戸	深井戸	
用途区分		一般飲用	水道水源	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	—	<0.1	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	—	<0.04	0.02 mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	検出されないこと。
PCB	mg/L	—	—	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	—	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.008	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	—	<0.001	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.0	6.8	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	<0.1	<0.1	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	0.05 mg/L 以下

注：1. 「<」は定量下限値未満であること（検出されないこと）を示す。

2. 「—」は該当がないことを示す。

〔「令和3年度（2021年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和5年）より作成〕

表 3.1-21(2) 地下水水質の測定結果（継続監視調査・令和3年度）

市		唐津市			環境基準
地区名		巖木町岩屋	巖木町岩屋	巖木町岩屋	
井戸深度 (m)		不明	5	不明	
浅深井戸別		不明	浅井戸	浅井戸	
用途区分		生活用水	生活用水	生活用水	
カドミウム	mg/L	—	—	—	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	—	—	—	検出されないこと。
鉛	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	—	—	—	0.02 mg/L 以下
砒素	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	—	—	—	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと。
PCB	mg/L	—	—	—	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.012	0.0056	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	—	—	—	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	10 mg/L 以下
ふっ素	mg/L	—	—	—	0.8 mg/L 以下
ほう素	mg/L	—	—	—	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	0.05 mg/L 以下

注：1. 「<」は定量下限値未満であること（検出されないこと）を示す。

2. 「—」は該当がないことを示す。

〔「令和3年度（2021年度）公共用水域及び地下水の水質測定結果」（佐賀県、令和5年）より作成〕

(4) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る公害苦情受理件数は、「令和5年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和6年）によると、令和4年度は唐津市で2件、伊万里市で14件である。

3. 水底の底質の状況

「令和5年度ダイオキシン類調査結果」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）によると、佐賀県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号、最終改正：令和4年6月17日）の規定に基づき、ダイオキシン類による汚染の状況を調査しており、令和5年度は10地点（河川8地点、海域2地点）で底質調査が行われており、対象事業実施区域の周囲にある松浦川水系を含め環境基準値を超過した地点はない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土 壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は図 3.1-13 のとおりである。

対象事業実施区域は、主に褐色森林土壌、黄色土壌及び乾性褐色森林土壌からなっている。

(2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 7 年 4 月 30 日現在）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、唐津市及び伊万里市に「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「形質変更時要届出区域」があるが、対象事業実施区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

(3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る公害苦情受理件数は、「令和 5 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 6 年）によると、令和 4 年度は唐津市、伊万里市ともに 0 件である。

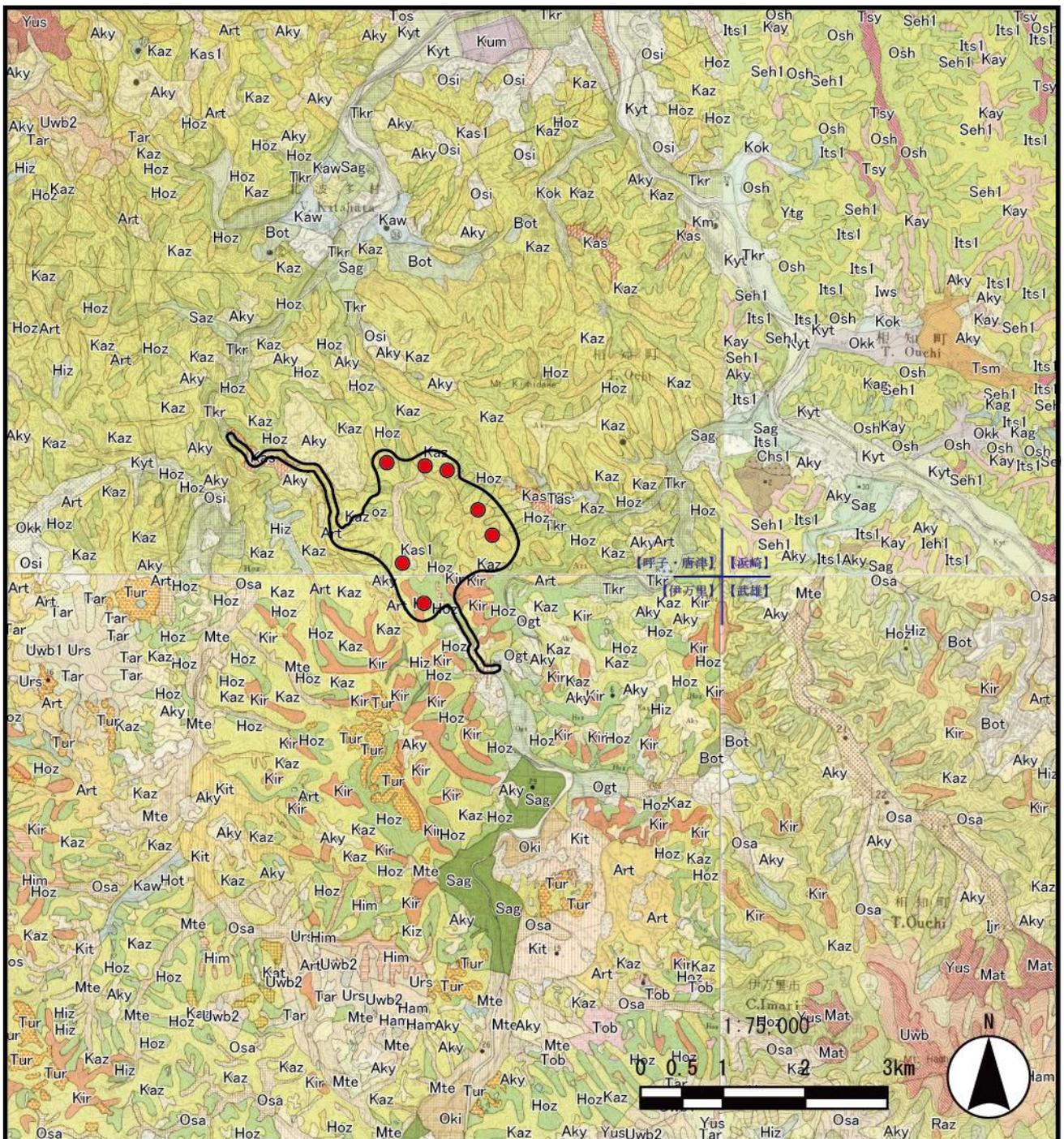
2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

「令和 5 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 7 年）によると、対象事業実施区域が位置する唐津市及び伊万里市において地盤沈下は確認されていない。

(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る公害苦情受理件数は、「令和 5 年版佐賀県環境白書」（佐賀県、令和 6 年）によると、令和 4 年度は唐津市、伊万里市ともに 0 件である。



凡例

- 対象事業実施区域 (Target project implementation area)
- 風力発電機 (Wind power generator)

山地および丘陵地 【呼子・唐津】 【伊万里】 【浜崎】 【武雄】

岩石地

石炭鉱滓堆積未熟土壌 Bot Bot Bot Bot

乾性褐色森林土壌 (黄褐色系) Kir Kir Kay Kir

乾性褐色森林土壌 (赤褐色系) Kas1

褐色森林土壌 Tar Urs Urs

褐色森林土壌 (黄褐色系) Kaz Kaz Seh1 Kaz
Hoz Hoz Its1 Hoz
Chs1

湿性褐色森林土壌 Hiz Hiz Kag Hiz

暗赤色土壌 Uwb2 Uwb1 Uwb2 Ham

丘陵地および低地
赤色土壌
暗赤色土壌
黄色土壌

褐色低地土壌

細粒灰色低地土壌
灰色低地土壌

粗粒灰色低地土壌
細粒グライ土壌
黒泥土壌

【呼子・唐津】 Yus Os1 Aky Art Tos Isi Sag Tkr Kyt Kok Okk Kaw Kum

【伊万里】 Tob Yus Aky Tur Kat Kit Art Him Oki Mte Ijr Osa Sag Ogt Tkr

【浜崎】 Aky Osh Iws Tsm Tsy Ytg Sag Tkr Okk Kok Kyt

【武雄】 Yus Mat Aky Kat Art Ijr Osa Mte

共通: 湖沼 市街地 土壤断面柱状図位置

「土地分類基本調査 土壤図 呼子・唐津」(佐賀県、昭和50年)
 「土地分類基本調査 土壤図 伊万里」(佐賀県、昭和51年)
 「土地分類基本調査 土壤図 浜崎」(佐賀県、昭和54年)
 「土地分類基本調査 土壤図 武雄」(佐賀県、昭和49年)より作成

図 3.1-13 土壤図

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は図 3.1-14 のとおりであり、対象事業実施区域は、主に中起伏山地及び丘陵地からなっている。

また、「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）によると、表 3.1-22 及び図 3.1-15 のとおり、対象事業実施区域の周囲に「東松浦半島」、「巖木川中流」、「久里」及び「見帰の滝」が存在する。

表 3.1-22 対象事業実施区域の周囲における地形の状況（典型地形）

地形項目	名称
溶岩台地	東松浦半島
谷底平野	巖木川中流
自然堤防	久里
滝及び滝壺	見帰の滝

〔「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）より作成〕

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は図 3.1-16 のとおりである。対象事業実施区域は主に砂岩が分布している。

3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）において選定された保存すべき地形は存在しない。

また、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定されている重要な地形・地質に関する名勝・天然記念物は存在しない。

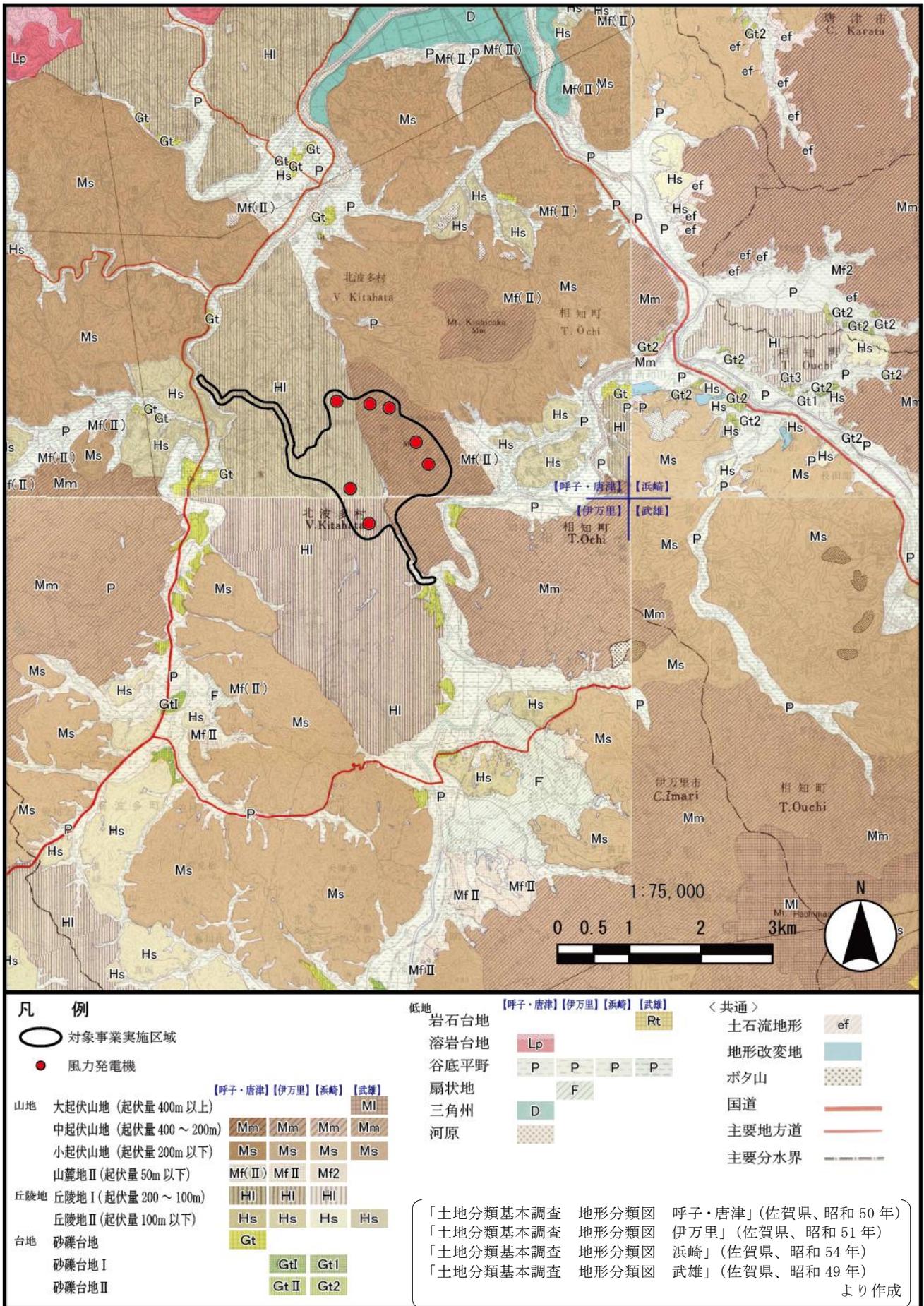


図 3.1-14 対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況 (地形分類図)

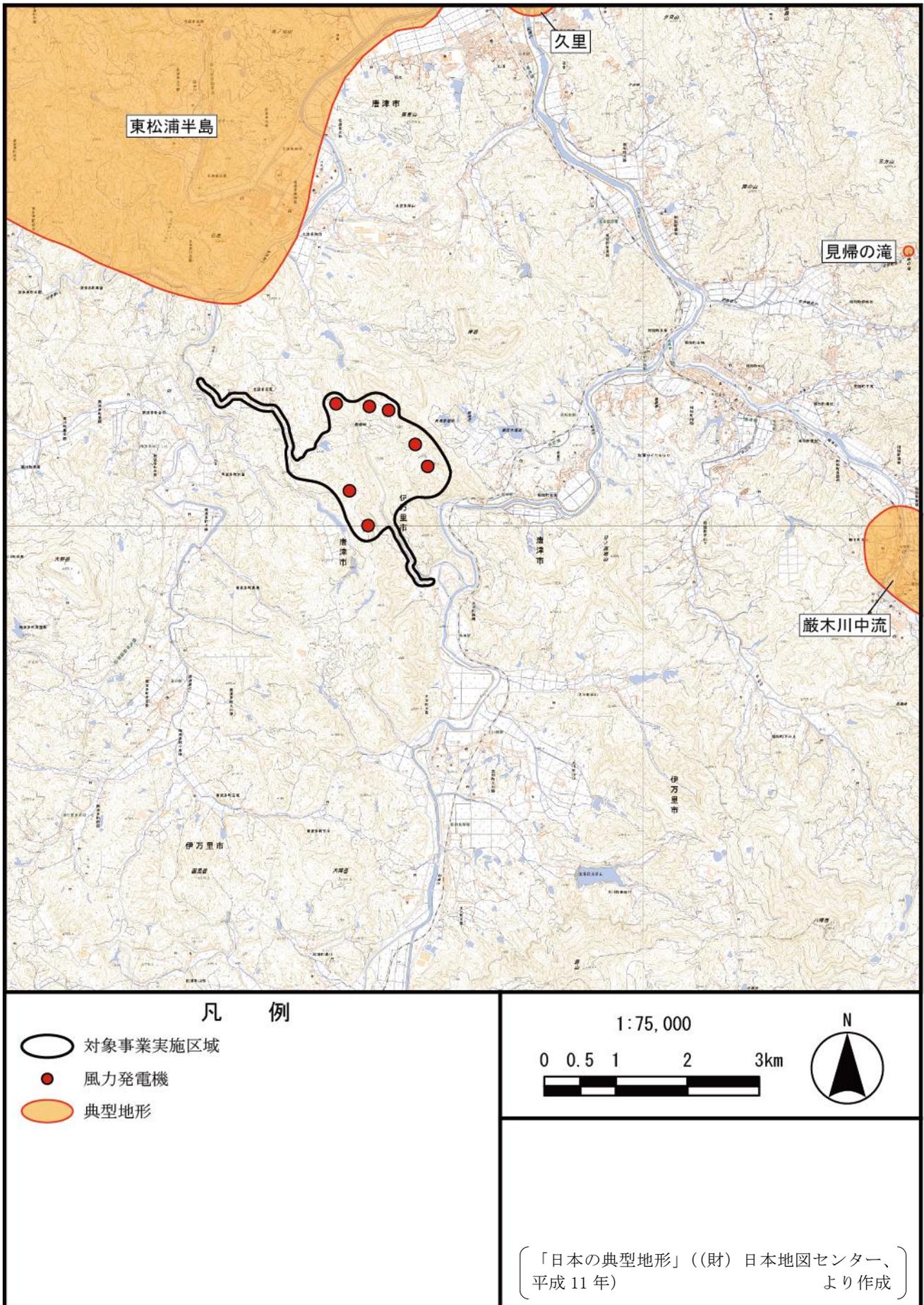


図 3.1-15 対象事業実施区域の周囲における地形の状況 (典型地形)

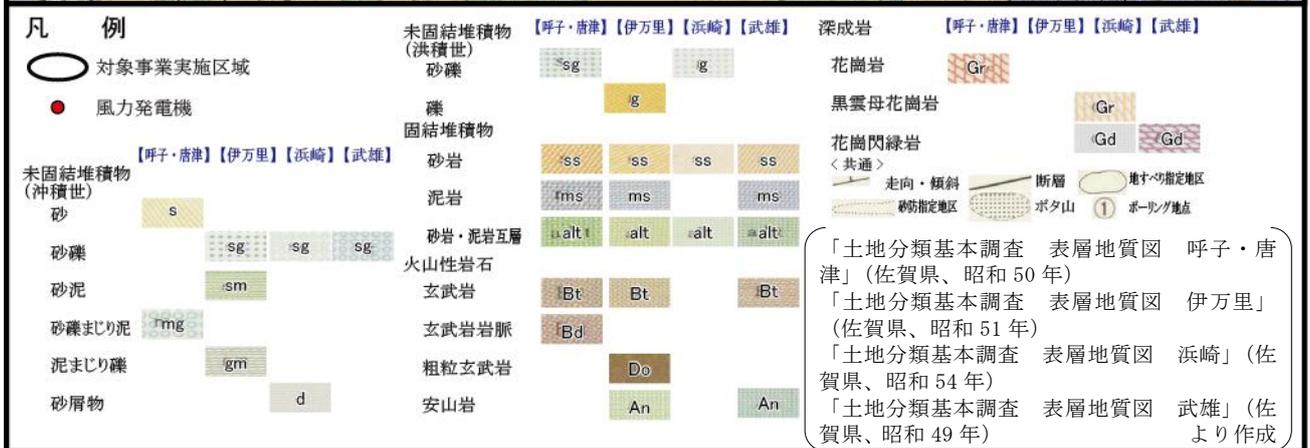
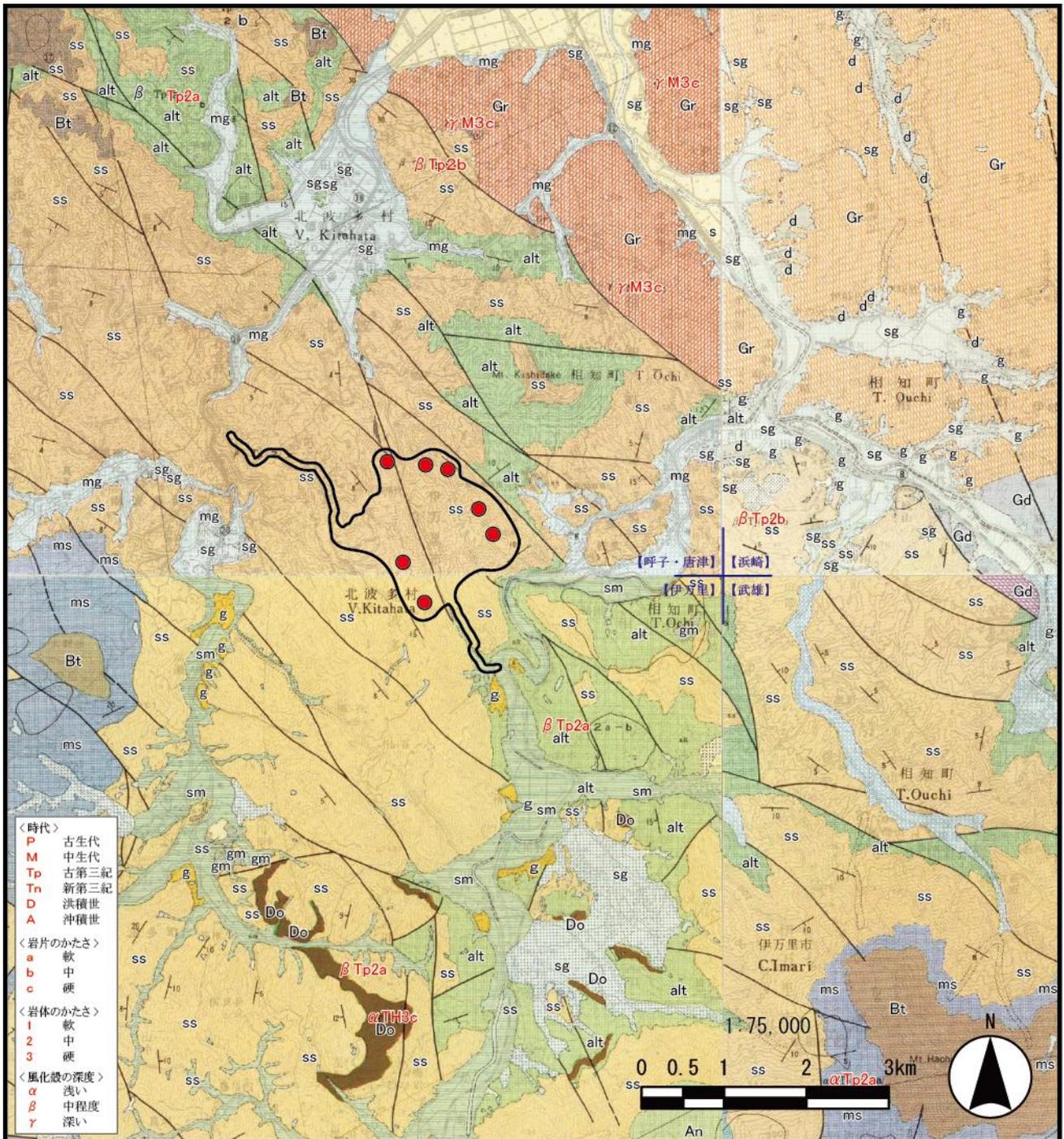


図 3.1-16 表層地質

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「佐賀県レッドリスト 2003」（佐賀県、平成 16 年）、「佐賀の野鳥」（佐賀県、昭和 53 年）、対象事業実施区域を含む旧市町村の各市町村史等）により整理した。

また、「自然環境保全基礎調査」については、対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュ^注として、「徳須恵」、「相知」、「伊万里」及び「多久」を対象とした。調査範囲は表 3.1-23 及び図 3.1-17 のとおりである。

注：国土地理院発行の 1/25,000 の地形図名称

表 3.1-23 動物に係る文献その他の資料

文献その他の資料名	調査範囲
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 2 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ [※]
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 4 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ [※]
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 5 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ [※]
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 6 回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ [※]
「生物多様性情報システム－ガンカモ類の生息調査－」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ [※]
「佐賀県レッドリスト 2003」（佐賀県、平成 16 年）	唐津市、伊万里市
「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016」（佐賀県、平成 29 年）	唐津市、伊万里市
「佐賀の野鳥」（佐賀県、昭和 53 年）	唐津市、伊万里市
「改訂版 佐賀県の淡水魚 人と川と自然を考える」（佐賀県立図書館、平成 26 年）	唐津市、伊万里市
「北波多の自然」（唐津市、平成 23 年）	唐津市（旧北波多村）
「相知町史」（相知町、昭和 53 年）	相知町
「北波多村史」（北波多村、平成 20 年）	唐津市（旧北波多村）
「伊万里市史」（伊万里市、平成 18 年）	伊万里市
「唐津の自然」（「唐津の自然」作成実行委員会、令和 2 年）	唐津市
専門家へのヒアリングによる確認種（平成 30 年 1 月実施）	対象事業実施区域及びその周囲

注：※について、対象事業実施区域が含まれるメッシュは「図 3.1-17 文献その他の資料調査範囲」の 2 次メッシュ「徳須恵」、「相知」、「伊万里」及び「多久」を示す。

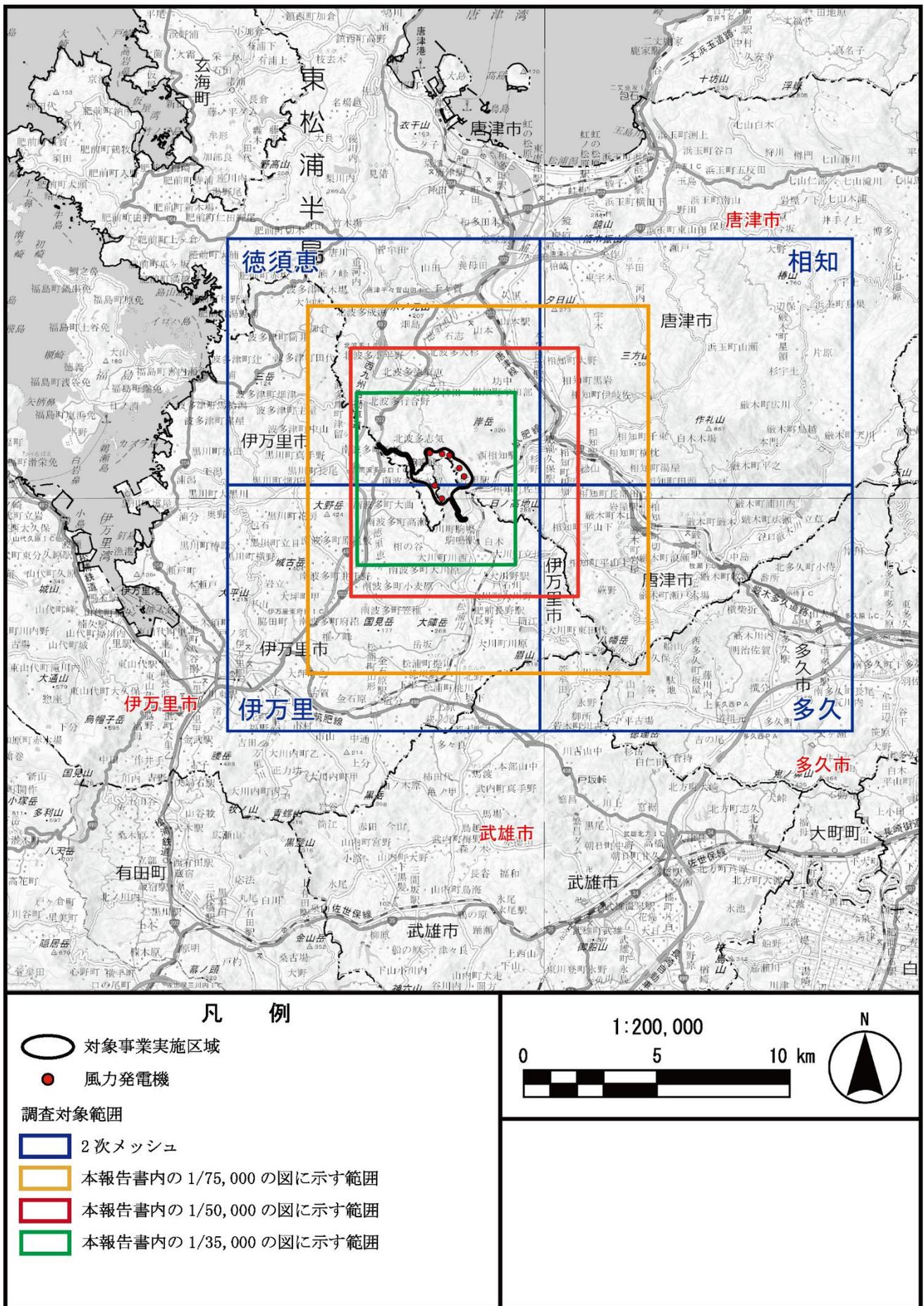


図 3.1-17 文献その他の資料調査範囲

(1) 動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は、表 3.1-24 のとおりであり、哺乳類 29 種、鳥類 240 種、爬虫類 15 種、両生類 14 種、昆虫類 853 種、魚類 54 種、陸産貝類 6 種及び底生動物 29 種の計 1,240 種が確認されている。

表 3.1-24(1) 動物相の概要

分類	文献名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)	4種	ヒミズ、コウベモグラ、コキクガシラコウモリ(ニホンコキクガシラコウモリ)、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ノレンコウモリ、アブラコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ハタネズミ、アカネズミ、ヒメネズミ、カヤネズミ、ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、タヌキ、キツネ、テン(ホンドテン)、シベリアイタチ、ニホンイタチ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ等 (29種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第4回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)	7種	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第5回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)	2種	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第6回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)	6種	
	「佐賀県レッドリスト2003」(佐賀県、平成16年)	1種	
	「北波多の自然」(唐津市、平成23年)	15種	
	「相知町史」(相知町、昭和53年)	5種	
	「北波多村史」(北波多村、平成20年)	15種	
	「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)	20種	
	「唐津の自然」(「唐津の自然」作成実行委員会、令和2年)	23種	
	専門家へのヒアリングによる確認種(平成30年1月実施)	1種	
鳥類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)	57種	オシドリ、カルガモ、マガモ、キジバト、クイナ、カイツブリ、イソシギ、カワウ、ヘラサギ、ササゴイ、ミサゴ、ハチクマ、フクロウ、コゲラ、サンショウクイ、ヒヨドリ、クロツグミ、コサメビタキ、アトリ、アオジ、オオジュリン等 (240種)
	「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)	8種	
	「佐賀県レッドリスト2003」(佐賀県、平成16年)	11種	
	「佐賀の野鳥」(佐賀県、昭和53年)	131種	
	「北波多の自然」(唐津市、平成23年)	132種	
	「相知町史」(相知町、昭和53年)	90種	
	「北波多村史」(北波多村、平成20年)	131種	
	「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)	201種	
「唐津の自然」(「唐津の自然」作成実行委員会、令和2年)	121種		
爬虫類	「佐賀県レッドリスト2003」(佐賀県、平成16年)	2種	ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、アオダイショウ、シロマダラ、ヤマカガシ等 (15種)
	「北波多の自然」(唐津市、平成23年)	13種	
	「北波多村史」(北波多村、平成20年)	14種	
	「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)	14種	
	「唐津の自然」(「唐津の自然」作成実行委員会、令和2年)	15種	
両生類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第4回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)	2種	カスミサンショウウオ、プチサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル (14種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第5回動植物分布調査)」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)	13種	
	「佐賀県レッドリスト2003」(佐賀県、平成16年)	3種	
	「北波多の自然」(唐津市、平成23年)	10種	
	「北波多村史」(北波多村、平成20年)	10種	
	「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)	14種	
	「唐津の自然」(「唐津の自然」作成実行委員会、令和2年)	14種	

表 3.1-24(2) 動物相の概要

分類	文献名	確認種数	主な確認種
昆虫類	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第2回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年5月）	14種	モンカゲロウ、ベニイトトンボ、ムスジイトトンボ、クロサナエ、タバサナエ、エンマコオロギ、ツマグロバツタ、ヒメハルゼミ、ツチカメムシ、オオアメンボ、コオイムシ、クロセセリ、タイワンツバメシジミ本土亜種、キタテハ、ツマグロキチョウ、サツマスズメ、ホソバミドリヨトウ、ホソヒラタアブ、ガムシ、クワカミキリ、ヤマトアシナガバチ等 (853種)
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第4回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年5月）	76種	
	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第5回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年5月）	83種	
	「佐賀県レッドリスト2003」（佐賀県、平成16年）	9種	
	「北波多の自然」（唐津市、平成23年）	352種	
	「北波多村史」（北波多村、平成20年）	719種	
	「伊万里市史」（伊万里市、平成18年）	103種	
魚類	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第4回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年5月）	8種	カワヤツメ、オオキンブナ、ヤリタナゴ、アブラボテ、オイカワ、カワムツ、モツゴ、カマツカ、ドジョウ、ナマズ、ニホンイトヨ、ミナミメダカ、クルメサヨリ、マハゼ、オオヨシノボリ、スミウキゴリ等 (54種)
	「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編2016」（佐賀県、平成29年）	17種	
	「改訂版 佐賀県の淡水魚 人と川と自然を考える」（佐賀県立図書館、平成26年）	16種	
	「北波多の自然」（唐津市、平成23年）	23種	
	「北波多村史」（北波多村、平成20年）	32種	
	「伊万里市史」（伊万里市、平成18年）	26種	
	「唐津の自然」（「唐津の自然」作成実行委員会、令和2年）	27種	
陸産貝類	「北波多の自然」（唐津市、平成23年）	3種	キセルガイの一種、ヤマナメクジ、チャコウラナメクジ、ウスカワマイマイ、ツクシマイマイ、ミスジマイマイ (6種)
	「北波多村史」（北波多村、平成20年）	3種	
	「唐津の自然」（「唐津の自然」作成実行委員会、令和2年）	6種	
底生動物	「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第4回動植物分布調査）」（環境省 HP、閲覧：令和7年5月）	3種	マルタニシ、タガイ、トンガリササノハガイ、ヤマトシジミ、マンジミ、ニッポンヨコエビ、ヒラテテナガエビ、テナガエビ、モクズガニ等 (29種)
	「北波多の自然」（唐津市、平成23年）	21種	
	「北波多村史」（北波多村、平成20年）	10種	
	「伊万里市史」（伊万里市、平成18年）	11種	
	「唐津の自然」（「唐津の自然」作成実行委員会、令和2年）	20種	
合計	1,240種		

注：哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物の種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和6年）、陸産貝類の種名は「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅲ」（環境庁、平成10年）、鳥類の種名は「日本鳥類目録 改訂第8版」（日本鳥学会、令和6年）に準拠した。

「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）には、ガン・カモ・ハクチョウ類の生息状況及び渡来傾向が掲載されており、対象事業実施区域及びその周囲にある調査地点としては、図 3.1-18 のとおり 11 地点があげられる。平成 26 年度から令和 5 年度までの調査結果は表 3.1-25 のとおりである。「成淵第 1 溜池」、「大杉新ため池」、「稗田ライスセンター横溜池」、「志気一下」、「南波多町大曲」、「南波多町原屋敷」及び「大川町相ノ川」においては過去 10 年間に於いて調査されていない地点であるため、表 3.1-25 には記載していない。

猛禽類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-19 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲においてハチクマの渡り経路（春季及び秋季）が確認されている。なお、ノスリ、サシバ、アカハラダカについては、図 3.1-20～図 3.1-22 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲では確認されていない。

ツル類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-23 のとおり、対象事業実施区域は、大陸へ移動するツル類の渡りの経路に位置していることが確認されている。

「センシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、図 3.1-24 のとおり、日中の渡りルートについては、ツル類は対象事業実施区域付近を渡りルートとして利用し、猛禽類は、図 3.1-25 のとおり、ハチクマ、アカハラダカ、サシバが対象事業実施区域の周囲を渡りルートとして利用している。また、夜間の渡りについては、図 3.1-26 のとおり、対象事業実施区域の最も近い確認地点において春季は東方向に、秋季は南西方向に渡りルートとして利用している傾向が示されている。

また、「環境省報道発表資料ー希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果についてー」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、イヌワシについては、図 3.1-27 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲は「生息確認」及び「生息推定」のメッシュに含まれていない。クマタカについては、図 3.1-28 のとおり、対象事業実施区域の周囲に「生息確認」のメッシュが分布している。

「環境省報道発表資料ーオオタカ保護指針策定調査の結果についてー」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、オオタカについては、図 3.1-29 のとおり、対象事業実施区域の一部が「生息を確認したが、繁殖の可能性なし」のメッシュに含まれている。

「センシティブティマップ 注意喚起メッシュ」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、図 3.1-30 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲は、注意喚起メッシュの「情報なし」のメッシュが分布している。

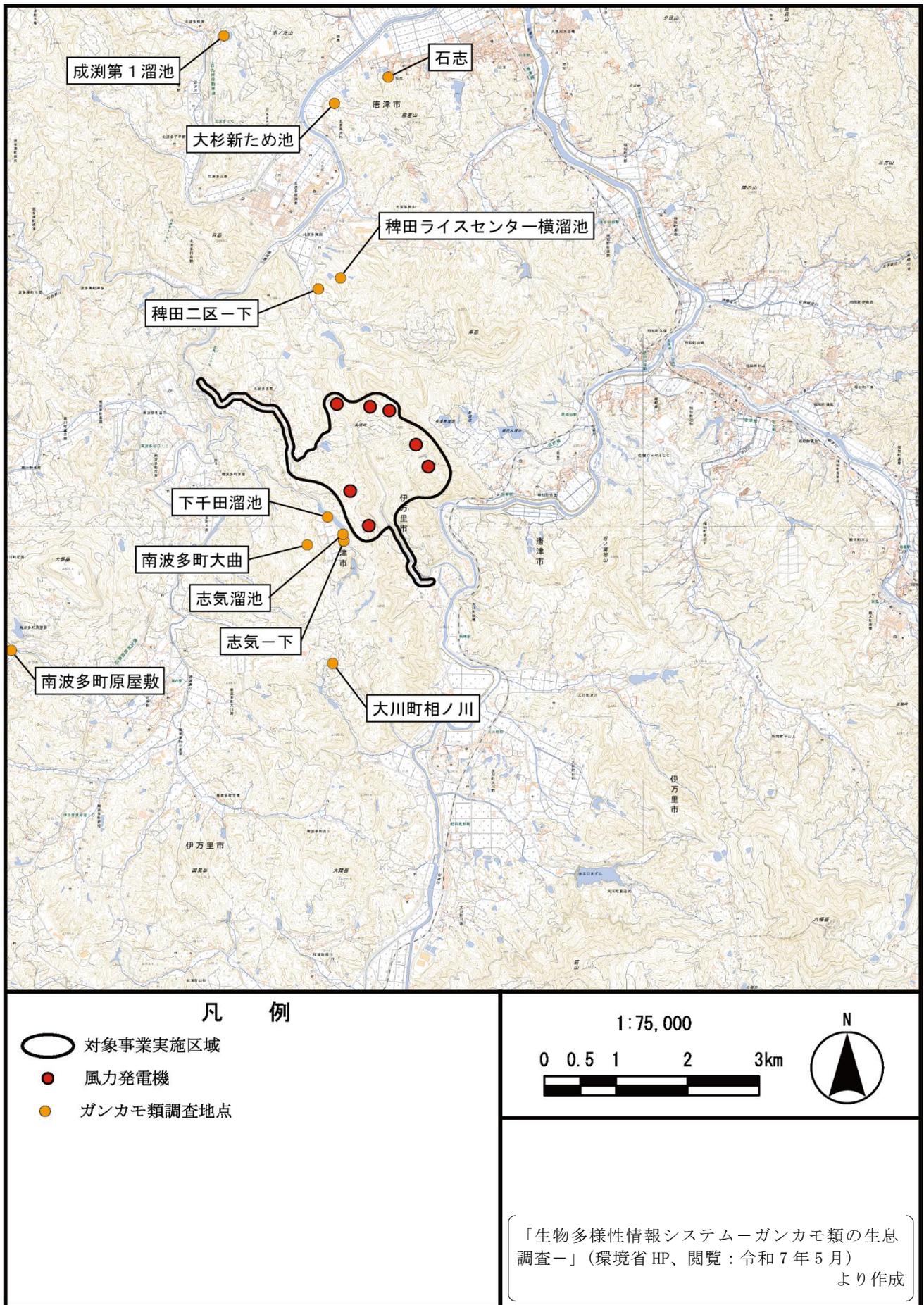


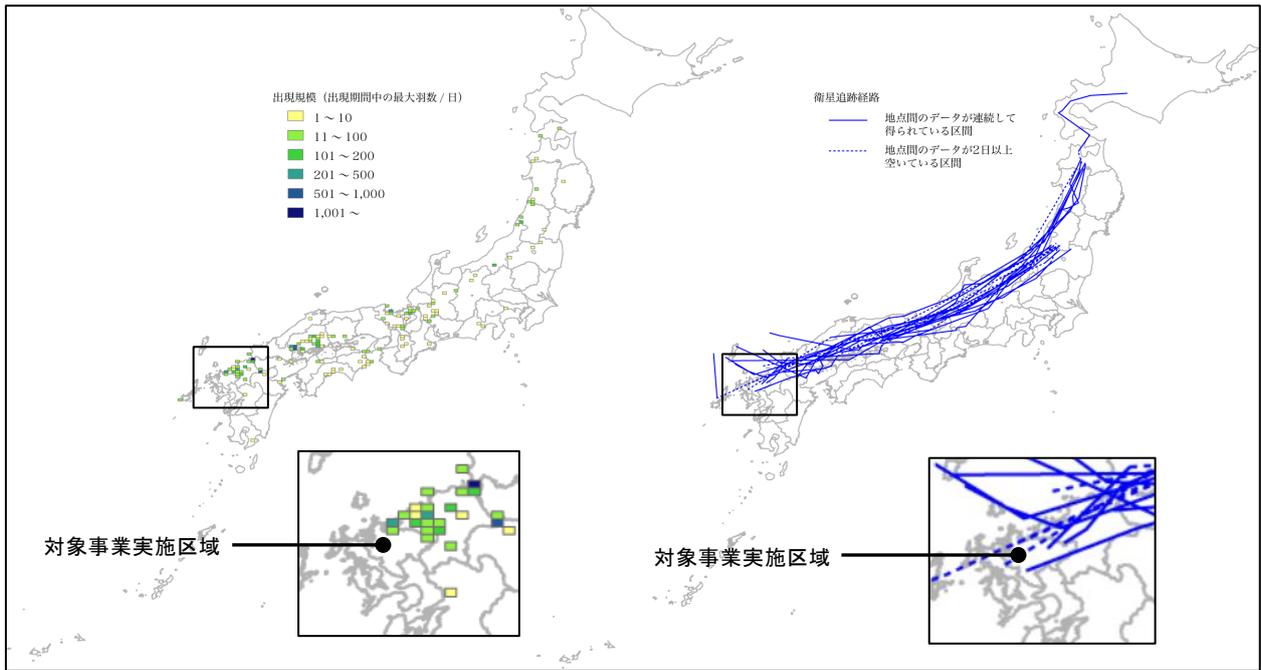
図 3.1-18 ガンカモ類の調査地点

表 3.1-25 ガンカモ類の渡来状況

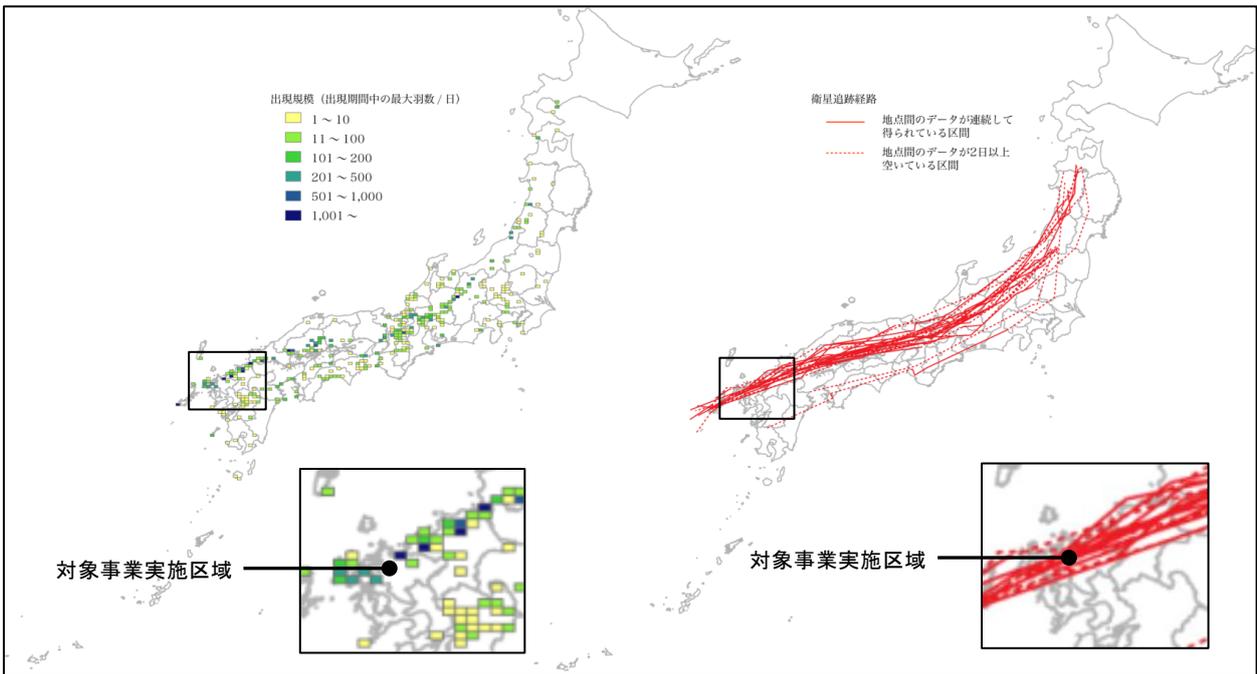
(単位：個体)

調査地点名 (対象事業実施区域までの距離)	調査年度	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヒドリガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ
石志 (約 4.5km)	平成 26 年								
	平成 27 年	18					8		
	平成 28 年			5			17		
	平成 29 年	8	8	16					
	平成 30 年	8	5	11					
	令和元年	24	4	8	13				
	令和 2 年		8					4	
	令和 3 年								
	令和 4 年	6	4	24	14				
	令和 5 年		7	2		3			1
稗田二区一下 (約 1.5km)	平成 26 年	18	26	6		9	32		
	平成 27 年	52					31		
	平成 28 年	14	8				16	22	
	平成 29 年	36	21	19			19	16	
	平成 30 年	27	32	49					
	令和元年	37	42	53	11				
	令和 2 年		14					11	
	令和 3 年	38	24	22			48		
	令和 4 年	8	16	8			42	2	
	令和 5 年		13						
下千田溜池 (約 0.2km)	平成 26 年	53	24						
	平成 27 年	120	6						
	平成 28 年	120							
	平成 29 年	80							
	平成 30 年	80							
	令和元年	110	12	6					
	令和 2 年								
	令和 3 年	67		7					
	令和 4 年		17						
令和 5 年									
志気溜池 (約 0.2km)	平成 26 年	36							
	平成 27 年								
	平成 28 年	30							
	平成 29 年		20	32					
	平成 30 年								

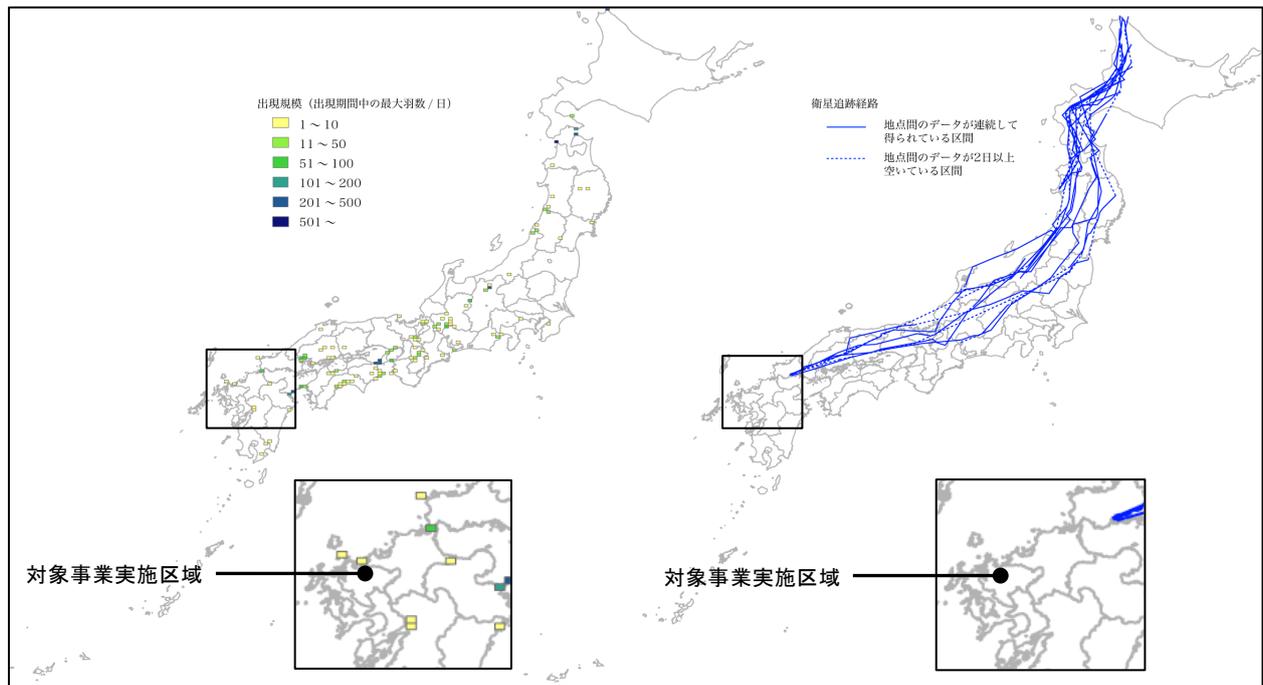
- 注：1. 調査は各年度 1 月に行われている。
 2. 調査対象種のうち、確認されていない種及び調査が実施されていない調査年度については割愛した。
 3. 志気溜池は、令和元年度以降調査を実施していない。
 「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)より作成



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕
 図 3.1-19(1) ハチクマの渡り経路(春季)

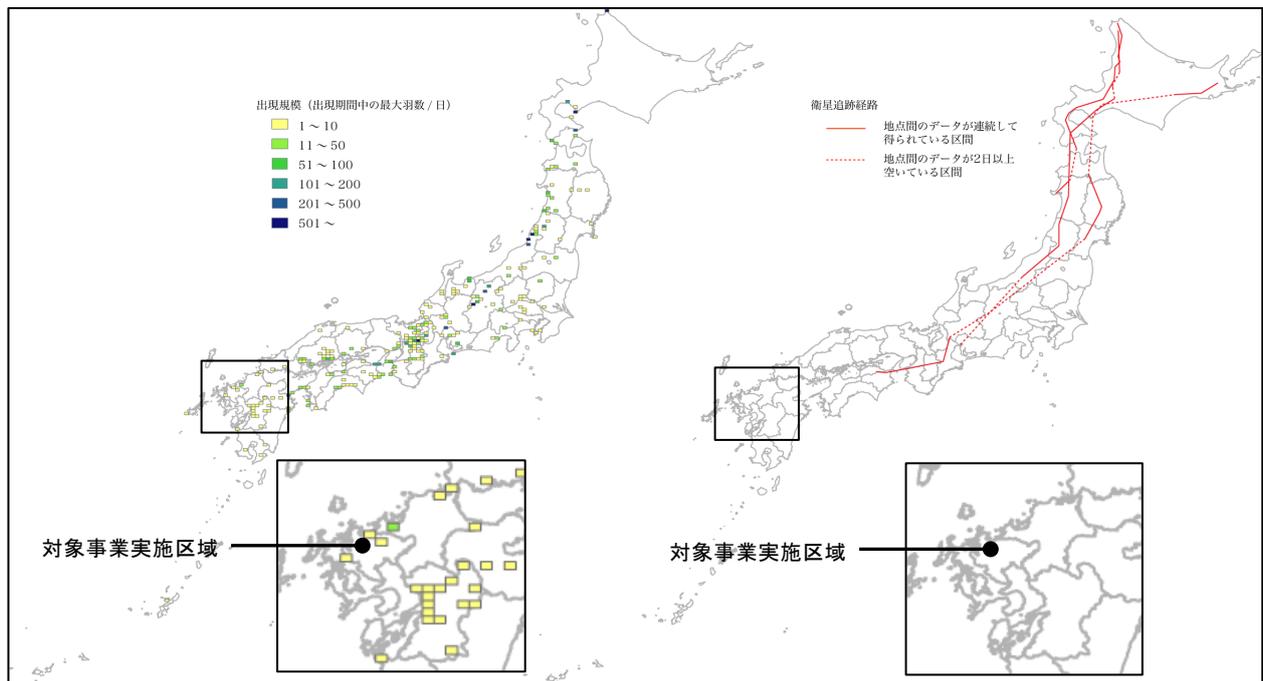


〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕
 図 3.1-19(2) ハチクマの渡り経路(秋季)



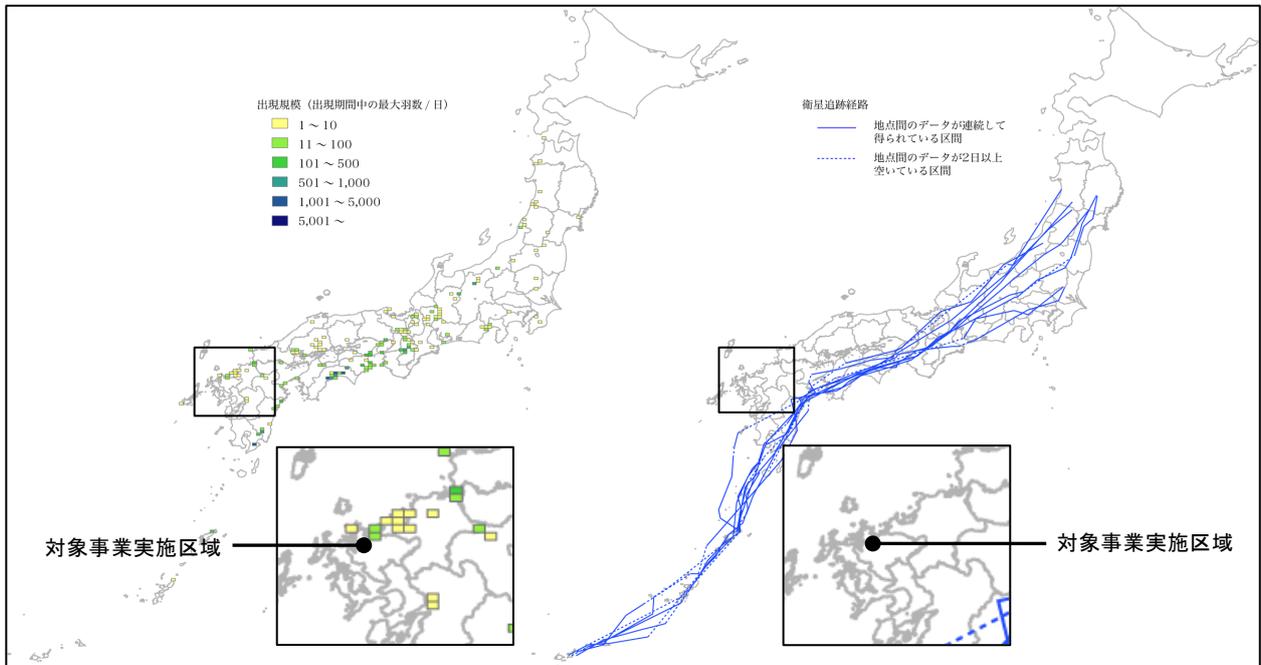
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-20(1) ノスリの渡り経路 (春季)



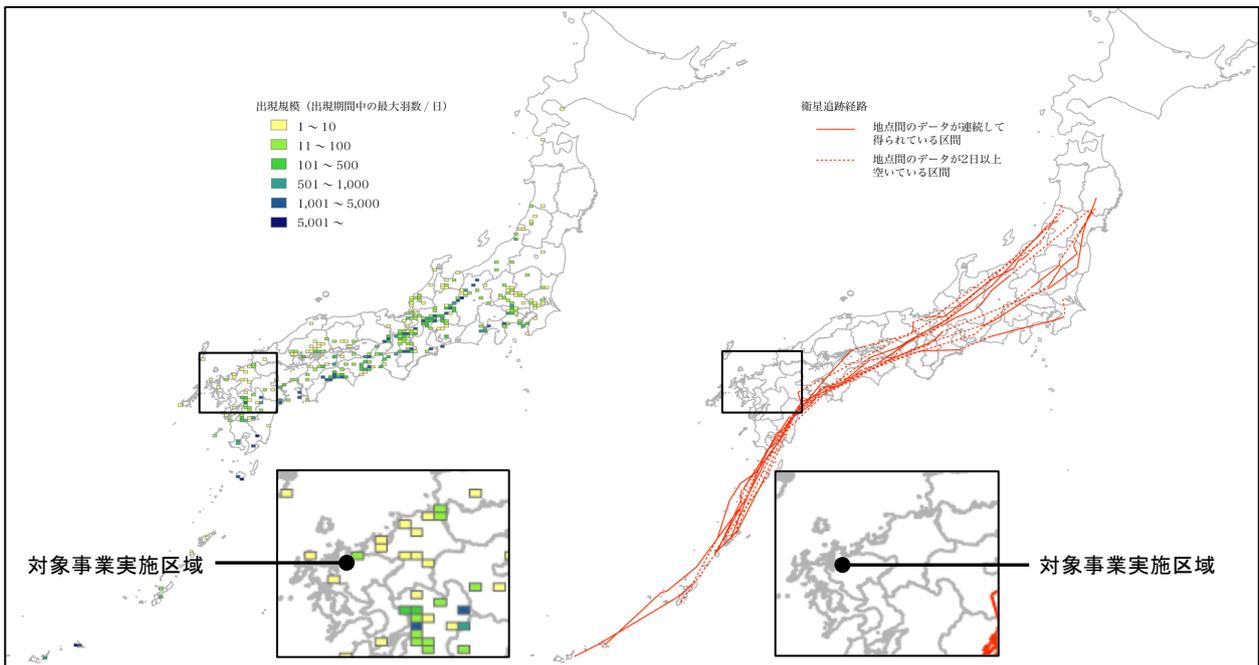
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-20(2) ノスリの渡り経路 (秋季)



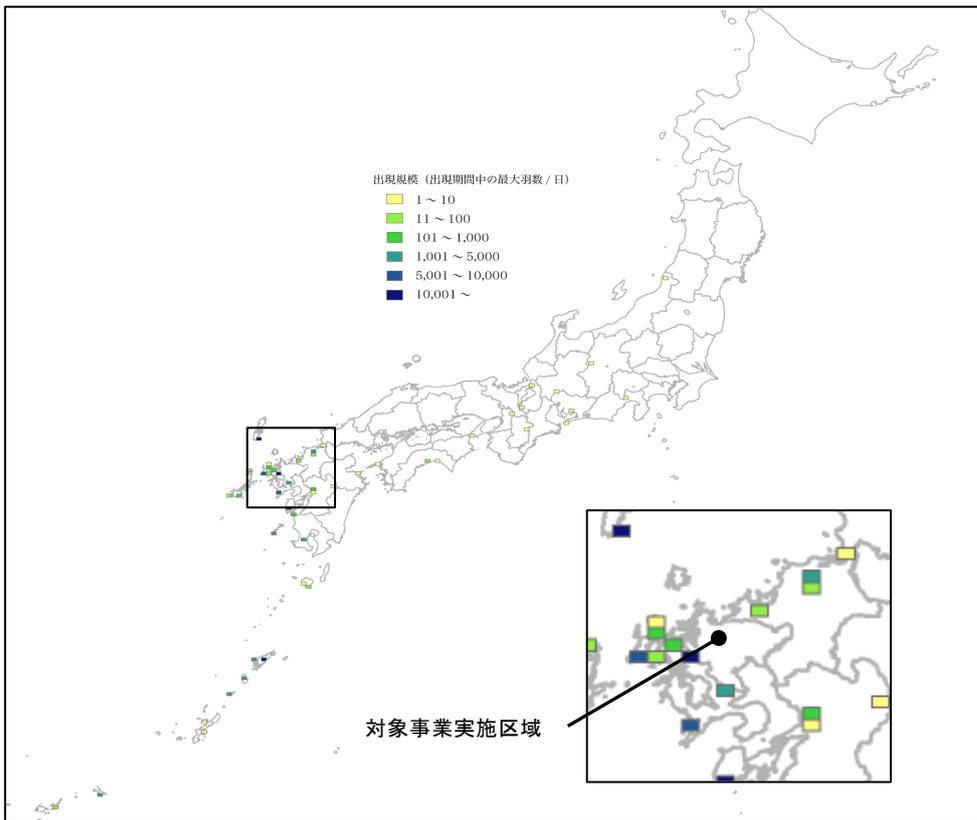
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-21(1) サシバの渡り経路 (春季)



〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-21(2) サシバの渡り経路 (秋季)



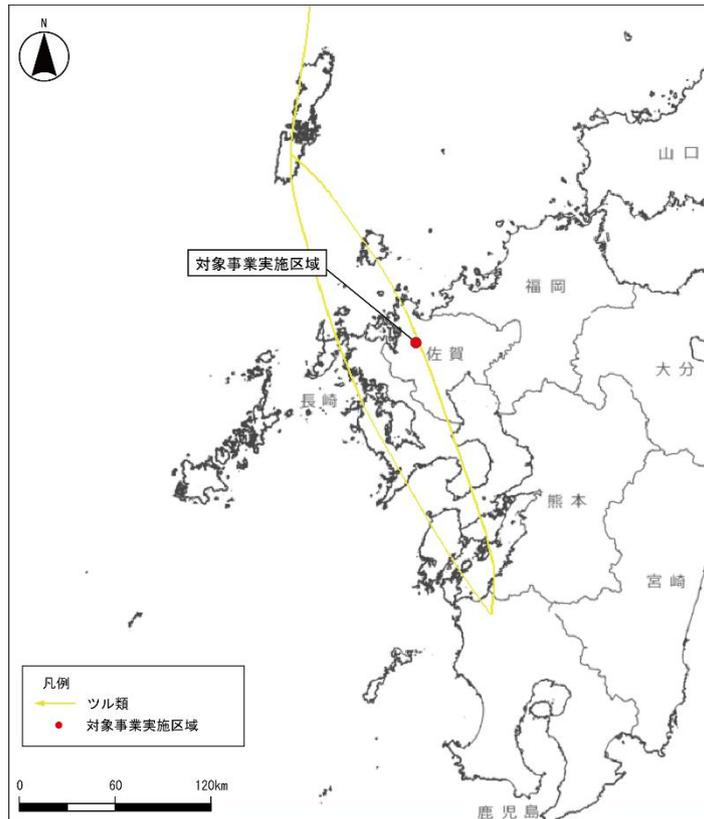
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成

図 3.1-22 アカハラダカの出現数 (秋季)

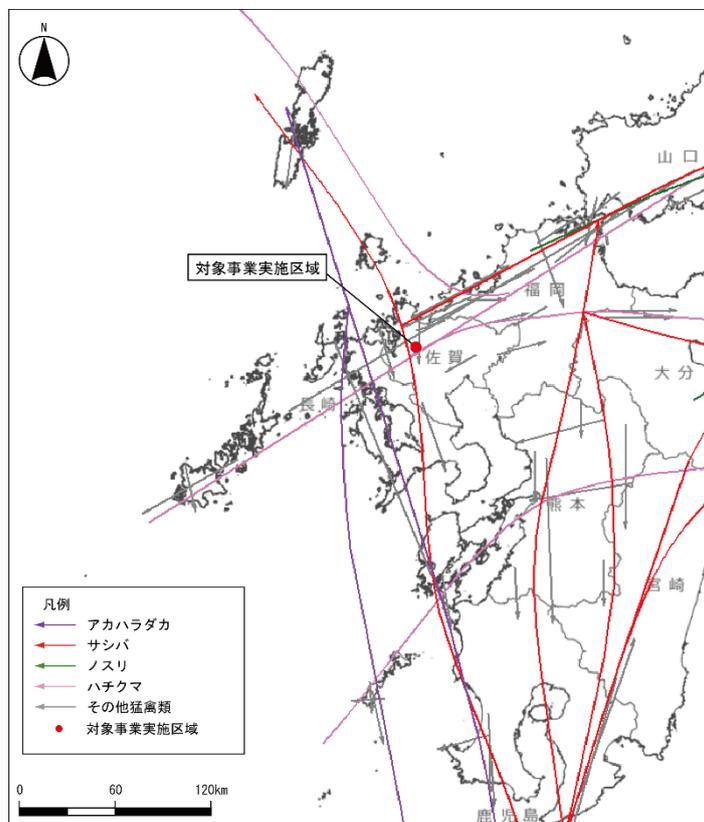


「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成

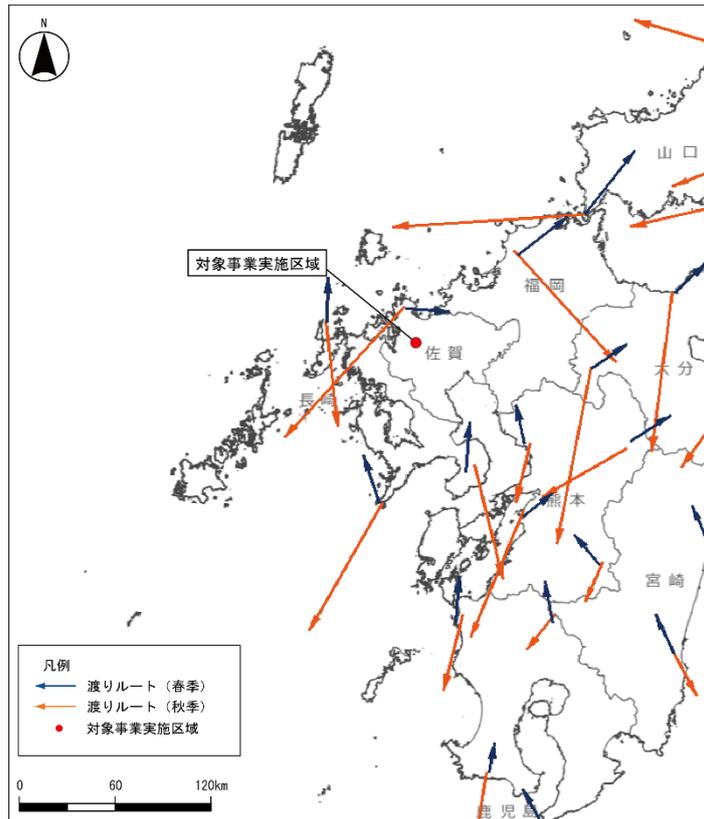
図 3.1-23 ツル類の渡り経路



「センシティブティマップ 日中の渡りルート」(環境省 HP、
 閲覧：令和7年5月)より作成
 図 3.1-24 日中の渡りルート(猛禽類を除く)

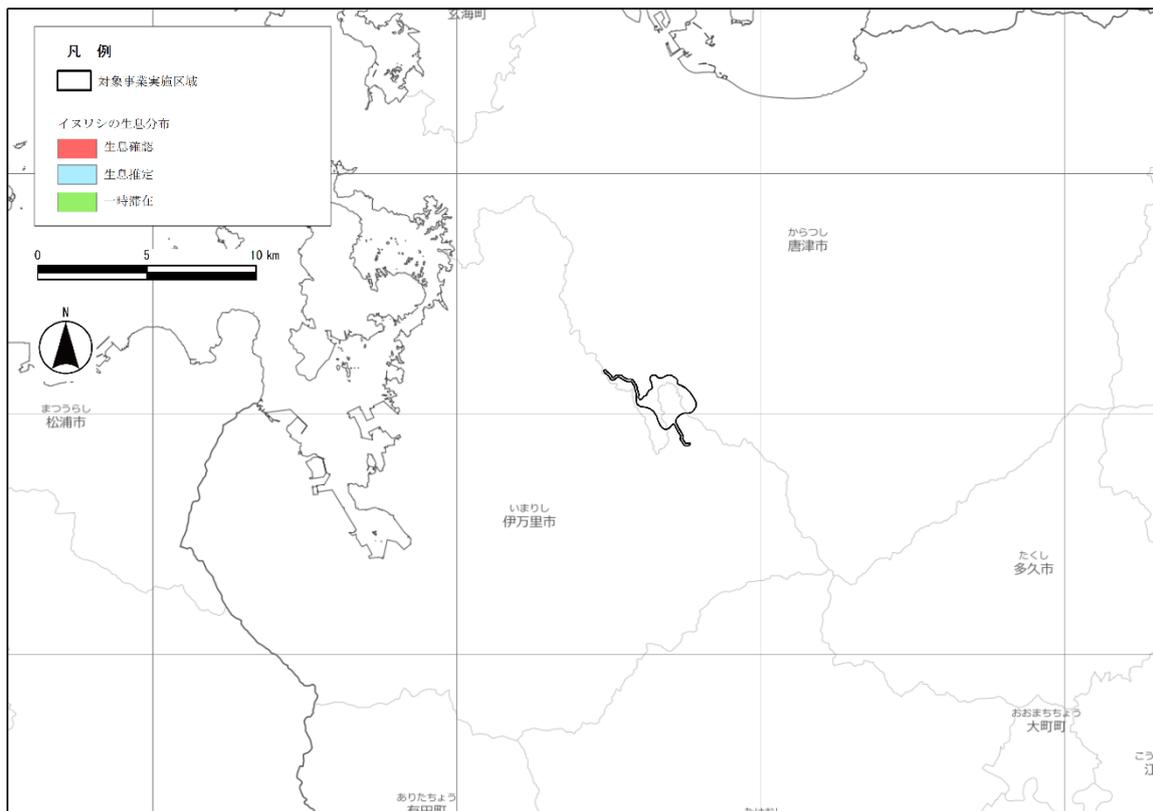


「センシティブティマップ 日中の渡りルート」(環境省 HP、
 閲覧：令和7年5月)より作成
 図 3.1-25 日中の渡りルート(猛禽類)



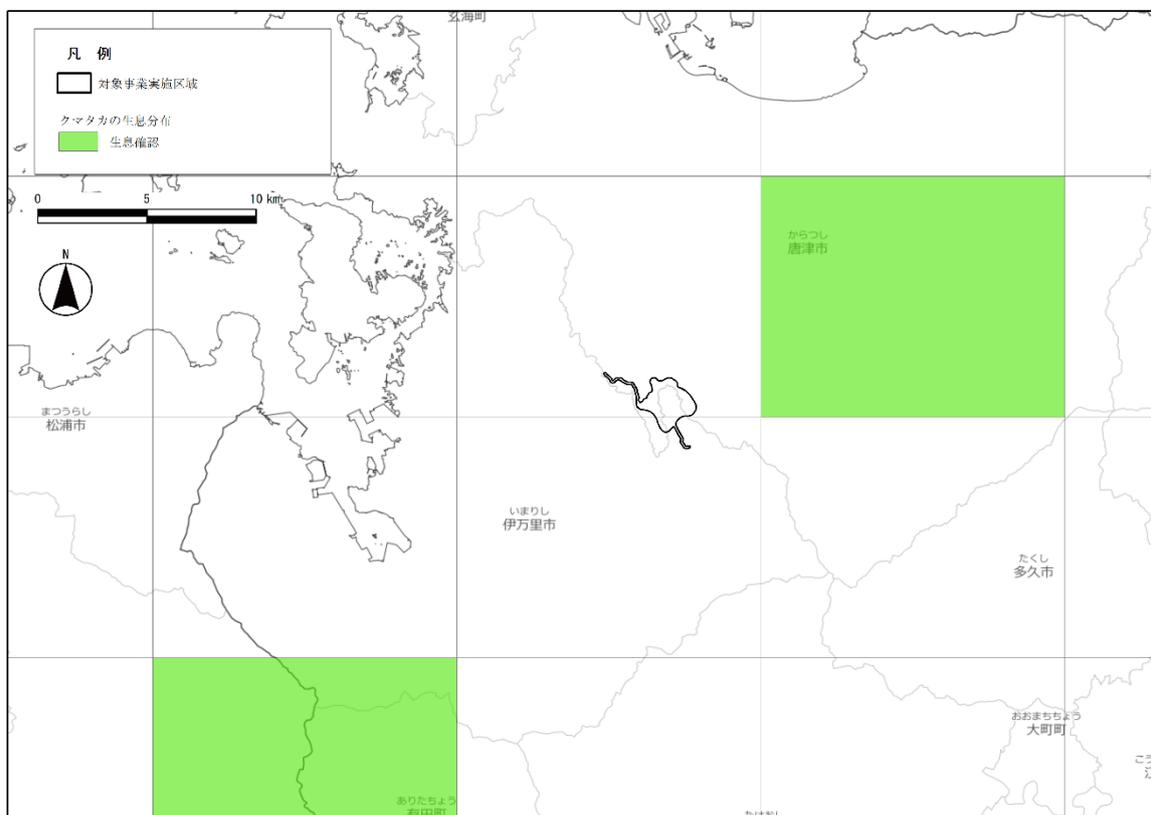
〔「センシティブティマップ 夜間の渡りルート」(環境省 HP、
 閲覧：令和7年5月) により作成〕

図 3.1-26 夜間の渡りルート (春季・秋季)



「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

図 3.1-27 2 次メッシュにおけるイヌワシの生息分布



「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

図 3.1-28 2 次メッシュにおけるクマタカの生息分布

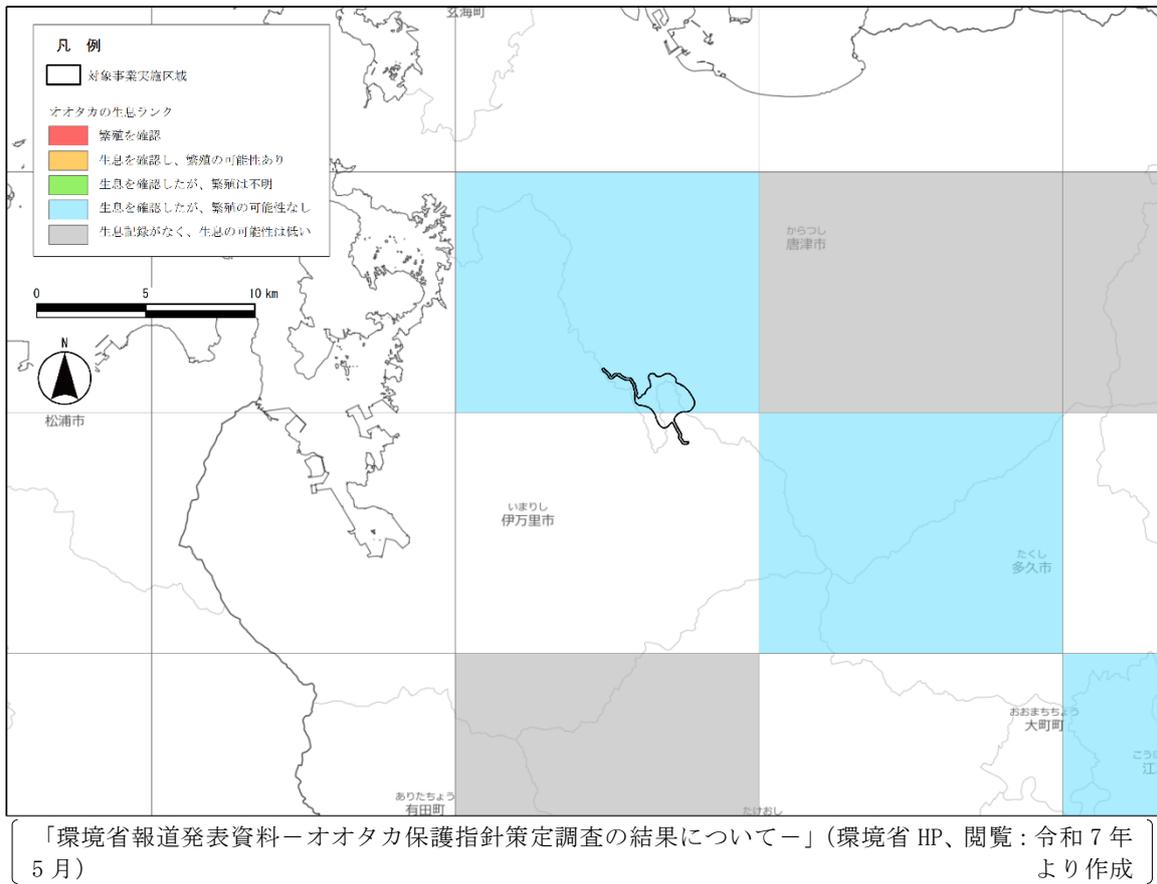


図 3.1-29 2次メッシュにおけるオオタカの生息分布

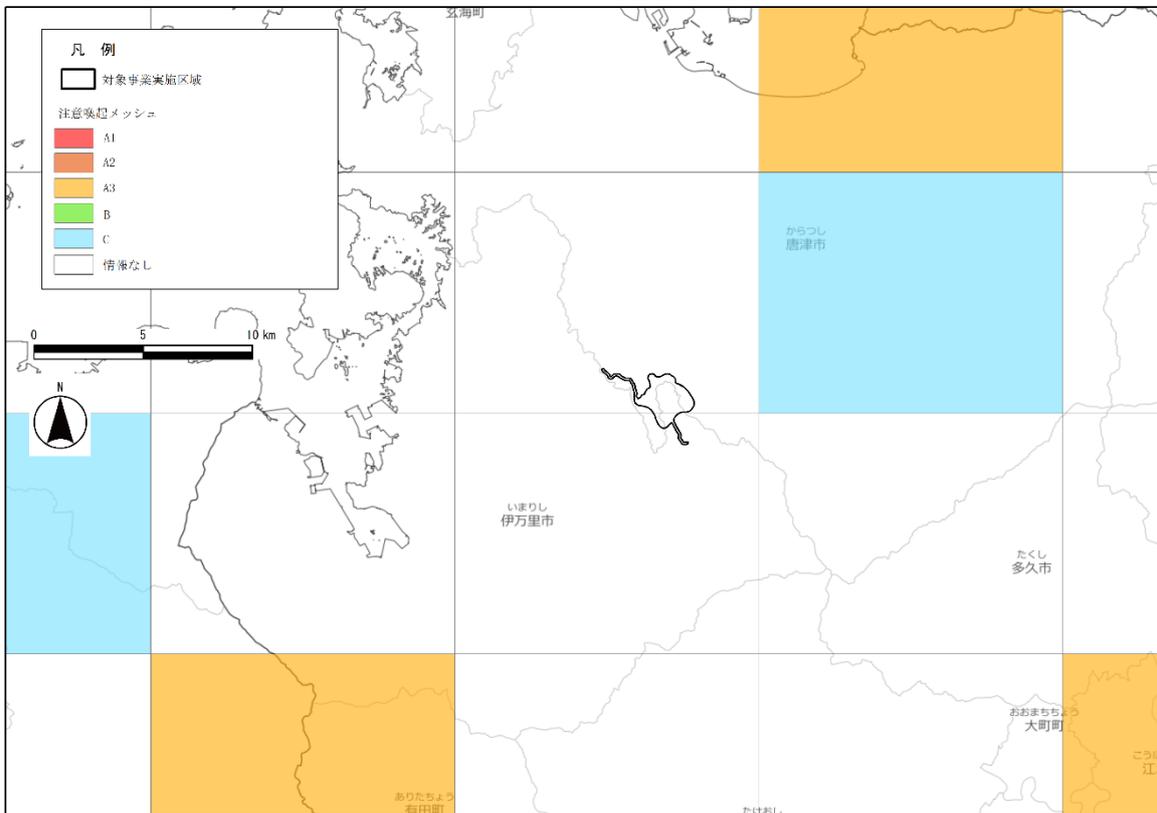


図 3.1-30 センシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図

参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」

（「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月））

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行った。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出した。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性 (McGuinness et al. 2015) 等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定した。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 とした。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせた。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けた。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類（ナベヅル・マナヅル）、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象とした。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ（モニタリングサイト 1000 調査）を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けた（個体数の多いものはランクが高くなる）。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ調査結果について」（オジロワシ・オオワシ合同調査グループ、平成 28 年）の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書、風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」（環境省自然環境局野生生物課、平成 28 年）の個体数データから、個体数の基準をランク付けた。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けた。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けている。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定した（図 3.1-31）。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定した（表 3.1-26）。

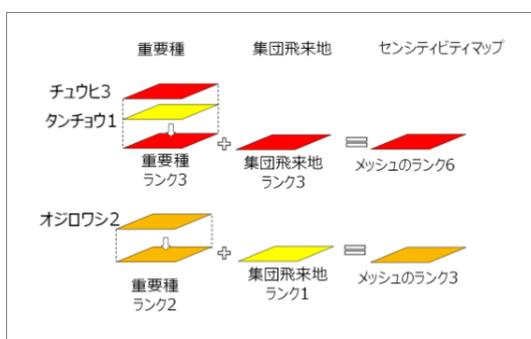


図 3.1-31 重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ(例)

表 3.1-26 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

(2) 動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1) 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.1-27 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。その結果は表 3.1-28 のとおりであり、哺乳類 10 種、鳥類 59 種、爬虫類 4 種、両生類 8 種、昆虫類 51 種、魚類 27 種及び底生動物 7 種が確認されている。

表 3.1-27 動物の重要な種の選定基準

No.	選定基準	文献その他の資料
①	<p>特天：特別天然記念物 天：天然記念物 佐天：佐賀県指定天然記念物 唐天：唐津市指定天然記念物 伊天：伊万里市指定天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP）、「佐賀県の文化財紹介」（佐賀県 HP）、「名勝・天然記念物」（唐津市 HP）、「伊万里市の文化財」（伊万里市 HP） ※いずれも令和 7 年 5 月に閲覧</p>
②	<p>国内：国内希少野生動植物種 特一：特定第一種国内希少野生動植物種 特二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年 政令第 17 号、最終改正：令和 7 年 1 月 22 日）</p>
③	<p>EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧種 I 類…絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）</p>
④	<p>絶滅：絶滅種…県内ではすでに絶滅したと考えられる種 絶 I：絶滅危惧 I 類種…現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き、作用する場合、野生での存続が困難なもの 絶 II：絶滅危惧 II 類種…現在の状態をもたらしている圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類種」の категория に移行することが確実と考えられるもの 準絶：準絶滅危惧種…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位 category に移行する要素を有するもの 情報不足：情報不足種…評価するだけの情報が不足している種 地域：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「佐賀県レッドリスト 2003」（佐賀県、平成 16 年） 「佐賀県レッドリスト 2016（汽水・淡水魚類）」（佐賀県、平成 29 年）、「佐賀県レッドリスト 2023（昆虫・クモ類編）」（佐賀県、令和 5 年）の掲載種</p>
⑤	<p>指定：条例に指定されている希少野生動植物種</p>	<p>「県条例による希少野生動植物の指定」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）</p>

表 3.1-28(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	コウモリ (翼手)	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ (ニホンコキクガシラコウモリ)				準絶※1	
2		ヒナコウモリ	ノレンコウモリ			VU※2		
3			ユビナガコウモリ				準絶	
4		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ			VU		
5	ネズミ (齧歯)	リス	ムササビ				情報不足	
6		ネズミ	ハタネズミ				情報不足	
7			カヤネズミ				準絶	
8	ネコ (食肉)	イタチ	シベリアイタチ			EN		
9			ニホンイタチ				絶II	
10	ウシ(偶蹄)	シカ	ニホンジカ				絶滅	
合計	4目	7科	10種	0種	0種	3種	7種	0種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和6年）に準拠した。
 2. 選定基準は、表 3.1-27 に対応する。
 3. 表中の※については以下のとおりである。
 ※1：コキクガシラコウモリで掲載
 ※2：ホンドノレンコウモリで掲載

表 3.1-28(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 1/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	カモ	カモ	コクガン	天		VU		
2			ヒシクイ	天		※1		
3			マガン	天		NT		
4			ツクシガモ			VU	絶I	
5			アカツクシガモ			DD		
6			オシドリ			DD	準絶	
7			トモエガモ			VU	準絶	
8			アカハジロ			DD	準絶	
9	キジ	キジ	ヤマドリ			NT※2	情報不足※3	
10	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	絶II	
11	ハト	ハト	カラスバト	天		NT	準絶	
12	ツル	クイナ	クイナ				情報不足	
13			ヒクイナ			NT		
14		ツル	マナヅル			VU	絶II	指定
15	ナベヅル				VU	絶II	指定	
16	チドリ	セイタカシギ	セイタカシギ			VU		
17		チドリ	ケリ			DD	地域	
18			シロチドリ			VU		
19		タマシギ	タマシギ			VU	情報不足	
20		シギ	コシャクシギ			EN		
21			ホウロクシギ			VU	絶II	
22			ダイシャクシギ				絶II	
23			オオソリハシシギ			VU		
24			ハマシギ			NT		
25			アカアシシギ			VU	絶II	
26			タカブシギ			VU		
27			ツルシギ			VU	準絶	
28			カモメ	ズグロカモメ			VU	絶II
29				オオセグロカモメ			NT	
30		コアジサシ				VU	絶II	
31	ウミスズメ	ウミスズメ			CR	絶II		
32	カツオドリ	ウ	ヒメウ			EN		

表 3.1-28(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 2/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
33	ペリカン	トキ	ヘラサギ			DD	準絶			
34			クロツラヘラサギ		国内	EN	絶 I			
35		サギ	ヨシゴイ			NT	絶 I			
36			ミゾゴイ			VU	絶 II			
37			ササゴイ				絶 I			
38			チュウサギ			NT				
39			クロサギ				絶 II			
40			カラシラサギ			NT	絶 II			
41			タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	絶 I	
42				タカ	ハチクマ			NT	絶 II	
43	ツミ						絶 II			
44	ハイタカ					NT	準絶			
45	オオタカ					NT	絶 II			
46	チュウヒ				国内	EN	絶 II			
47	オオワシ	天			国内	VU				
48	オジロワシ	天			国内	VU				
49	サシバ					VU	絶 II			
50	フクロウ	フクロウ	アオバズク				準絶			
51			オオコノハズク				絶 II			
52			コミミズク				準絶			
53			フクロウ				準絶			
54	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				絶 II			
55			ヤマセミ				絶 I			
56	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	絶 I			
57	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	絶 II			
58		カササギヒタキ	サンコウチョウ				絶 II			
59		ヒタキ	コサメビタキ				絶 II			
合計	13 目	23 科	59 種	6 種	5 種	46 種	43 種	2 種		

注：1. 種名及び配列は「日本鳥類目録 改訂第 8 版」（日本鳥学会、令和 6 年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-27 に対応する。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：VU「ヒシクイ」の場合、NT「オオヒシクイ」の場合

※2：アカヤマドリで掲載

※3：ヤマドリ（アカヤマドリ）で掲載

表 3.1-28(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			NT	情報不足 ^{※1}	
2		スッポン	ニホンスッポン			DD	情報不足 ^{※2}	
3	有鱗	タカチホヘビ	タカチホヘビ				情報不足	
4		ナミヘビ	ジムグリ				情報不足	
合計	2 目	4 科	4 種	0 種	0 種	2 種	4 種	0 種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 6 年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-27 に対応する。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：イシガメで掲載

※2：スッポンで掲載

表 3.1-28(5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	有尾	サンショウウオ	カスミサンショウウオ		特二	VU	準絶	
2			ブチサンショウウオ		特二	EN	準絶	
3		イモリ	アカハライモリ			NT		
4	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル				情報不足	
5			アカガエル	タゴガエル				情報不足
6		ヤマアカガエル					絶II	
7		トノサマガエル				NT	情報不足	
8		アオガエル	カジカガエル				準絶	
合計	2目	5科	8種	0種	2種	4種	7種	0種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和6年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-27 に対応する。

表 3.1-28(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類 1/2）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
1	トンボ (蜻蛉)	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			EN	絶I		
2		イトトンボ	ベニイトトンボ				NT		
3			モートンイトトンボ				NT	絶II	
4			ムスジイトトンボ					準絶	
5			モノサシトンボ	グンバイトンボ				NT	準絶
6		ヤンマ	サラサヤンマ					準絶	
7		サナエトンボ	アオサナエ					準絶	
8			ホンサナエ					準絶	
9			タベサナエ				NT		
10			フタスジサナエ				NT		
11			オグマサナエ				NT		
12		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ					準絶	
13		エゾトンボ	キイロヤマトンボ				NT	絶II	
14		トンボ	ベッコウトンボ		国内	CR		絶I	
15			ハッチョウトンボ					絶II	
16			ミヤマアカネ					準絶	
17	カメムシ (半翅)	セミ	エゾゼミ				準絶		
18			ハルゼミ				準絶		
19		ツチカメムシ	ベニツチカメムシ				準絶		
20		アメンボ	シオアメンボ			VU	絶II		
21			シロウミアメンボ			VU	絶II		
22		コオイムシ	コオイムシ				NT		
23			タガメ			特二	VU	絶I	
24	チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	ミヤマチャバネセセリ				準絶		
25			オオチャバネセセリ				準絶		
26		シジミチョウ	ミズイロオナガシジミ				準絶		
27			キリシマミドリシジミ本州以南亜種				準絶 ^{**1}		
28			台湾ツバメシジミ本土亜種				※2	絶I ^{**3}	
29			アカシジミ					準絶	
30			クロシジミ				EN	準絶	
31			クロツバメシジミ中国地方・四国・九州内陸亜種				NT	準絶 ^{**4}	
32			シルビアシジミ				EN	準絶	
33			タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン				VU	準絶
34		オオウラギンヒョウモン					CR	絶I	
35		ヤマキマダラヒカゲ本土亜種						準絶 ^{**5}	
36		ヒオドシチョウ						準絶	

表 3.1-28(7) 文献その他の資料による動物の重要な種 (昆虫類 2/2)

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
37	チョウ	タテハチョウ	ウラナミジャノメ本土亜種			VU ^{※6}	絶II ^{※7}	
38	(鱗翅)	シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN		
39	コウチュウ	オサムシ	セアカオサムシ			NT		
40	(鞘翅)	ゲンゴロウ	チンメルマンセスジゲンゴロウ				絶II	
41			コガタノゲンゴロウ			VU	絶I	
42		ミズスマシ	ミズスマシ			VU		
43		コガシラミズムシ	キイロコガシラミズムシ			VU	準絶	
44		ガムシ	ガムシ			NT		
45		クワガタムシ	オオクワガタ			VU	絶II	
46		カミキリムシ	ベーツヒラタカミキリ				準絶	
47			トラフカミキリ				準絶	
48	ハチ	スズメバチ	ヤマトアシナガバチ			DD		
49	(膜翅)	クモバチ	フタモンクモバチ			NT ^{※8}		
50			アオスジクモバチ			DD ^{※9}		
51		ミツバチ	ナミルリモンハナバチ			DD ^{※10}		
合計	5 目	26 科	51 種	0 種	2 種	31 種	38 種	0 種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和6年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-27 に対応する。

3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：キリシマミドリシジミで掲載

※2：CR「タイワンツバメシジミ名義タイプ亜種」、EN「タイワンツバメシジミ日本本土亜種」で掲載

※3：タイワンツバメシジミで掲載

※4：クロツバメシジミで掲載

※5：ヤマキマダラヒカゲで掲載

※6：ウラナミジャノメ日本本土亜種で掲載

※7：ウラナミジャノメで掲載

※8：フタモンベッコウで掲載

※9：アオスジベッコウで掲載

※10：ルリモンハナバチで掲載

表 3. 1-28 (8) 文献その他の資料による動物の重要な種 (魚類)

No.	目名	科名	種名	選定基準						
				①	②	③	④	⑤		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			VU	準絶			
2			カワヤツメ			VU	絶II			
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	絶II			
4	コイ	コイ	ゲンゴロウブナ			EN				
5			ヤリタナゴ			NT				
6			アブラボテ			NT	地域 ^{※1}			
7			カネヒラ				準絶			
8			タナゴ			EN				
9			ハス			VU				
10			ヒナモロコ			CR	絶I			
11			カワヒガイ			NT	準絶			
12			ゼゼラ			VU				
13			ツチフキ			EN	準絶			
14				ドジョウ	ドジョウ			NT	絶II	
15					ヤマトシマドジョウ			VU	絶II	
16			ナマズ	ギギ	アリアケギバチ			VU	絶II	
17		サケ	サケ	サケ				地域 ^{※2}		
18	サクラマス (ヤマメ)					NT				
19	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ			LP ^{※3}	絶I			
20	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	準絶			
21		サヨリ	クルメサヨリ			NT	絶II			
22	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ			EN	絶II			
23		カジカ	カジカ			※4	絶I ^{※5}			
24		ハゼ	シロウオ			VU	準絶			
25			トビハゼ			NT	準絶			
26			カワヨシノボリ				準絶			
27	オオヨシノボリ				準絶					
合計	8 目	12 科	27 種	0 種	0 種	23 種	21 種	0 種		

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和6年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3. 1-27 に対応する。
3. 表中の※については以下のとおりである。

※1：玄界灘側のアブラボテで掲載
※2：松浦川のサケで掲載
※3：本州のニホンイトヨで掲載
※4：EN「カジカ中卵型」で掲載、NT「カジカ大卵型」で掲載
※5：中卵型カジカ、大卵型カジカで掲載

表 3. 1-28 (9) 文献その他の資料による動物の重要な種 (底生動物)

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU		
2			オオタニシ			NT		
3	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ			NT		
4		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD		
5	イシガイ	イシガイ	トンガリササノハガイ			VU [*]		
6	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT		
7			マシジミ			VU		
合計	4 目	5 科	7 種	0 種	0 種	7 種	0 種	0 種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和6年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3. 1-27 に対応する。
3. 表中の※については以下のとおりである。

※：ササノハガイで掲載

(3) 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.1-29 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

表 3.1-29(1) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他資料	
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)、「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年唐津市条例第 330 号)及び「伊万里市文化財保護条例」(昭和 51 年伊万里市条例第 21 号)に基づく天然記念物</p>	<p>特天：特別天然記念物 天：天然記念物 佐天：佐賀県指定天然記念物 唐天：唐津市指定天然記念物 伊天：伊万里市指定天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP)、「佐賀県の文化財紹介」(佐賀県 HP)、「名勝・天然記念物」(唐津市 HP)、「伊万里市の文化財」(伊万里市 HP) ※いずれも令和 7 年 5 月に閲覧</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 7 年 1 月 30 日)に基づく生息地等保護区</p>	<p>生息：生息地等保護区</p>	<p>「生息地等保護区一覧」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)</p>

表 3.1-29(2) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他資料
③	<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日)に基づく湿地</p> <p>【基準グループ A】代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地 基準1：適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす 【基準グループ B】生物多様性の保全のために国際的に重要な湿地種及び生態学的群集に基づく基準 基準2：危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす 基準3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす 基準4：生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、国際的に重要な湿地とみなす 【水鳥に基づく特定基準】 基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、国際的に重要な湿地とみなす 基準6：水鳥の一種または一亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす 【魚類に基づく特定基準】 基準7：固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、国際的に重要な湿地とみなす 基準8：魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の育成場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、国際的に重要な湿地とみなす 【他の種群に基づく個別基準】 基準9：鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であるとする</p>	<p>「ラムサール条約と条約湿地」(環境省HP、閲覧：令和7年5月)</p>
④	<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、最終改正：令和7年4月25日)に基づく鳥獣保護区 国：国指定鳥獣保護区 国特：国指定特別保護地区 県：都道府県指定鳥獣保護区 県特：都道府県指定特別保護地区</p>	<p>「鳥獣保護区等の位置」(佐賀県HP、閲覧：令和7年5月)</p>
⑤	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省HP、閲覧：令和7年5月)に基づく湿地</p> <p>基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3：多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く) 基準4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、繁殖場等)である場合</p>	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省HP、閲覧：令和7年5月)</p>
⑥	<p>「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省HP、閲覧：令和7年5月)に基づく里地里山</p> <p>基準1：多様で優れた二次的自然環境を有する 基準2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する 基準3：生態系ネットワークの形成に寄与する</p>	<p>「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省HP、閲覧：令和7年5月)</p>

表 3.1-29(3) 注目すべき生息地の選定基準

No.	選定基準	文献その他資料
⑦	<p>「IBA（重要野鳥生息地）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）に基づく生息地</p> <p>A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2：生息地域限定種（Restricted-range species）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>	<p>「IBA（重要野鳥生息地）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）</p>
⑧	<p>「KBA（生物多様性保全の鍵になる重要な地域）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 7 年 5 月）に基づく地域</p> <p>危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する</p> <p>非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種（RR） b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群</p>	<p>「KBA (KEY BIODIVERSITY AREAS)」(KBA HP、閲覧：令和 7 年 5 月)</p>
⑨	<p>「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）に基づくレベル区分</p> <p>メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計し注意喚起レベルを決定</p> <p>注意喚起レベル A1：メッシュのランク 6</p> <p>注意喚起レベル A2：メッシュのランク 5</p> <p>注意喚起レベル A3：メッシュのランク 3～4</p> <p>注意喚起レベル B：メッシュのランク 2</p> <p>注意喚起レベル C：メッシュのランク 1</p>	<p>「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）</p>

動物の注目すべき生息地は、表 3.1-30 及び図 3.1-32 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲の動物に係る天然記念物は、伊万里市南波多町の「大野岳タイワンツバメシジミ繁殖地」が平成 29 年 8 月 1 日に市指定の天然記念物に指定されている。

鳥獣保護区は、対象事業実施区域の周囲において下千田溜池、稗田、岸岳、八幡岳が指定されている。また、生物多様性保全上重要な里地里山は対象事業実施区域の周囲において、唐津市及び伊万里市の里山草原、蕨野の棚田が分布している。

表 3.1-30(1) 動物の注目すべき生息地（天然記念物）

指定区分	名称	所在地
伊万里市	大野岳タイワンツバメシジミ繁殖地	伊万里市南波多町原屋敷字夫婦石 大野岳頂上付近

〔「伊万里市の文化財」（伊万里市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

表 3.1-30(2) 動物の注目すべき生息地（鳥獣保護区）

名称	区分	面積(ha)	期限
下千田溜池鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	1	令和 11 年 10 月 31 日
岸岳鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	24	令和 12 年 10 月 31 日
稗田鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	10	令和 15 年 10 月 31 日
八幡岳鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	75	令和 15 年 10 月 31 日

〔「鳥獣保護区等の位置」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

〔「鳥獣保護区の指定」（昭和 33 年佐賀県告示第 84 号）より作成〕

表 3.1-30(3) 動物の注目すべき生息地（生物多様性保全上重要な里地里山）

名称	所在地
唐津市及び伊万里市の里山草原	佐賀県唐津市、伊万里市
蕨野の棚田	佐賀県唐津市

〔「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

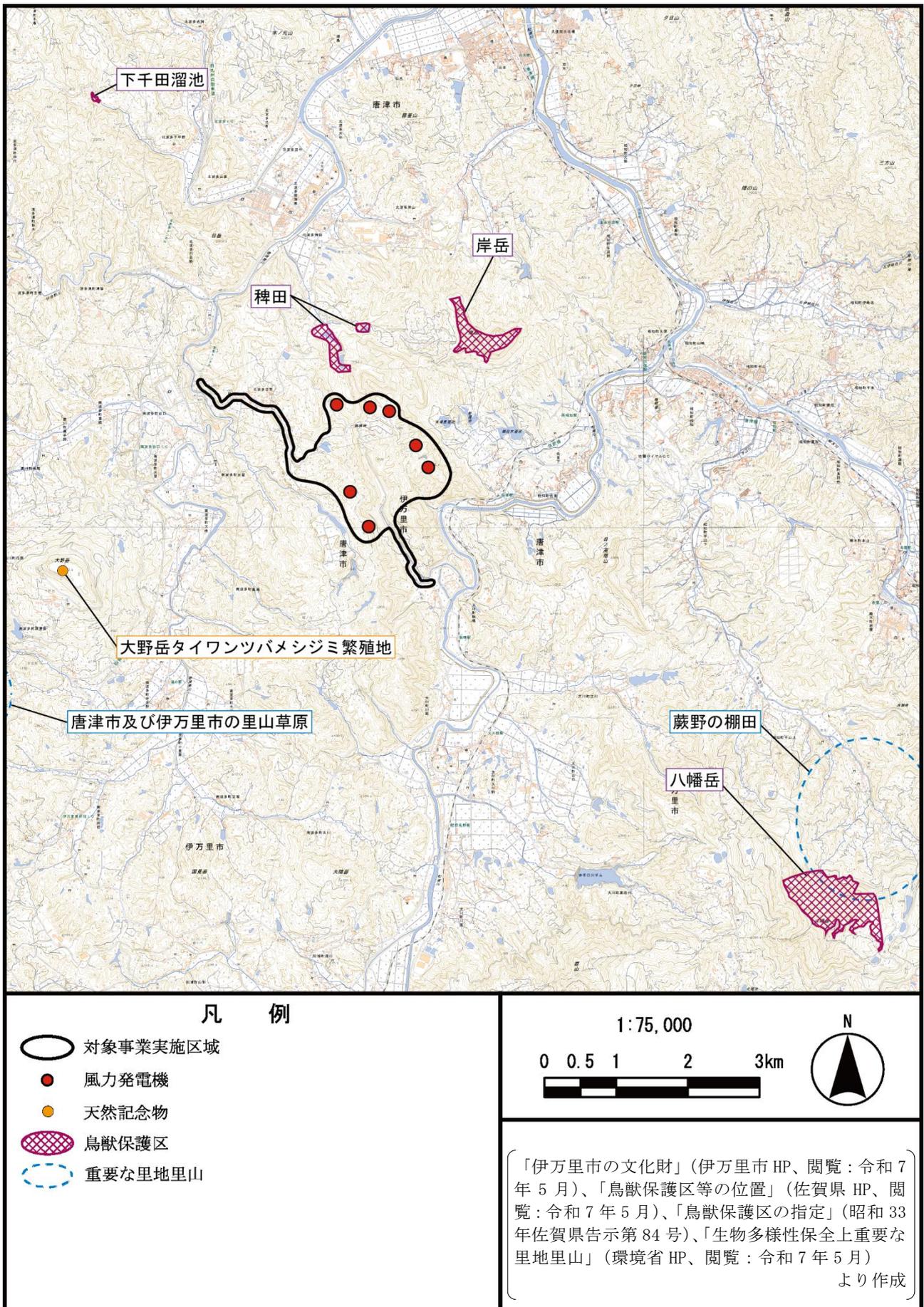


図 3.1-32 注目すべき生息地

2. 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「佐賀県レッドリスト 2020（植物編）」（佐賀県、令和 2 年）、対象事業実施区域を含む旧市町村の各市町村史等）により整理した。また、「自然環境保全基礎調査」については、対象事業実施区域が含まれる 2 次メッシュとして「徳須恵」、「相知」、「伊万里」及び「多久」を対象とした。調査範囲は図 3.1-17 のとおりである。

(1) 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は表 3.1-31、植物相の概要は表 3.1-32 のとおりであり、維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,295 種が確認されている。

表 3.1-31 植物相に係る文献その他の資料

No.	文献その他の資料	確認種数	調査範囲
1	「佐賀県レッドリスト 2020（植物編）」（佐賀県、令和 2 年）	134 種	唐津市、伊万里市
2	「北波多の自然」（唐津市、平成 23 年）	458 種	唐津市（旧北波多村）
3	「相知町史」（相知町、昭和 53 年）	157 種	相知町
4	「北波多村史」（北波多村、平成 20 年）	885 種	唐津市（旧北波多村）
5	「伊万里市史」（伊万里市、平成 18 年）	436 種	伊万里市
6	「唐津の自然」（「唐津の自然」作成実行委員会、令和 2 年）	230 種	唐津市

表 3.1-32 植物相の概要

分類		主な確認種	
シダ植物		イワヒバ、マツバラシ、オオハイホラゴケ、タチシノブ、トラノオシダ、コタニワタリ、イブキシダ、イワデンダ、オオカグマ、サトメシダ、フクレギシダ、ヒュウガシダ、ベニシダ、クマワラビ、ナガサキシダ、イワオモダカ等 (180種)	
種子植物	裸子植物	イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、ナギ、イヌマキ、ラカンマキ、コウヤマキ、ヒノキ、サワラ、スギ、アスナロ、イヌガヤ、キャラボク、カヤ等 (25種)	
	被子植物	基部被子植物	ジュンサイ、コウホネ、ベニオグラコウホネ、サイジョウコウホネ、ヒメコウホネ、ヒツジグサ、シキミ、サネカズラ (8種)
		センリョウ目	フタリシズカ、センリョウ (2種)
		モクレン類	ドクダミ、ユリノキ、オガタマノキ、タムシバ、バリバリノキ、クスノキ、ニッケイ、ヤブニッケイ、カナクギノキ、ヤマコウバシ、ダンコウバイ、ケクロモジ、カゴノキ、アオモジ、タブノキ、イヌガシ、シロダモ等 (29種)
		単子葉類	ショウブ、エビモ、ヒナラン、コケイラン、ガンゼキラン、ヒトツボクロ、キチジョウソウ、カモガヤ等 (276種)
		マツモ目	マツモ (広義) (1種)
		基部真正双子葉類	ムラサキケマン、タケニグサ、ムベ、アオツヅラフジ、サラシナショウマ、センニンソウ、セリバオウレン、オキナグサ、ウマノアシガタ、タガラシ、キツネノボタン、ヒメウズ、アキカラマツ、ヤマビワ、ヤマモガシ等 (54種)
		真正双子葉類	バラ類
キク類	ヒノキバヤドリギ、スイバ、ミミナグサ、ホソバツルノゲイトウ、クルマバザクロソウ、マルバウツギ、クロバイ、スズサイコ、ムラサキシキブ、クロガネモチ、ガンクビソウ、ウラギク、ハリギリ、ヤブニジン、スイカズラ等 (430種)		
合計		1,295種	

注：種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和6年)及び「新維管束植物分類表」(米倉浩司、北隆館、平成31年)に準拠した。

「佐賀県レッドリスト2020(植物編)」(佐賀県、令和2年)
 「北波多の自然」(唐津市、平成23年)
 「相知町史」(相知町、昭和53年)
 「北波多村史」(北波多村、平成20年)
 「伊万里市史」(伊万里市、平成18年)
 「唐津の自然」(「唐津の自然」作成実行委員会、令和2年)
 より作成

(2) 植生の概要

「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 植生調査 1/2.5 万現存植生図の GIS データ」【調査年：2019 年】（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は図 3.1-33、凡例は表 3.1-34 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、一部にブナクラス域自然植生及びヤブツバキクラス域自然植生が分布している。

ブナクラス域自然植生は、岩角地・風衝地に分布する低木群落のイブキシモツケーイワヒバ群落で、対象事業実施区域内には分布していない。

ヤブツバキクラス域自然植生は、イチイガシ群落、ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集、ケヤキ群落（VI）等、6 タイプが分布している。

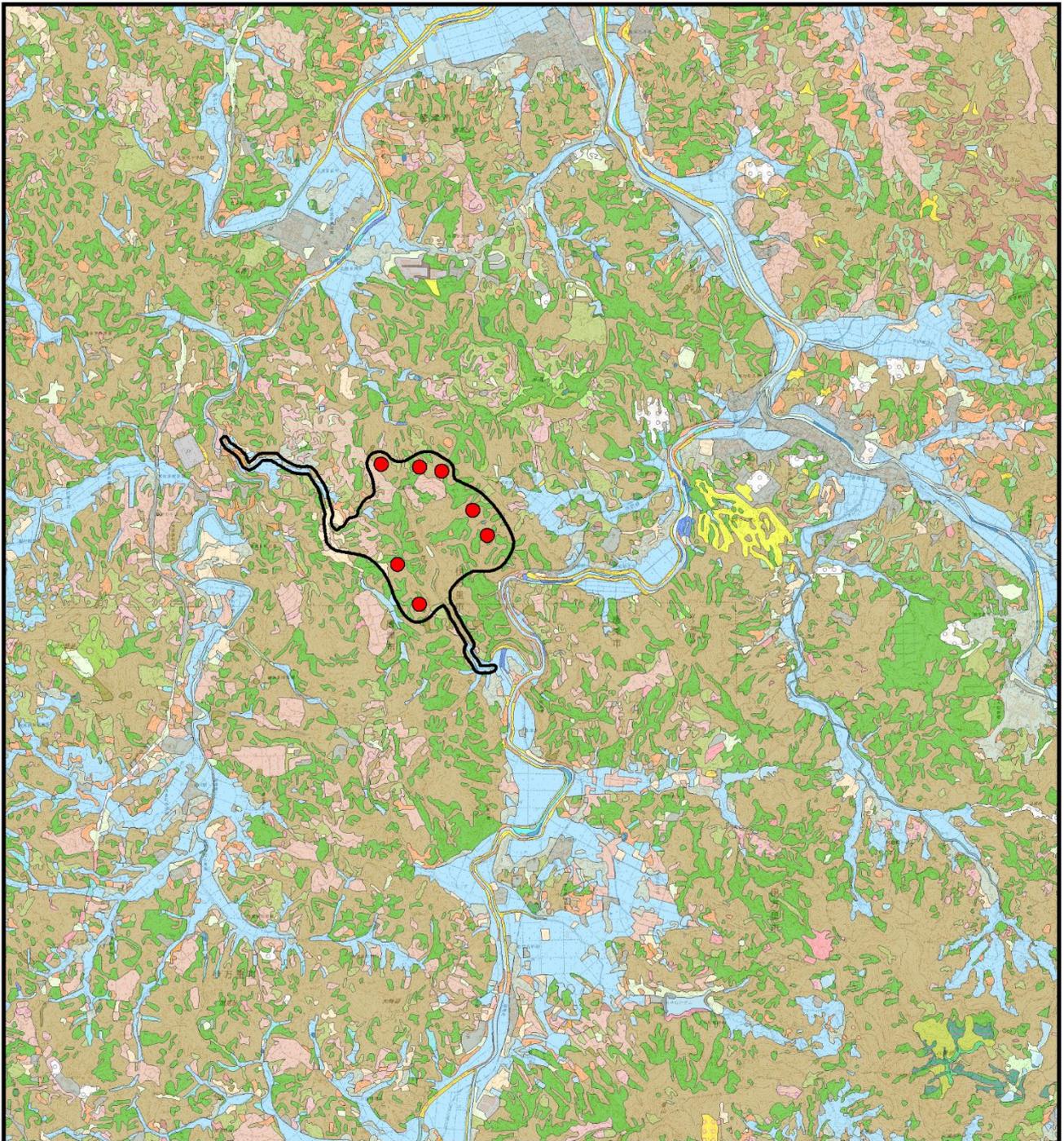
対象事業実施区域内に広範囲に分布する植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林及びシイ・カシ二次林であり、対象事業実施区域内をパッチ状に分布している。その他に分布域の比較的広い植生は、果樹園、アカメガシワーカラスザンショウ群落、クズ群落等である。また、対象事業実施区域内の管理用道路計画地には、水田雑草群落が分布しており、その周囲に竹林等が分布している。

対象事業実施区域内の植生自然度は表 3.1-33 及び図 3.1-34 のとおり、大部分を植生自然度 8 のシイ・カシ二次林、植生自然度 6 のスギ・ヒノキ・サワラ植林が占め、その他には、植生自然度 6 のアカメガシワーカラスザンショウ群落、植生自然度 5 のクズ群落、植生自然度 3 の果樹園が局所的に分布している。

表 3.1-33 植生自然度の概要

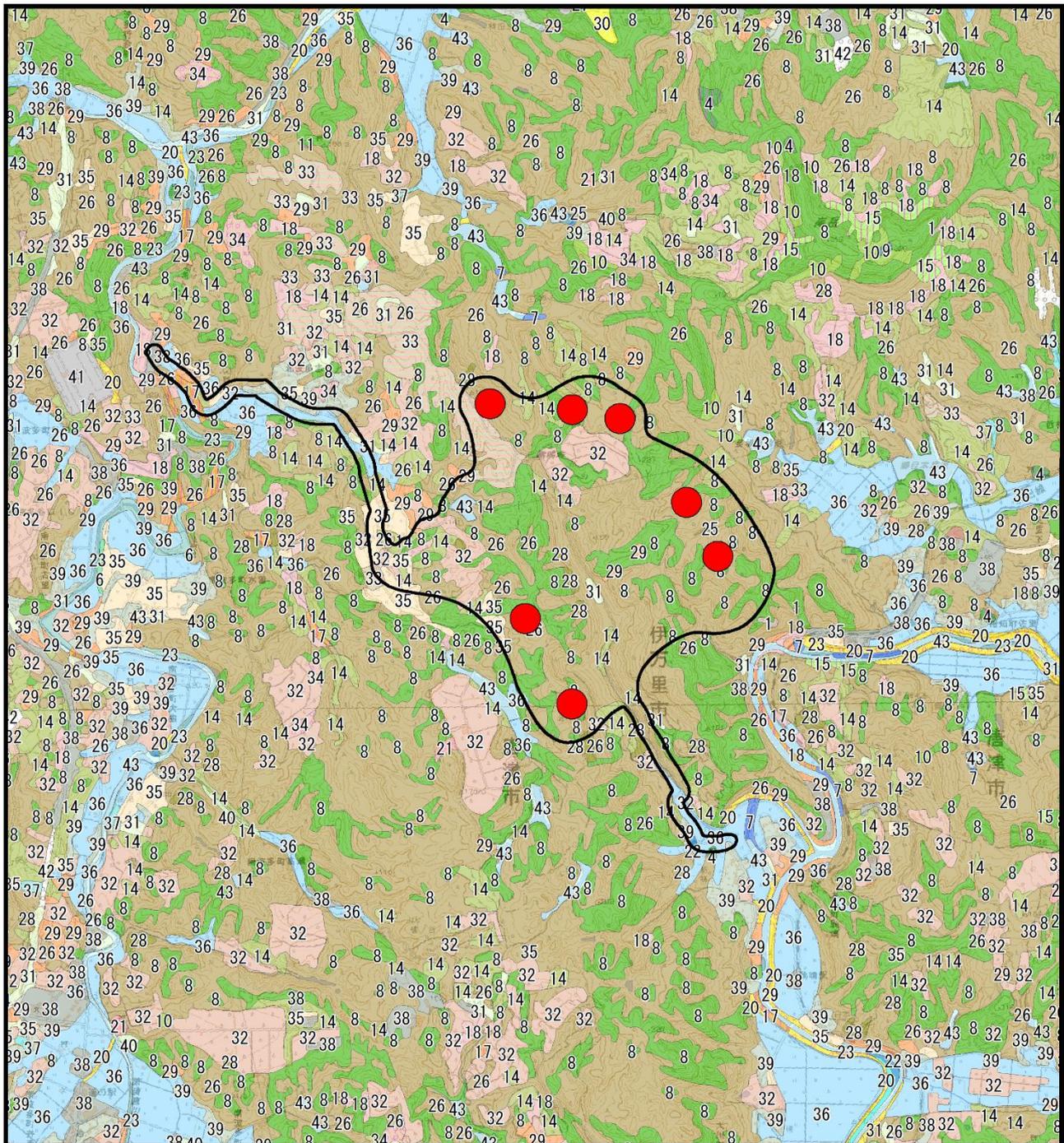
植生自然度	植生区分
10	イブキシモツケーイワヒバ群落、ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス
9	イチイガシ群落、ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集、ケヤキ群落（VI）、ムクノキーエノキ群集、ヤナギ高木群落（VI）
8	シイ・カシ二次林、アカガシ二次林、タブノキーヤブニッケイ二次林
7	ハクサンボクマテバシイ群落、コナラ群落（VII）、アカシデーヌシデ群落（VII）、ムクノキ群落、アカマツ群落（VII）
6	アカメガシワーカラスザンショウ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クロマツ植林、クヌギ植林
5	メダケ群落、クズ群落、ネザサーススキ群集、チガヤーススキ群落
4	伐採跡地群落（VII）、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄水田雑草群落
3	竹林、果樹園、茶畑、常緑果樹園、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、工場地帯、造成地

注：開放水域、自然裸地は含めない



<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>○ 対象事業実施区域</p> <p>● 風力発電機</p>	<p style="text-align: center;">1:75,000</p> <p style="text-align: center;">0 0.5 1 2 3 km</p> <div style="text-align: right;"> </div> <p>※植生図の凡例は表 3.1-34 のとおり。</p> <p style="font-size: small;">「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 植生調査 1/2.5 万現存植生図の GIS データ」【調査年：2019 年】（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成</p>
---	---

図 3.1-33(1) 文献その他の資料調査による現存植生図

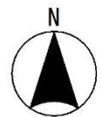


凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

1:35,000

0 0.25 0.5 1 1.5 km



※植生図の凡例は表 3. 1-34 のとおり。

「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 植生調査
1/2.5 万現存植生図の GIS データ」【調査年: 2019
年】(環境省生物多様性センターHP、閲覧: 令和
7 年 5 月) より作成

図 3. 1-33 (2) 文献その他の資料調査による現存植生図 (拡大図)

表 3.1-34(1) 現存植生図凡例

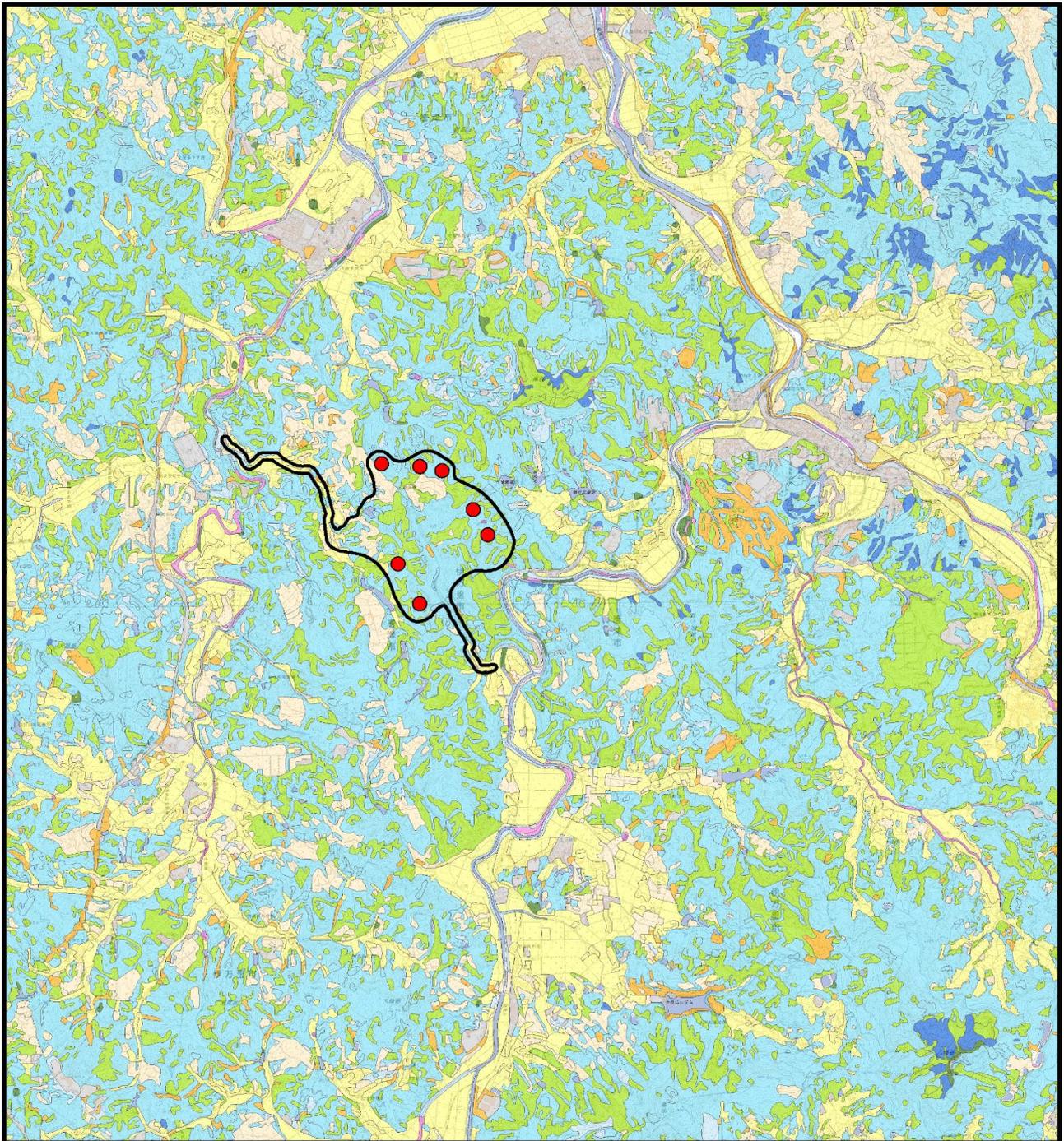
植生区分	図中 No.	群落名	統一凡例 No.	植生自然度
ブナクラス域自然植生	 1	イブキシモツケーイワヒバ群落	191001	10
ヤブツバキクラス域自然植生	 2	イチイガシ群落	270600	9
	 3	ヤブコウジースダジイ群落	271201	9
	 4	ミミズバイースダジイ群落	271205	9
	 5	ケヤキ群落 (VI)	300100	9
	 6	ムクノキーエノキ群落	300201	9
	 7	ヤナギ高木群落 (VI)	320100	9
	ヤブツバキクラス域代償植生	 8	シイ・カシ二次林	400100
 9		アカガシ二次林	400102	8
 10		タブノキーヤブニッケイ二次林	400200	8
 11		ハクサンボクーマテバシイ群落	400401	7
 12		コナラ群落 (VII)	410100	7
 13		アカシデーイヌシデ群落 (VII)	410400	7
 14		アカメガシワーカーラスザンショウ群落	410700	6
 15		ムクノキ群落	411300	7
 16		アカマツ群落 (VII)	420100	7
 17		メダケ群落	430200	5
 18		クズ群落	440200	5
 19		ネザサーススキ群落	450102	5
 20		チガヤーススキ群落	450103	5
 21		伐採跡地群落 (VII)	460000	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	 22	ヨシクラス	470400	10
	 23	ツルヨシ群落	470501	10
	 24	オギ群落	470502	10
	 25	ヒルムシロクラス	470600	10
植林地、耕作地植生	 26	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
	 27	クロマツ植林	540300	6
	 28	クヌギ植林	541202	6
	 29	竹林	550000	3
	 30	ゴルフ場・芝地	560100	4
	 31	路傍・空地雑草群落	570100	4
	 32	果樹園	570200	3
	 33	茶畑	570201	3
	 34	常緑果樹園	570202	3
	 35	畑雑草群落	570300	2
	 36	水田雑草群落	570400	2
	 37	放棄水田雑草群落	570500	4

表 3.1-34(2) 現存植生図凡例

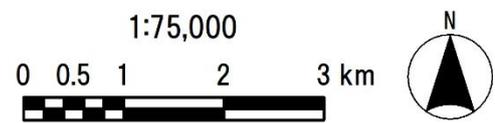
植生区分	図中 No.	群落名	統一凡例 No.	植生自然度
その他		38 市街地	580100	1
		39 緑の多い住宅地	580101	2
		40 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200	3
		41 工場地帯	580300	1
		42 造成地	580400	1
		43 開放水域	580600	99
		44 自然裸地	580700	98

注：1. 表中の図中 No. は図 3.1-33(2)の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No. とは、「自然環境保全基礎調査 植生調査(植生自然度調査)」(環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)の 1/25,000 現存植生図に示される 6 桁の統一凡例番号(凡例コード)である。

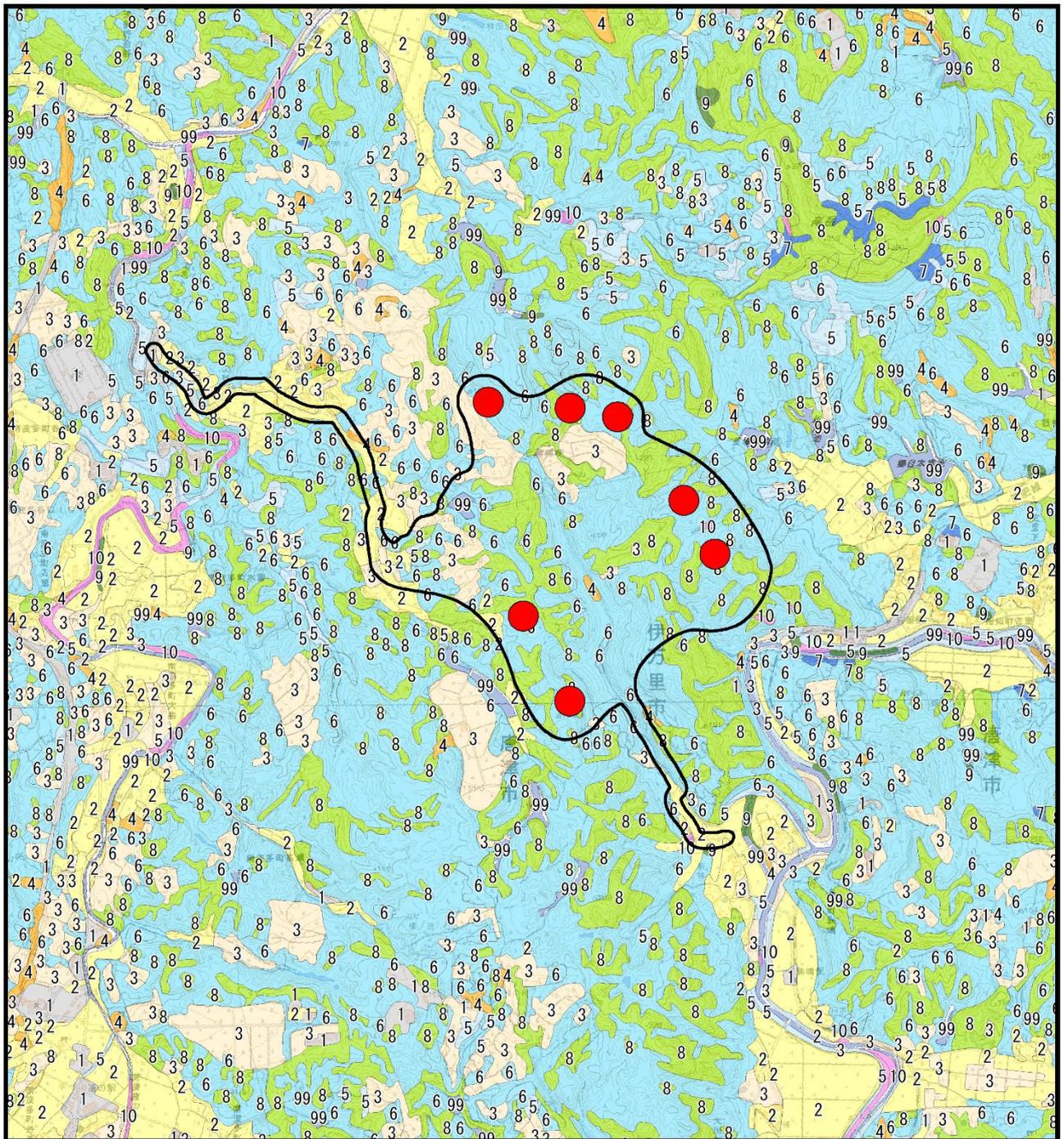


- 凡 例
- 対象事業実施区域
 - 風力発電機
- 植生自然度
- | | |
|--------|---------|
| 植生自然度1 | 植生自然度6 |
| 植生自然度2 | 植生自然度7 |
| 植生自然度3 | 植生自然度8 |
| 植生自然度4 | 植生自然度9 |
| 植生自然度5 | 植生自然度10 |



「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 植生調査
1/2.5 万現存植生図の GIS データ」【調査年：2019
年】（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7
年 5 月）
より作成

図 3.1-34(1) 文献その他の資料調査による現存植生図（植生自然度）



凡 例

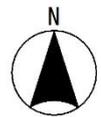
-  対象事業実施区域
-  風力発電機

植生自然度

- | | |
|--|---|
|  植生自然度1 |  植生自然度6 |
|  植生自然度2 |  植生自然度7 |
|  植生自然度3 |  植生自然度8 |
|  植生自然度4 |  植生自然度9 |
|  植生自然度5 |  植生自然度10 |

1:35,000

0 0.25 0.5 1 1.5 km



「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 植生調査
1/2.5 万現存植生図の GIS データ」【調査年: 2019
年】(環境省生物多様性センターHP、閲覧: 令和
7 年 5 月) により作成

図 3.1-34(2) 文献その他の資料調査による現存植生図 (拡大図: 植生自然度)

(3) 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は表 3. 1-35 のとおりである。

文献その他の資料により確認された植物の重要な種は表 3. 1-36 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲では、オトコシダ、エビネ、ノハナショウブ、カシワ、ミヤマキリシマ、ツルギキョウ等の 212 種の重要な植物種が確認されている。

表 3. 1-35(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

No.	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正:令和 4 年 6 月 17 日)、「佐賀県文化財保護条例」(昭和 51 年佐賀県条例第 22 号)、「唐津市文化財保護条例」(平成 17 年唐津市条例第 330 号)及び「伊万里市文化財保護条例」(昭和 51 年伊万里市条例第 21 号)に基づく天然記念物	特天: 特別天然記念物 天: 天然記念物 佐天: 佐賀県指定天然記念物 唐天: 唐津市指定天然記念物 伊天: 伊万里市指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP)、「佐賀県の文化財紹介」(佐賀県 HP)、「名勝・天然記念物」(唐津市 HP)、「伊万里市の文化財」(伊万里市 HP) ※いずれも令和 7 年 5 月に閲覧	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正:令和 4 年 6 月 17 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年 政令第 17 号、最終改正:令和 7 年 1 月 22 日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内: 国内希少野生動植物種 特一: 特定第一種国内希少野生動植物種 特二: 特定第二種国内希少野生動植物種 緊急: 緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年 政令第 17 号、最終改正:令和 7 年 1 月 22 日)	○	—
③	「第 5 次レッドデータブック:絶滅のおそれのある日本の野生生物 維管束植物」(環境省、令和 7 年)の掲載種	EX: 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅…飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR: 絶滅危惧 IA 類…深刻な絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの) EN: 絶滅危惧 IB 類…絶滅の危機に瀕している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、IA 類(CR)ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの) VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅危惧 IA 類(CR)」または「絶滅危惧 IB 類(EN)」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT: 準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの) DD: 情報不足…カテゴリーを判定するための情報が不足している種(現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になりうるもの) LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)の公表について(お知らせ)」(環境省 HP、閲覧:令和 7 年 5 月)	○	—

表 3.1-35(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

No.	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
④	「佐賀県レッドリスト2020(植物編)」(佐賀県、令和2年)の掲載種	絶滅：絶滅種…県内ではすでに絶滅したと考えられる種 絶 I：絶滅危惧I類種…現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの 絶 II：絶滅危惧II類種…現在の状態をもたらしている圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」の категорияに移行することが確実と考えられるもの 準絶：準絶滅危惧種…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧種」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの 情報不足：情報不足種…評価するだけの情報が不足している種	「佐賀県レッドリスト2020(植物編)」(佐賀県、令和2年)	○	—
⑤	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成14年佐賀県条例第48号)に基づく指定野生生物種	指定：条例に指定されている希少野生動植物種	「県条例による希少野生動植物の指定」(佐賀県HP、閲覧：令和7年5月)	○	—
⑥	「第2回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)特定植物群落調査報告書 日本の重要な植物群落の分布 全国版」(環境庁、昭和57年)、 「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 全国版」(環境庁、昭和63年)、 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)に掲載の特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布など分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地などの特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採などの手が入っていないもの G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 第2回、第3回、第5回」(環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和7年5月)	—	○
⑦	「植物群落レッドデータブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意	「植物群落レッドデータブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)	—	○
⑧	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)に掲載の植生自然度10及び植生自然度9の植生	植生自然度10：自然草原等(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9：自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)	—	○

※：表中の「—」は該当していないことを示す。

表 3.1-36(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	シダ植物	ミズニラ	シナミズニラ			VU	準絶	
2		マツバラシ	マツバラシ			NT	準絶	
3		コケシノブ	オオハイホラゴケ				絶II	
4		ウラジロ	カネコシダ			VU	絶II	
5		ヤブレガサウラボシ	スジヒトツバ				準絶	
6		デンジソウ	デンジソウ			NT	絶I	
7		ホングウシダ	ホングウシダ				絶I	
8		コバノイシカグマ	オウレンシダ				準絶	
9			オドリコカグマ				準絶	
10		イノモトソウ	タキミシダ			VU	絶I	
11			ヒメウラジロ			NT	絶I	
12			エビガラシダ			VU	絶I	
13			ヤクシマハチジョウシダ			VU	絶II	
14		チャセンシダ	カミガモシダ				絶II	
15			コタニワタリ				絶II	
16		ヒメシダ	ヒメハシゴシダ				絶II	
17			アミシダ				絶I	
18			ヒメミゾシダ			NT	絶I	
19			テツホシダ				絶II	
20		イワデンダ	イヌイワデンダ			NT	絶I	
21			コガネシダ				絶I	
22			イワデンダ				絶I	
23		メシダ	ニセコクモウクジャク				絶I	
24			フクレギシダ		国内	CR	絶I	
25			ヒュウガンシダ				絶II	
26			コクモウクジャク				絶II	
27		オシダ	オトコシダ				絶I	
28			イズヤブソテツ				絶II	
29			ツクシヤブソテツ				絶II	
30			ミヤジマシダ				絶II	
31			オオキヨズミシダ				絶I	
32			サクラジマイノデ		国内	CR	絶I	
33		ウラボシ	ヒトツバイワヒトデ				絶I	
34			ヒメサジラン				絶滅	
35			カラクサシダ				絶II	
36			イワオモダカ				絶II	
37	裸子植物	マツ	ゴヨウマツ				絶滅 ^{*1}	
38		ヒノキ	ハイビャクシン				絶I	指定
39	被子植物 基部被子植物	スイレン	コウホネ				絶II	
40			ベニオグラコウホネ				絶II	
41			サイジョウコウホネ				絶II	
42			ヒメコウホネ			CR		
43	被子植物 モクレン類	ウマノスズクサ	タイリンアオイ				準絶	
44			ツクシアオイ			VU	準絶	
45		クスノキ	ニッケイ			NT		
46			ダンコウバイ				絶I	
47	被子植物 単子葉類	サトイモ	キリシマテンナンショウ				絶II ^{*2}	
48		オモダカ	アギナシ			NT	絶I	
49		トチカガミ	ウミヒルモ			NT	準絶	
50			ヒロハトリゲモ			NT ^{*3}	絶I ^{*4}	
51			トリゲモ			VU		
52			オオトリゲモ				絶II	
53		ミスオオバコ			NT	準絶		
54		シバナ	シバナ			NT	絶II	

表 3.1-36(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
55	被子植物 単子葉類	アマモ	コアマモ				準絶		
56		ヒルムシロ	センニンモ				準絶		
57			ツツイトモ			VU	絶Ⅰ		
58			カワツルモ	カワツルモ			NT	絶Ⅰ	
59			ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ				絶Ⅱ	
60			イヌサフラン	チゴユリ				絶Ⅰ	指定
61			ユリ	ホソバナコバイモ			NT	準絶	
62				ノヒメユリ			VU	絶Ⅱ ^{※5}	
63			ラン	ヒナラン			VU	絶Ⅱ	指定
64				キリシマエビネ			EN	絶Ⅰ	
65		キエビネ				VU	準絶	指定	
66		エビネ				NT	準絶		
67		ナツエビネ				VU	絶Ⅰ		
68		ギンラン					絶Ⅰ		
69		キンラン				NT	準絶		
70		ナギラン				VU	絶Ⅰ		
71		セッコク					絶Ⅱ		
72		タシロラン				NT	絶Ⅱ		
73		ダイサギソウ				EN	絶Ⅰ		
74		ムカゴソウ				VU	絶Ⅱ		
75		ムヨウラン					絶Ⅱ		
76		ササバラン				VU	準絶		
77		ボウラン				NT	準絶		
78		ニラバラン					絶Ⅰ		
79		フウラン				NT	絶Ⅰ	指定	
80		ムカゴサイシン				NT	絶Ⅰ		
81		コケイラン					絶Ⅱ		
82		サギソウ				NT	絶Ⅱ		
83		ムカデラン				VU	絶Ⅱ		
84		ガンゼキラン				VU	絶Ⅰ		
85		ツレサギソウ					絶Ⅰ		
86		ハシナガヤマサギソウ					絶Ⅰ		
87		トキシソウ				NT	絶Ⅰ	指定	
88		ヤマトキシソウ					絶Ⅱ		
89		ウチョウラン			NT	絶Ⅰ			
90		クロカミラン			CR	絶Ⅰ	指定		
91		ヒトツボクロ				絶Ⅰ			
92		アヤメ	ノハナショウブ				絶Ⅰ	指定	
93			アヤメ				絶Ⅰ		
94		ヒガンバナ	キツネノカミソリ				絶Ⅱ		
95		クサスギカズラ	ハマタマボウキ			VU			
96			カンザシギボウシ				準絶		
97		ショウガ	アオノクマタケラン				絶Ⅱ		
98		ガマ	ヤマトミクリ			NT	準絶		
99			ナガエミクリ			NT	準絶		
100			ヒメミクリ			VU	絶Ⅱ		
101			コガマ				準絶		
102		ホシクサ	ツクシクロイヌノヒゲ				絶Ⅱ		
103			クロホシクサ			NT	絶Ⅰ		
104		カヤツリグサ	ウキヤガラ				準絶		
105			ヤマテキリスゲ				絶Ⅱ		
106			タニガワスゲ				絶Ⅰ		
107			タガネソウ				準絶		
108			イヌクログワイ				絶Ⅱ ^{※6}		

表 3.1-36(3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
109	被子植物 単子葉類	カヤツリグサ	チャボイ			VU	絶Ⅰ		
110			ビロードテンツキ				絶Ⅰ		
111			ハタベカンガレイ			VU	絶Ⅰ		
112			ヒメカンガレイ			VU	絶Ⅱ		
113			シズイ				絶Ⅱ ^{**7}		
114		イネ	ツクシガヤ			VU	絶Ⅱ		
115			キダチノネズミガヤ				絶Ⅰ		
116			イヌアワ				準絶		
117	コササキビ					準絶			
118	被子植物 基部真正双子葉類	キンポウゲ	タンナトリカブト				準絶		
119			オキナグサ			NT	絶Ⅰ	指定	
120			ヒレフリカラマツ			EN	絶Ⅰ	指定	
121		ユキノシタ	イワボタン				絶Ⅱ ^{**8}		
122			ツクシネコノメソウ				準絶		
123			ウチワダイモンジソウ				絶Ⅱ		
124			ナメラダイモンジソウ				準絶		
125		ベンケイソウ	ベンケイソウ				絶Ⅰ		
126			アオベンケイ				準絶		
127			ウンゼンマンネングサ			VU			
128		タコノアシ	タコノアシ			NT			
129		アリノトウグサ	フサモ				準絶		
130		被子植物 真正双子葉類 バラ類	マメ	チョウセンニワフジ			EN	絶Ⅱ	
131				イヌハギ			NT	絶Ⅰ	
132				シバネム			DD	絶Ⅰ	
133	アサ		コバノチョウセンエノキ			CR ^{**9}			
134	クワ		アコウ				準絶		
135	イラクサ		ヤナギイチゴ				準絶		
136	バラ		ズミ				絶Ⅰ	指定	
137			コジキイチゴ				絶Ⅱ		
138	ブナ		カシワ				絶Ⅱ		
139	ニシキギ		ウメバチソウ				絶Ⅱ		
140	カタバミ		ミヤマカタバミ				絶Ⅱ		
141	トウダイグサ		タカトウダイ				絶Ⅱ		
142			ナツトウダイ				絶Ⅱ		
143	ヤナギ		イヌコリヤナギ				情報不足		
144	スミレ		ナガバノスミレサイシン				絶Ⅰ		
145	オトギリソウ		ツクヌキオトギリ			VU	絶Ⅱ		
146	ミソハギ		ミズマツバ			NT			
147	ノボタン		ヒメノボタン			NT	絶滅		
148	アブラナ		スズシロソウ				絶Ⅱ		
149			カンラン			CR	絶Ⅱ	指定	
150			ワサビ				絶Ⅱ		
151	被子植物 真正双子葉類 キク類		イソマツ	ハマサジ			NT	絶Ⅱ	
152		タデ	ヒメタデ			DD	準絶		
153			サイコクヌカボ			NT	準絶		
154			ヌカボタデ			VU	絶Ⅱ		
155			シマヒメタデ				絶Ⅱ		
156			ナデシコ	ゲンカイミミナグサ			NT	準絶	
157		ヒメケフシグロ					準絶		
158		ヒユ	マツナ				絶Ⅰ		
159			シチメンソウ			VU	絶Ⅱ		
160			ハママツナ				準絶		
161		ツバキ	ナツツバキ				絶Ⅱ		
162	ツツジ	ツクシシャクナゲ				準絶			

表 3.1-36(4) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
163	被子植物	ツツジ	ミヤマキリシマ				絶Ⅱ	
164	真正双子葉類	アカネ	ヒロハコンロンカ				準絶	
165	キク類		ギョクシンカ				絶Ⅰ	
166		リンドウ	ムラサキセンブリ			NT	絶Ⅱ	
167			イヌセンブリ			NT	絶Ⅰ	
168		キョウチクトウ	スズサイコ			NT	絶Ⅱ	
169			トキワカモメヅル				絶Ⅰ	
170		ムラサキ	ホタルカズラ				絶Ⅰ	
171			オオルリソウ				情報不足	
172		モクセイ	シマモクセイ				絶Ⅰ※10	
173		オオバコ	ウンラン				絶滅	
174			エゾオオバコ				絶Ⅰ	
175			ヒシモドキ			EN	準絶	
176			カワヂシャ			NT		
177		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ			NT	準絶	
178			ヒナノウスツボ				絶Ⅱ	
179		シソ	ヒメキランソウ				絶Ⅱ	
180			コムラサキ				準絶	
181			キセワタ			VU	絶Ⅰ	
182			ヤマジソ			NT	準絶	
183			ミゾコウジュ			NT		
184			ミヤマナミキ				絶Ⅱ	
185			ナミキソウ				絶Ⅰ	
186		ハマウツボ	キュウシュウコゴメグサ				絶Ⅰ	
187			ツクシコゴメグサ			EN	絶Ⅰ	
188			ヤマウツボ				絶Ⅱ	
189			ハマウツボ			VU	準絶	
190		タヌキモ	ノタヌキモ			VU	絶Ⅱ	
191			イヌタヌキモ			NT		
192			ミミカキグサ				準絶	
193			ホザキノミミカキグサ				絶Ⅱ	
194			タヌキモ			NT	絶Ⅰ	
195			ヒメタヌキモ			NT	絶Ⅰ	
196			ムラサキミミカキグサ			NT	絶Ⅱ	
197		キキョウ	ツルギキョウ			VU	準絶	
198			サワギキョウ				絶Ⅱ	
199			キキョウ			NT	絶Ⅱ	
200		ミツガシワ	ミツガシワ				絶Ⅱ	
201		キク	ヒメシオン				絶Ⅰ	
202			アワコガネギク			NT※11		
203			ヤナギアザミ				準絶	
204			ヤマニガナ				絶Ⅰ	
205			オオダイトウヒレン				準絶	
206			ヒメヒゴタイ			VU	絶滅	
207			ウラギク			NT	準絶	
208			オナモミ			VU	絶Ⅰ	
209		ウコギ	トチバニンジン				準絶	
210		セリ	ツクシトウキ			CR		
211		スイカズラ	ヤマヒョウタンボク				絶Ⅰ	
212			マツムシソウ				絶Ⅱ	
合計	8分類	81科	212種	0種	2種	95種	199種	12種

注：1. 種名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和6年）及び「新維管束植物分類表」（米倉浩司、北隆館、平成31年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-35 に対応する。
3. 表中の※については以下のとおりである。

- ※1：ヒメコマツ（ゴヨウマツ）で掲載
- ※2：キリシマテンナンショウ（ヒメテンナンショウ）で掲載
- ※3：サガミトリゲモで掲載
- ※4：サガミトリゲモ（ヒロハトリゲモ）で掲載
- ※5：ノヒメユリ（スゲユリ）で掲載
- ※6：イヌクログワイ（シログワイ）で掲載
- ※7：シズイ（テガヌマイ）で掲載
- ※8：イワボタン（ミヤマネコノメソウ）で掲載
- ※9：サキシマエノキで掲載
- ※10：シマモクセイ（ナタオレノキ）で掲載
- ※11：キクタンギクで掲載

対象事業実施区域及びその周囲で確認された重要な植物群落については、表 3.1-37 及び図 3.1-35 のとおり、「岸岳のツクバネウツギ群落」及び「八幡岳の自然木」が存在する。

また、対象事業実施区域及びその周囲の重要な群落として、植生自然度 10 及び植生自然度 9 に相当する自然植生についても抽出した。抽出結果は表 3.1-38 及び図 3.1-35 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には、植生自然度 10 のイブキシモツケーイワヒバ群落、ヨシクラス、ツルヨシ群集及び植生自然度 9 のミミズバイースダジイ群集、ヤナギ高木群落（VI）等が分布している。

表 3.1-37 重要な植物群落

No.	町村	群落名	選定基準		
			①	⑥	⑦
1	北波多村（現唐津市）	岸岳のツクバネウツギ群落	—	C	2
2	相知町（現唐津市）	八幡岳の自然木	—	A	2

注：1. 選定基準は表 3.1-35 のとおりである。

2. 表中の「—」は該当していないことを示す。

〔「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 第 2 回、第 3 回、第 5 回」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成 8 年）より作成〕

表 3.1-38 重要な植物群落（植生自然度）

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑧		
植生自然度 10	自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原等）、岩壁植生等	イブキシモツケーイワヒバ群落、ヨシクラス、ツルヨシ群集、オギ群集、ヒルムシロクラス
植生自然度 9	自然林（エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林）	イチイガシ群落、ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集、ケヤキ群落（VI）、ムクノキエノキ群集、ヤナギ高木群落（VI）

注：選定基準は表 3.1-35 のとおりである。

〔「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 植生調査 1/2.5 万現存植生図の GIS データ」【調査年：2019 年】（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

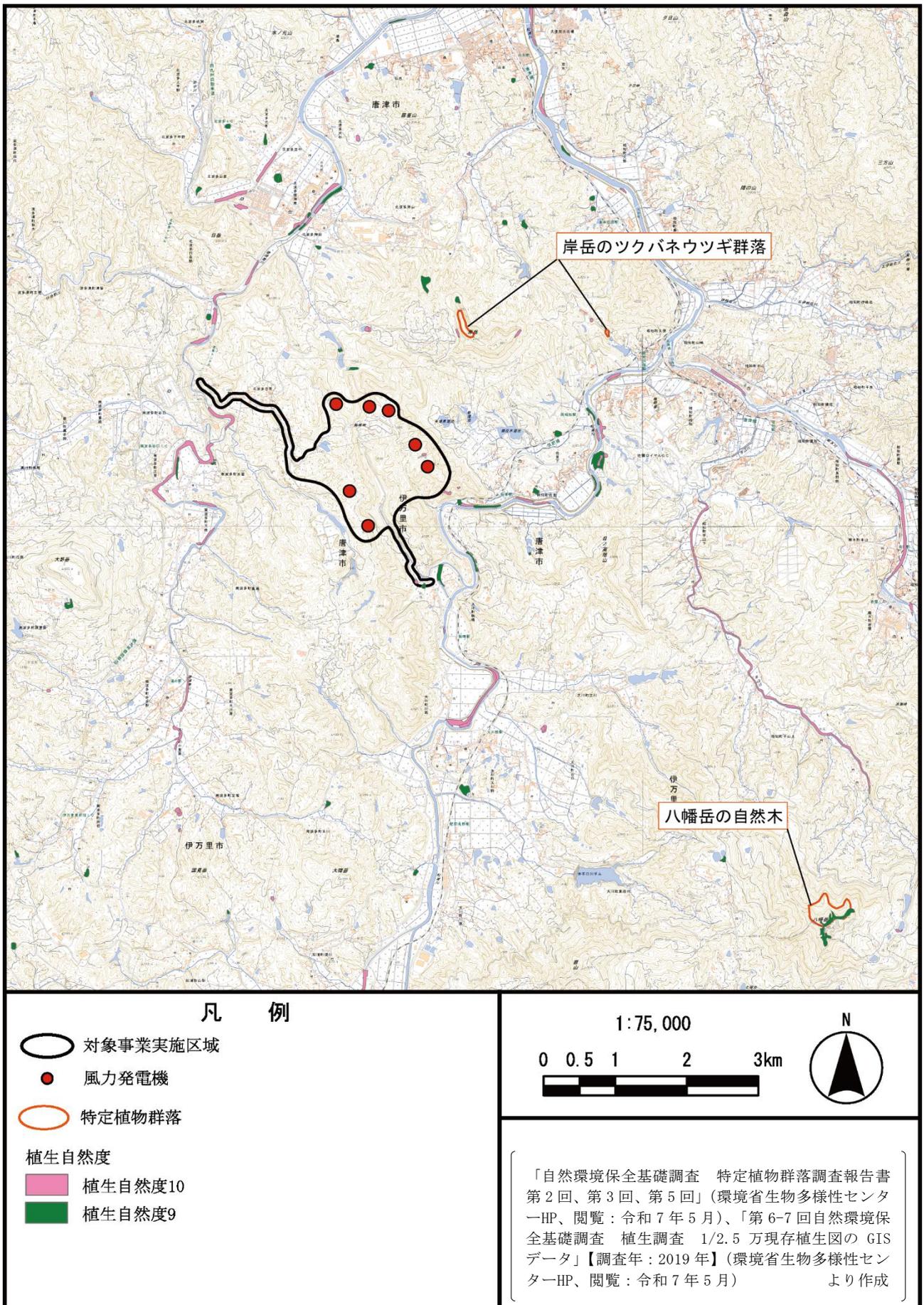


図 3.1-35 重要な植物群落の分布位置図

(4) 巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲の植物に係る天然記念物は表 3.1-39、巨樹・巨木林は表 3.1-40 のとおりである。また、それぞれの分布位置は図 3.1-36 のとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、唐津市指定の天然記念物「志気シャクナゲ」及び伊万里市指定の天然記念物「梅岩のヒラドツツジ」が分布している。

また、「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第 4 回（1988～1993）、第 6 回（1999～2005）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）によると、対象事業実施区域の周囲には、樹林が 2 か所、単木が 22 か所、計 24 か所の巨樹・巨木林が分布している。そのうち、クスノキ 1 本、スダジイ 1 本、スギ 1 本の巨樹が対象事業実施区域付近に分布している。

表 3.1-39 天然記念物（植物関係）

No.	市	指定	名称	指定年月日	所在の場所
1	唐津市	市	志気シャクナゲ	昭和 63 年 6 月 1 日	唐津市北波多志気
2	伊万里市	市	梅岩のヒラドツツジ	平成 8 年 3 月 1 日	伊万里市松浦町提川

注：表中の No. は、図 3.1-36 に対応する。

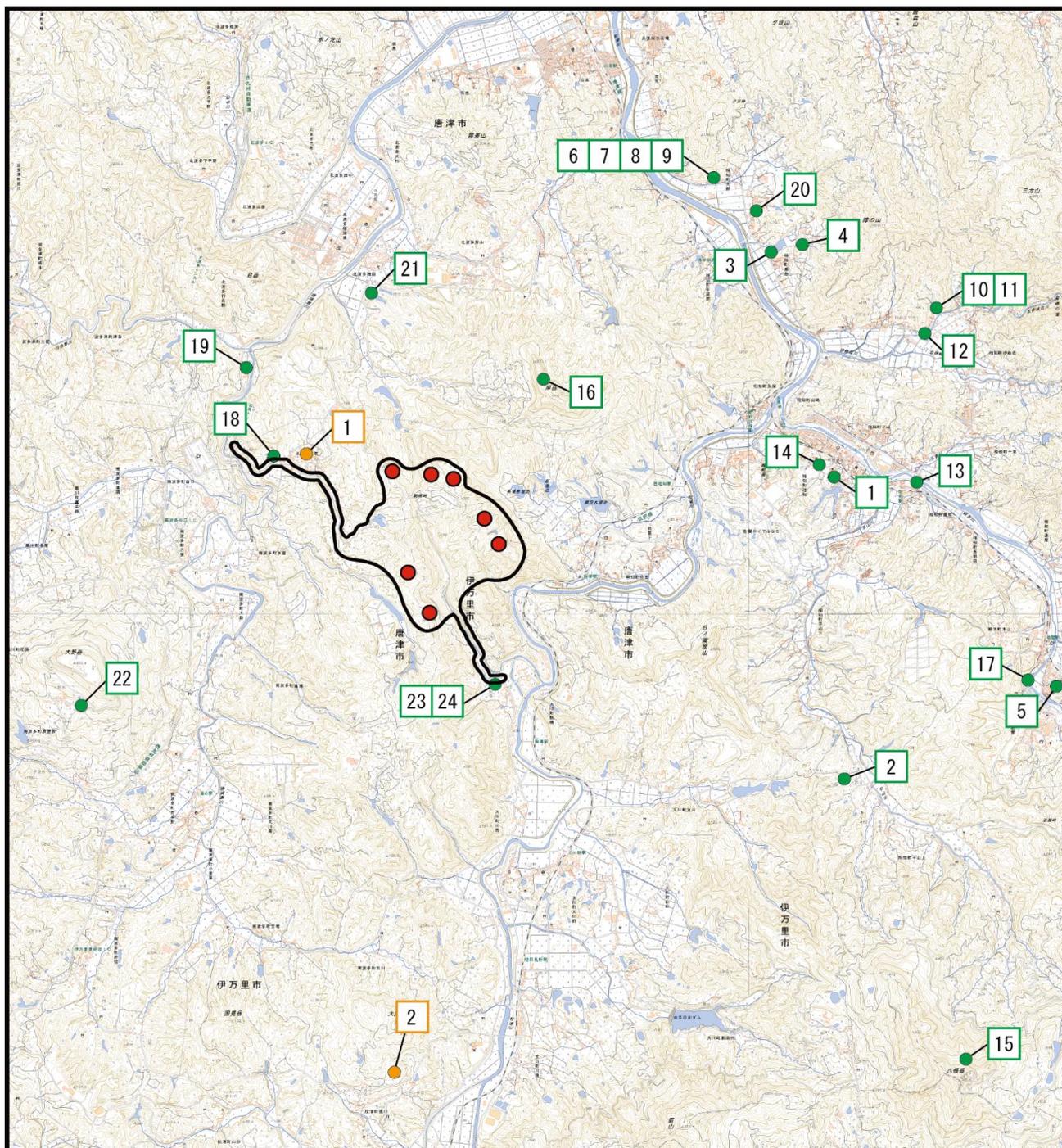
「唐津市の教育」（唐津市教育委員会、令和 3 年）
 「統計伊万里（令和 5 年）」（伊万里市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 より作成

表 3.1-40 巨樹・巨木林

No.	市	区分	名称	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	唐津市	単木		イチョウ	340	20
2		単木		ケヤキ	300	17
3		単木		クスノキ	300	21
4		単木	大杉	スギ	369	30
5		単木		イチョウ	330	20
6		単木		クスノキ	340	30
7		単木		イチョウ	313	35
8		単木		イチイガシ	300	30
9		単木		イチイガシ	310	26
10		単木		クスノキ	320	15
11		単木		クスノキ	330	15
12		単木		クスノキ	330	25
13		単木	浜白	ムクノキ	367	15
14		単木		イチョウ	220	18
15		単木	八幡岳	ケヤキ	326	15
16		単木	岸岳	スダジイ	432	18
17		単木	町切	イチョウ	347	20
18		単木	志気	クスノキ	332	25
19		単木	行合野	クスノキ	356	18
20		樹林	伊岐佐	クスノキ	329	15
21		樹林	稗田	クスノキ	521	15
22		伊万里市	単木		シイノキ	250
23	単木			スダジイ	350	20
24	単木			スギ	300	40

注：表中の No. は、図 3.1-36 に対応する。

「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第 4 回（1988～1993）、第 6 回（1999～2005）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  天然記念物
-  巨樹・巨木林

1:75,000



注：図中のNo. は、表 3.1-39 及び表 3.1-40 に対応する。

〔「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第4回 (1988～1993)、第6回 (1999～2005)」(環境省HP、閲覧：令和7年5月)、「あそぼーさが」(一般社団法人佐賀県観光連盟HP、閲覧：令和7年5月)、「統計伊万里 (令和5年)」(伊万里市HP、閲覧：令和7年5月)より作成〕

図 3.1-36 巨樹・巨木林・天然記念物の位置

3. 生態系の状況

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分の概要は表 3.1-41、その分布状況は図 3.1-37 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の地形は主に山地及び丘陵地、谷底平野からなり、植生区分との対応関係により、自然林、二次林、草原・低木林、植林地、湿原・湿生林、耕作地等、市街地等及び河川・池沼の 8 つの環境類型区分に分類される。山地及び丘陵地の大部分は二次林及び植林地、谷底平野の大部分は水田雑草群落や果樹園からなる耕作地等である。自然林、湿原・湿生林の分布はわずかに点在する程度である。

対象事業実施区域の環境類型区分は主に二次林、植林地、耕作地等となっている。

表 3.1-41 環境類型区分の概要

図中 No.	環境類型区分	主な地形	植生区分
1	自然林	山地 及び 丘陵地	イブキシモツケイワヒバ群落 イチイガシ群落 ヤブコウジースダジイ群集 ミミズバイースダジイ群集 ケヤキ群落 (VI) ムクノキエノキ群集 ヤナギ高木群落 (VI)
2	二次林		シイ・カシ二次林 アカガシ二次林 タブノキヤブニッケイ二次林 ハクサンボクマテバシイ群落 コナラ群落 (VII) アカシデーイヌシデ群落 (VII) アカメガシワーカラスザンショウ群落 ムクノキ群落 アカマツ群落 (VII)
3	草原・ 低木林		メダケ群落 クズ群落 ネザサーススキ群集 チガヤーススキ群落 伐採跡地群落 (VII)
4	植林地		スギ・ヒノキ・サワラ植林 クロマツ植林 クヌギ植林 竹林
5	湿原・湿生林	谷底平野	ヨシクラス ツルヨシ群集 オギ群集 ヒルムシロクラス
6	耕作地等		ゴルフ場・芝地 路傍・空地雑草群落 果樹園 茶畑 常緑果樹園 畑雑草群落 水田雑草群落 放棄水田雑草群落
7	市街地等		市街地 緑の多い住宅地 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 工場地帯 造成地 自然裸地
8	河川・湖沼		開放水域

注：表中の植生区分は現存植生図凡例（表 3.1-34 参照）による。

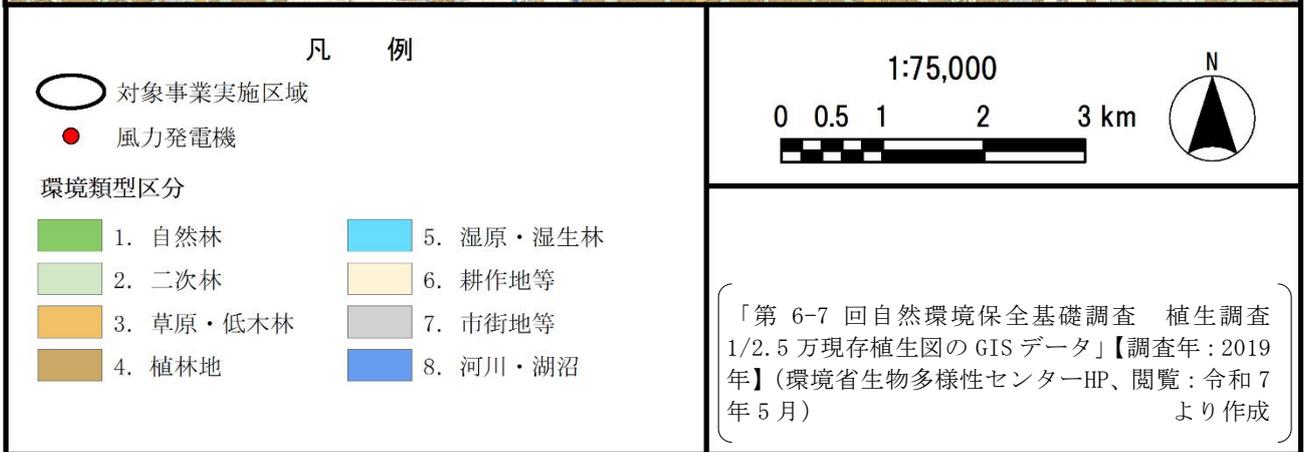
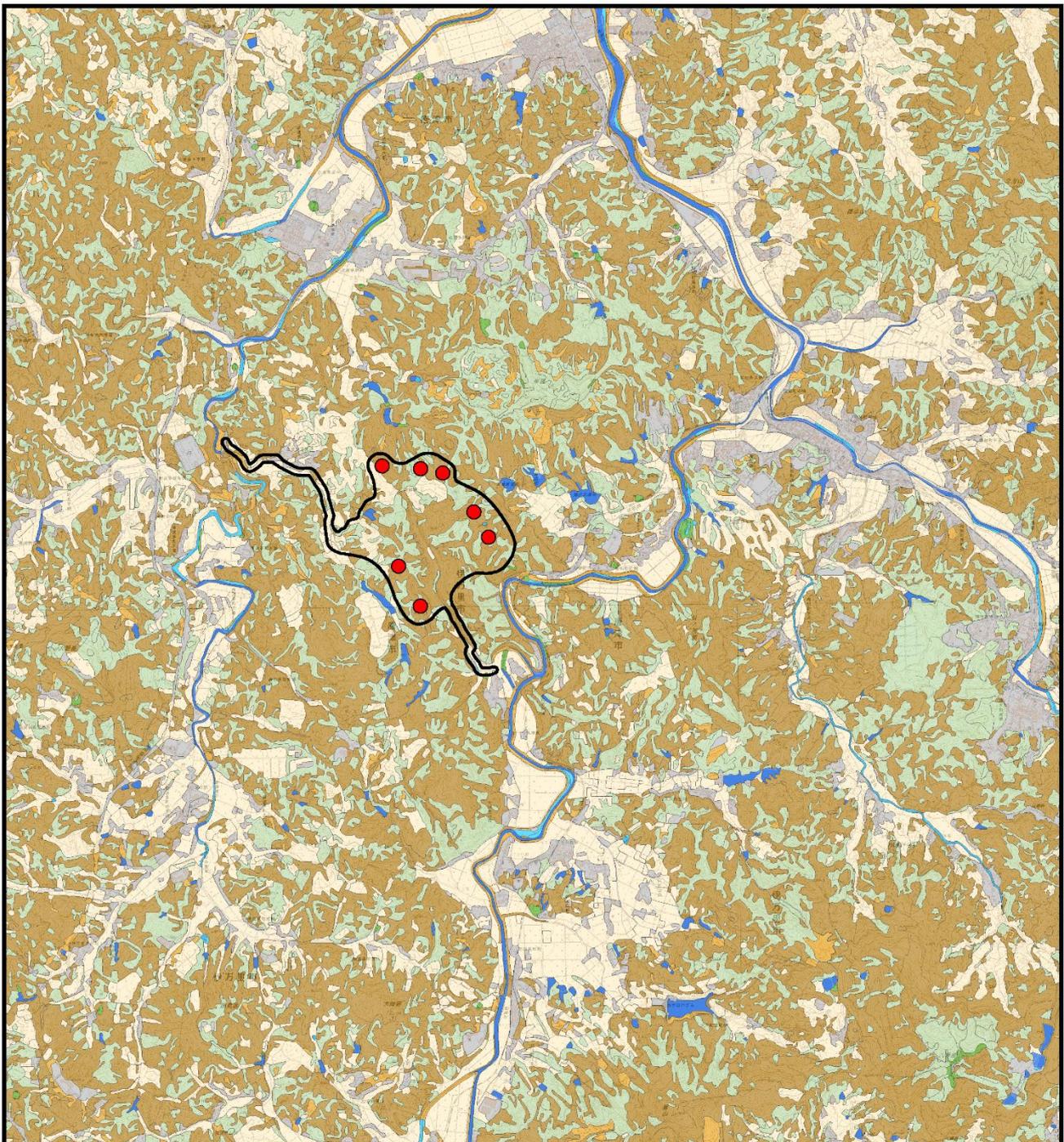
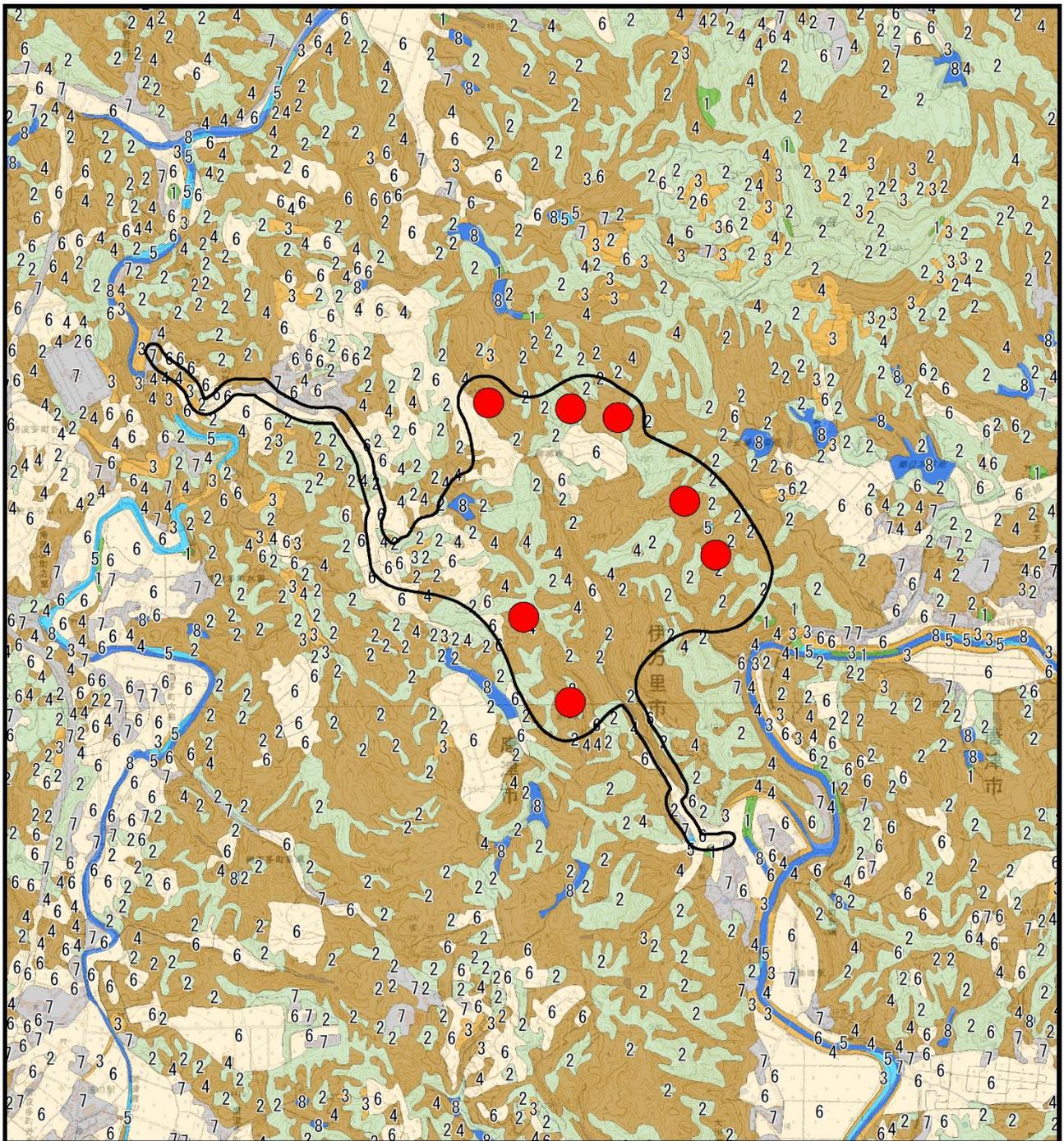


図 3.1-37(1) 環境類型区分



凡 例

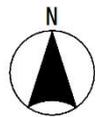
-  対象事業実施区域
-  風力発電機

環境類型区分

- | | |
|---|---|
|  1. 自然林 |  5. 湿原・湿生林 |
|  2. 二次林 |  6. 耕作地等 |
|  3. 草原・低木林 |  7. 市街地等 |
|  4. 植林地 |  8. 河川・湖沼 |

1:35,000

0 0.25 0.5 1 1.5 km



「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 植生調査
1/2.5 万現存植生図の GIS データ」【調査年:2019
年】(環境省生物多様性センターHP、閲覧:令和
7年5月) より作成

図 3.1-37(2) 環境類型区分 (拡大図)

(2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種より、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な生物種等を選定し、図 3. 1-38 の食物連鎖の概要として整理した。

対象事業実施区域及びその周囲は、山腹にスギ・ヒノキ・サワラ植林の針葉樹林、尾根筋を中心にシイ・カシ二次林が広がっており、ヤナギ高木群落（VI）等の広葉樹林、クズ群落等の乾性草地、水田雑草群落等の湿性草地等が点在している。対象事業実施区域も同様にスギ・ヒノキ・サワラ植林及びシイ・カシ二次林が主な環境となっており、部分的にアカメガシワ・カラスザンショウ群落や果樹園が見られる。これらのことから対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、陸域である樹林地環境、草地環境及び水域であるため池を基盤として成立しているものと考えられる。

陸域の生態系では、ヤナギ高木群落（VI）、スギ・ヒノキ・サワラ植林、シイ・カシ二次林、クズ群落等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはカマキリ類やオサムシ類やトンボ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはカラ類やモズ等の鳥類、ニホンカナヘビ等の爬虫類、カエル類等の両生類が、第四次消費者としては、テン（ホンドテン）等の哺乳類やヘビ類等の爬虫類が存在すると考えられる。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、キツネ等の哺乳類やオオタカやフクロウ等の猛禽類が存在する。

水域の生態系では、植物性プランクトンを生産者として、第一次消費者としてはカゲロウ類等の草食性の昆虫類やカワニナ等の貝類が存在する。また、第二次消費者として、昆虫類などを捕食するニホンイシガメ等の爬虫類やトンボ類等の昆虫類やタカハヤ等の魚類が存在すると考えられる。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、昆虫類のタガメや魚類のサクラマス（ヤマメ）が存在する。

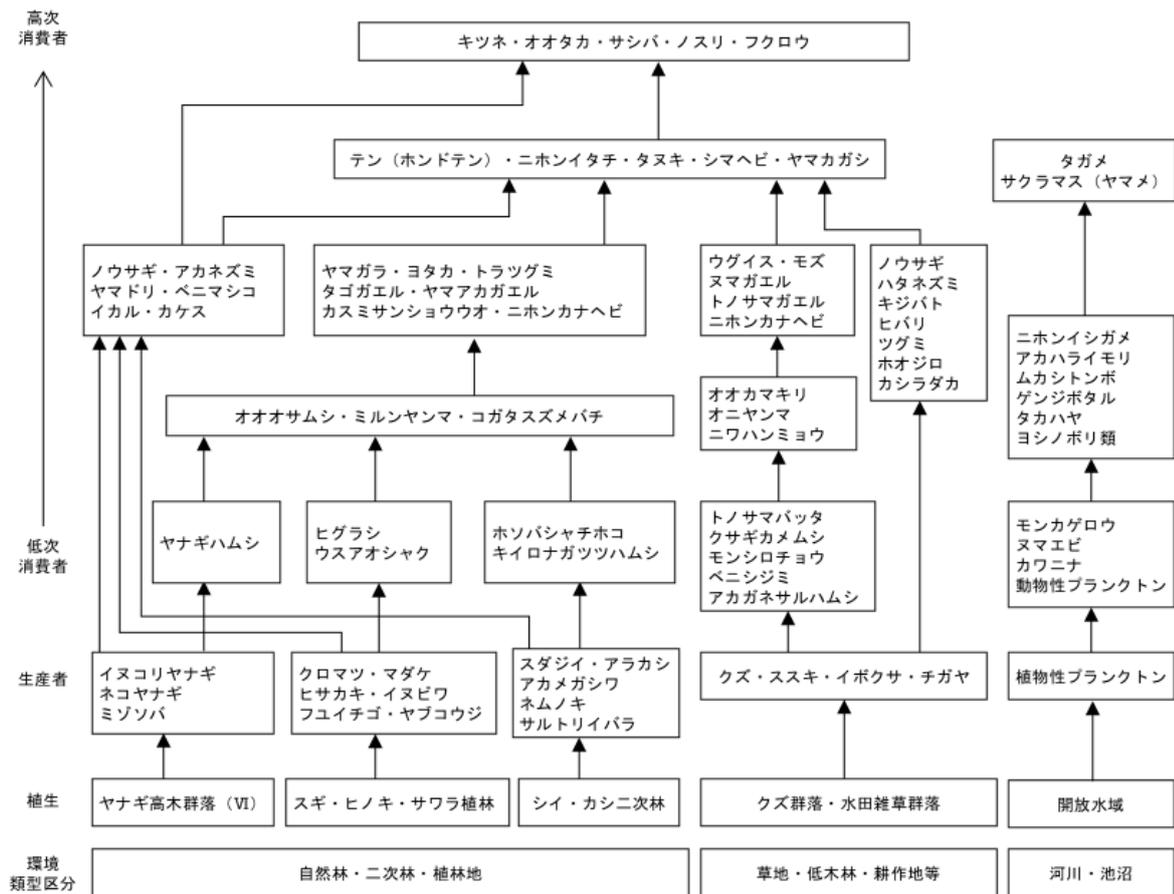


図 3.1-38 対象事業実施区域及びその周囲の食物連鎖の概要

(3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3.1-42、その分布状況は図 3.1-39 のとおりである。

表 3.1-42 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図におけるヨシクラス、ヒルムシロクラス等に該当する植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図における、イチイガシ群落、ヤブコウジースダジイ群集、ミミズバイースダジイ群集等に該当する植生である。
自然公園	天山県立自然公園 八幡岳県立自然公園	自然公園法及びそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について指定された自然公園の一種である。対象事業実施区域の周囲には、天山県立自然公園及び八幡岳県立自然公園がある。
重要な里地里山	唐津市及び伊万里市の里山草原、蕨野の棚田	地域の多様な生物相・生態系を形成している環境である。
保安林	図 3.1-39(2)に示すとおりである。	水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
鳥獣保護区	下千田溜池、岸岳、稗田、八幡岳	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められる地域である。
巨樹・巨木林	表 3.1-40 に示すとおりである。	自然環境保全基礎調査において定められた原則幹回りが 3m 以上の巨木及び巨木林である。
天然記念物	大野岳タイワンツバメシジミ繁殖地、志気シャクナゲ、梅岩のヒラドツツジ	学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）が指定されている。
特定植物群落	岸岳のツクバネウツギ群落、八幡岳の自然木	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「A：原生林もしくはそれに近い自然林」、「B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群」、「C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布など分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群」、「D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地などの特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの」、「E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの」、「F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採などの手が入っていないもの」、「G：乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群」、「H：その他、学術上重要な植物群落」に該当する植物群落である。

「第 6-7 回自然環境保全基礎調査 植生調査 1/2.5 万現存植生図の GIS データ」【調査年：2019 年】（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「自然公園区域図」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「国土数値情報（国有林野データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「鳥獣保護区等の位置」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「鳥獣保護区の指定」（昭和 33 年佐賀県告示第 84 号）、「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査 第 4 回（1988～1993）、第 6 回（1999～2005）」（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「名勝・天然記念物」（唐津市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「あそぼーさが」（一般社団法人佐賀県観光連盟 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「統計伊万里（令和 5 年）」（伊万里市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）、「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書 第 2 回、第 3 回、第 5 回」（環境省生物多様性センターHP、閲覧：令和 7 年 5 月）

より作成

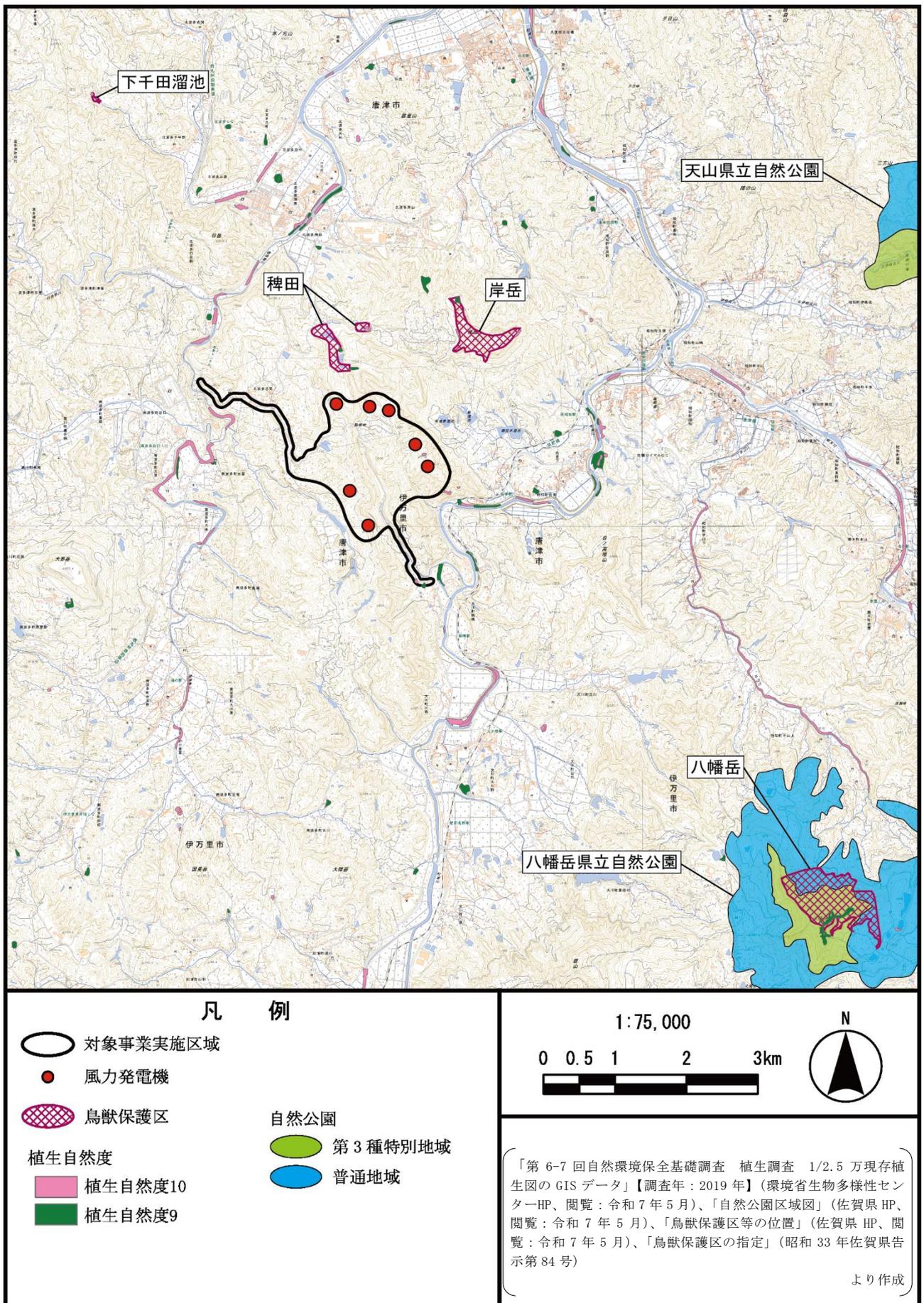


図 3.1-39(1) 重要な自然環境のまとまりの場

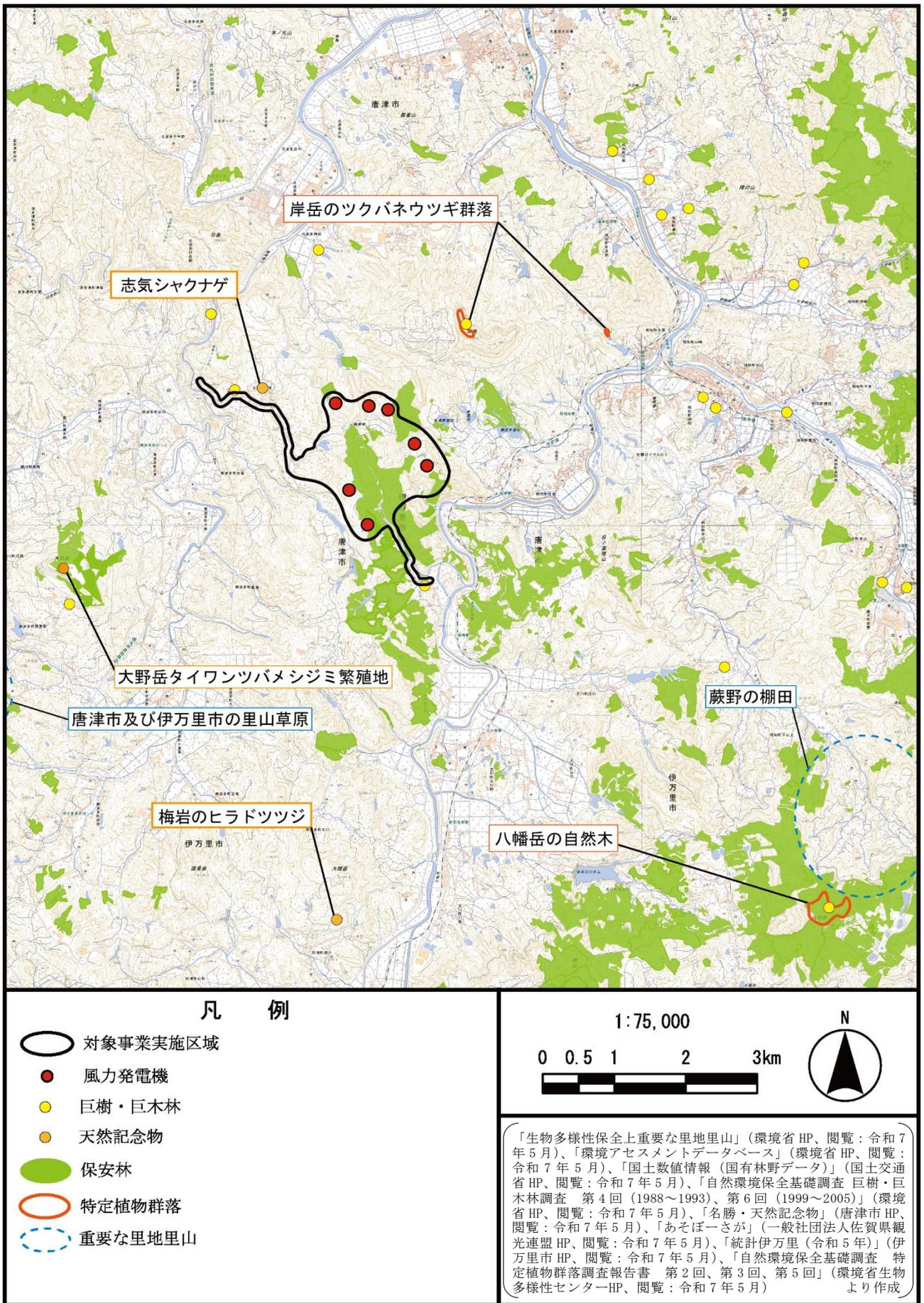


図 3.1-39(2) 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域は佐賀県北西部に位置しており、対象事業実施区域の周囲には岸岳、八幡岳、眉山、大陣岳、大野岳等の山々がある。また、西側の伊万里湾は海岸線が複雑なりアス式海岸となっており、伊万里市各所にある展望台からその特徴を見ることができる。

佐賀県は県の景観作りに関する施策の基本となる事項を位置付ける「佐賀県美しい景観づくり条例」(平成20年佐賀県条例第24号)を策定しており、唐津市及び伊万里市は景観行政団体となっている。

(1) 主要な眺望点の分布及び概要

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表3.1-43及び図3.1-40のとおりである。

表 3.1-43 主要な眺望点

番号	眺望点	眺望点の概要
①	鏡山	玄海国定公園にある標高284mの山。山頂の展望台からは、唐津湾や虹の松原が一望できる。
②	高尾山公園展望台	高尾山公園は玄海国定公園にある標高79mの自然公園。波多津町の北方に位置し、山頂にある展望台からは、いろは島を眼下に伊万里湾を眺望できる。
③	岸岳城跡	北波多の東端、相知町との境界にそびえる岸岳に位置する城跡。山頂部の尾根上に築かれた山城で、城跡の北端には物見台がある。
④	作礼山	天山県立自然公園にある標高887mの山。
⑤	大野岳	標高424mの山で、山頂からは、伊万里湾、唐津湾、八幡岳を一望できる。
⑥	大平山公園	玄海国定公園にあり、標高331mの大平山山頂にある展望デッキからは伊万里湾が眺望でき、晴れた日には老岐や対馬を望むことができる。
⑦	道の駅伊万里「ふるさと村」	一般国道202号沿いにあり、焼き物、フルーツをはじめとした伊万里の魅力を味わうことができる施設。地域資源活用工房、体験館、レストラン、物産館等がある。なし狩りやぶどう狩りなども楽しめる。
⑧	蕨野の棚田	平成11年7月26日、「日本の棚田百選」に選ばれた棚田。八幡岳の標高150～420mまでの斜面に約40ヘクタール、1,050枚の田が広がっており、八幡岳頂上に続く道路沿いに、棚田を見下ろす展望所も設けられている。唐津市景観計画の中で、景観計画区域の重点区域としての指定を受けている。
⑨	八幡岳	標高764m。北は玄界灘、南は佐賀平野・有明海、西南には黒髪山、遠く太良岳・雲仙の山並みまで眺望できる。一帯は八幡岳県立自然公園に指定され、九州自然歩道・キャンプ場も整備され、気軽にハイキングが楽しめる。
⑩	大浦の棚田	「日本の棚田百選」の一つ。伊万里湾を眼下に見下ろす高台に開けており、展望台がある棚田。

「公園（施設案内）」「唐津市景観計画」（唐津市HP、閲覧：令和7年5月）
 「公園」、「自然」（伊万里市HP、閲覧：令和7年5月）
 「自然公園・九州自然歩道」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）
 「佐賀県の観光情報ポータルサイト あそぼーさが」（佐賀県観光連盟HP、閲覧：令和7年5月）
 「棚田百選めぐり」（佐賀県HP、閲覧：令和7年5月）
 「佐賀みち」（佐賀県 県民環境部HP、閲覧：令和7年5月）
 「九州の道の駅」（国土交通省 九州地方整備局HP、閲覧：令和7年5月）
 「EADAS 環境アセスメントデータベース」（環境省HP、閲覧：令和7年5月）

より作成

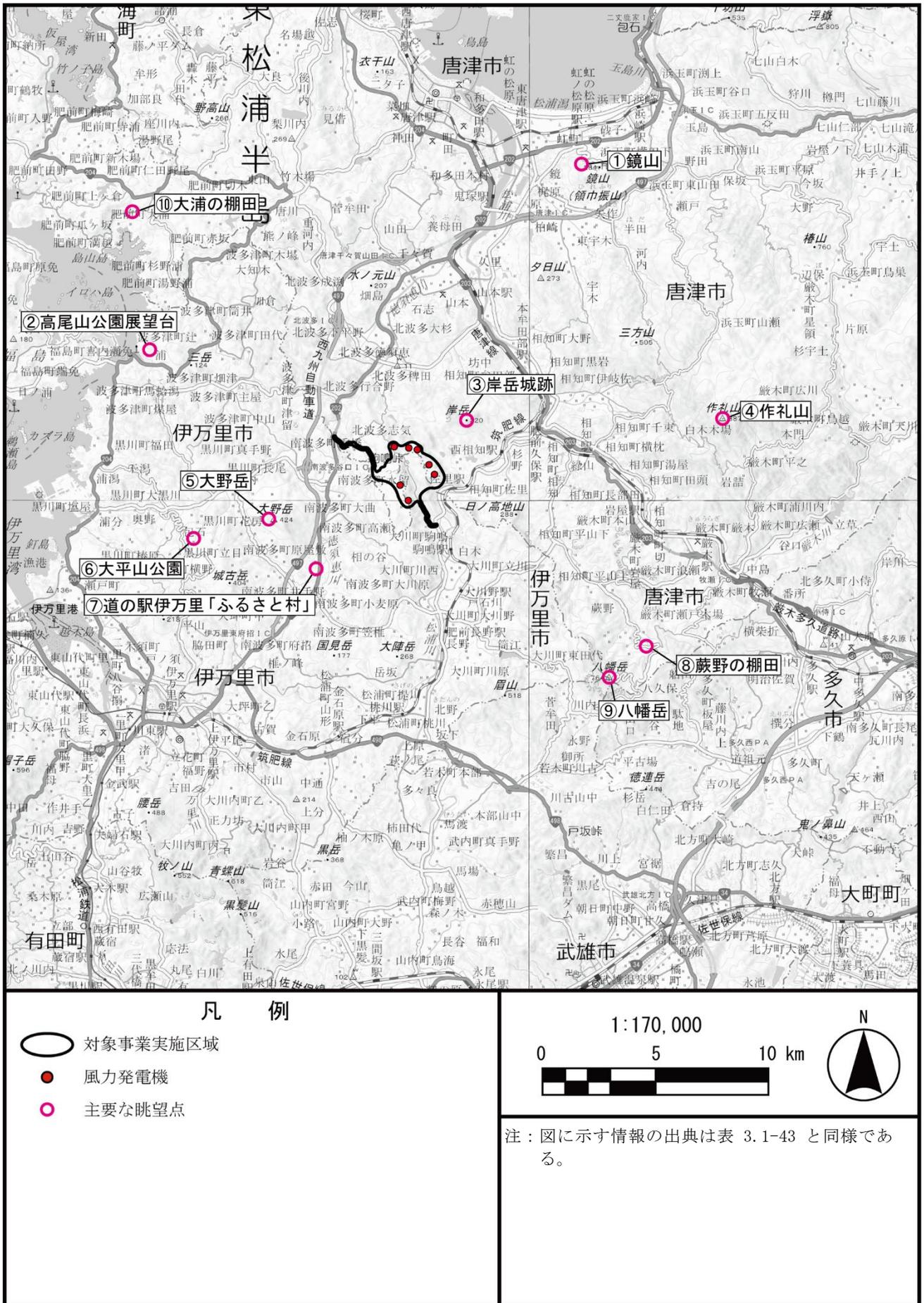


図 3.1-40 主要な眺望点の状況

(2) 景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）及び「重要文化的景観」（文化庁HP、閲覧：令和7年5月）による自然景観資源は、表3.1-44及び図3.1-41のとおりである。

表 3.1-44(1) 自然景観資源

区 分		名 称
非火山性高原	台地状	福島
	台地状を なさないもの	杉山高原
		鳥巢高原
非火山性孤峰		鏡山
		聖岳
		女山（船山）
		八幡山
		眉山
		徳連山
		柏岳
		蓬莱山
		高尾山
		霧差山
		岸岳
		野高岳
		三岳
		大野岳
		城古岳
		大陣岳
		今岳
		腰岳
		青螺山
		黒髪山
	黒岳	
特徴的な稜線		外尾山岩峰
断崖・岩壁		鵜殿窟
		岩屋の断崖
		波打岩
		大川内山の断崖
		平石
		乳待坊
岩峰・岩柱		桜山
		雄岩・雌岩
		天童岩
岩脈		弁天島岩脈
峡谷・溪谷		滝川溪谷
		山瀬溪谷
		龍門峡

表 3.1-44(2) 自然景観資源

区 分	名 称
自由蛇行河川	六角川
穿入蛇行川	行合野川
滝	観音の滝
	猪堀の滝
	見帰の滝
	不動の滝
	玉敬の滝
	金華山 長寿の滝
	観音滝
	鼓ヶ滝
溺れ谷	満越海岸
	煤屋海岸
外島海	イロハ島
砂丘	虹の松原
甌穴群	寺島玉石甌穴
重要文化的景観	蕨野の棚田

〔「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)
 「文化的景観」(文化庁HP、閲覧：令和7年5月) より作成〕

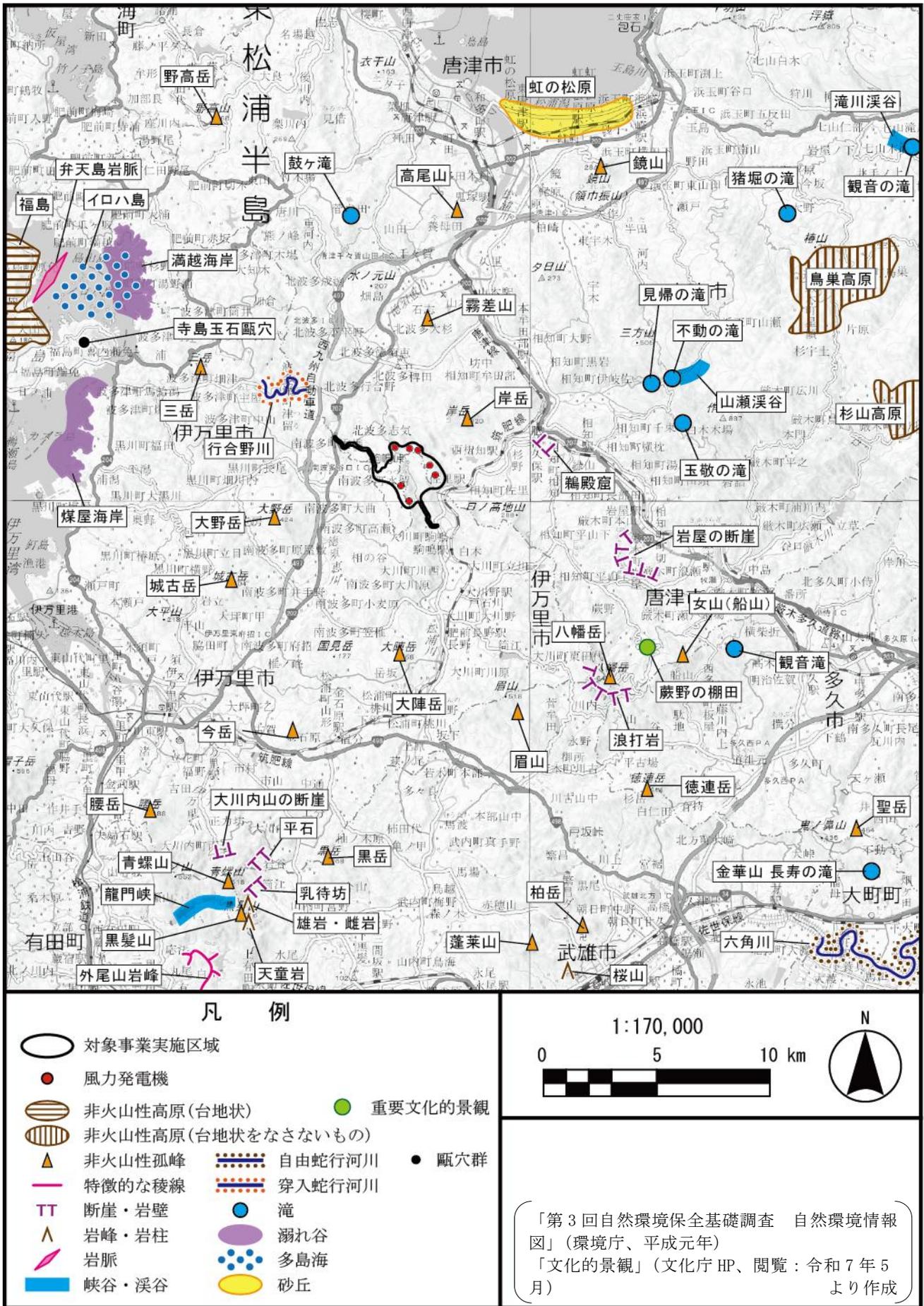


図 3.1-41 景観資源の状況

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表3.1-45及び図3.1-42のとおりである。

表3.1-45 人と自然との触れ合いの活動の場

名称	想定する主な活動	概要
岸岳古窯跡 (古窯の森公園)	散策 自然観賞	「岸岳古窯跡」は唐津焼発祥の地で、現存する日本最古の割竹式登窯である。周辺は公園として整備されている。
岸岳城跡	登山 自然観賞	唐津市北波多と相知町との境界にそびえる岸岳に位置する城跡で、鎌倉時代初期の築城と推定されている。平成8年11月15日に佐賀県史跡に指定されている。
鬼子岳城跡 法安寺	散策 自然観賞	法安寺は花の寺として知られ、ツツジやアジサイの他、四季を通じて花を楽しむことができる。周辺には佐賀県版ウォーキングマップの一つである「法安寺ウォーキングコース(6.5km)」が設定されている。
四季の丘公園	散策 自然観賞	唐津市が管理している公園である。草スキー場等が整備されており、四季を通じて自然と触れ合うことができる。
志気の大シャクナゲ	自然観賞	寛政年間に植え付けられた大石南花(シャクナゲ)で、樹齢200年余、高さ約5m、根張り3~5mの株が3株ある。「さが名木100選」に選定されている。
アザメの瀬	自然観察	国土交通省による自然再生事業の対象で、夏休みには自然環境教室が開催されている。
見帰りの滝	自然観賞 散策	「日本の滝百選」の一つで、天山県立自然公園内に位置している。一帯は公園として整備され、滝周辺約1kmにわたり約50種4万株のアジサイも楽しむことができる。
八幡岳	登山 自然観賞	標高764mの山で、山頂から北は玄界灘、南は佐賀平野・有明海、西南は黒髪山、遠く太良岳・雲仙の山並みを楽しむことができる。一帯は八幡岳県立自然公園に指定され、眼下には「蕨野の棚田」が広がっている。
蕨野の棚田	自然観賞 散策	「八幡岳」の北側斜面に広がる棚田である。平成11年に「日本の棚田百選」、平成14年に「日本遊歩百選」、平成20年に「重要文化景観」、令和2年に「指定棚田地域」、令和4年に「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来に～」に認定されている。
大野岳	登山 自然観賞	標高424mの山で、山頂からは伊万里湾、唐津湾、八幡岳を一望することができる。「大野岳自然公園」として、かぶと虫の頭とツノを表現したかぶと虫の丘や森林浴ができるくぬぎ林等が整備されている。
九州自然歩道	散策 自然観賞	総延長2,932kmに及ぶ九州を一周する歩道で、「やまびこさん」の愛称で親しまれる。そのうち佐賀県内のコースは、長崎県境の栗ノ木峠から福岡県境の基山まで186.37kmあり、5つの区分に分かれている。

「唐津市」(唐津市役所 HP、閲覧：令和7年5月)
「旅 Karatsu」(唐津観光協会 HP、閲覧：令和7年5月)
「伊万里市」(伊万里市役所 HP、閲覧：令和7年5月)
「伊万里市観光協会」(伊万里市観光協会 HP、閲覧：令和7年5月)
「佐賀県」(佐賀県庁 HP、閲覧：令和7年5月)
「あそぼーさが」(佐賀県観光連盟 HP、閲覧：令和7年5月)
「九州旅ネット」(九州観光推進機構 HP、閲覧：令和7年5月)
「唐津焼発祥の里 北波多」(唐津焼の里育成協議会 HP、閲覧：令和7年5月)
「アザメの瀬自然再生事業」(国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 HP、閲覧：令和7年5月)
「長距離自然歩道を歩こう！」(環境省 HP、閲覧：令和7年5月)
「九州自然歩道 佐賀みち」(佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課 HP、閲覧：令和7年5月)
より作成

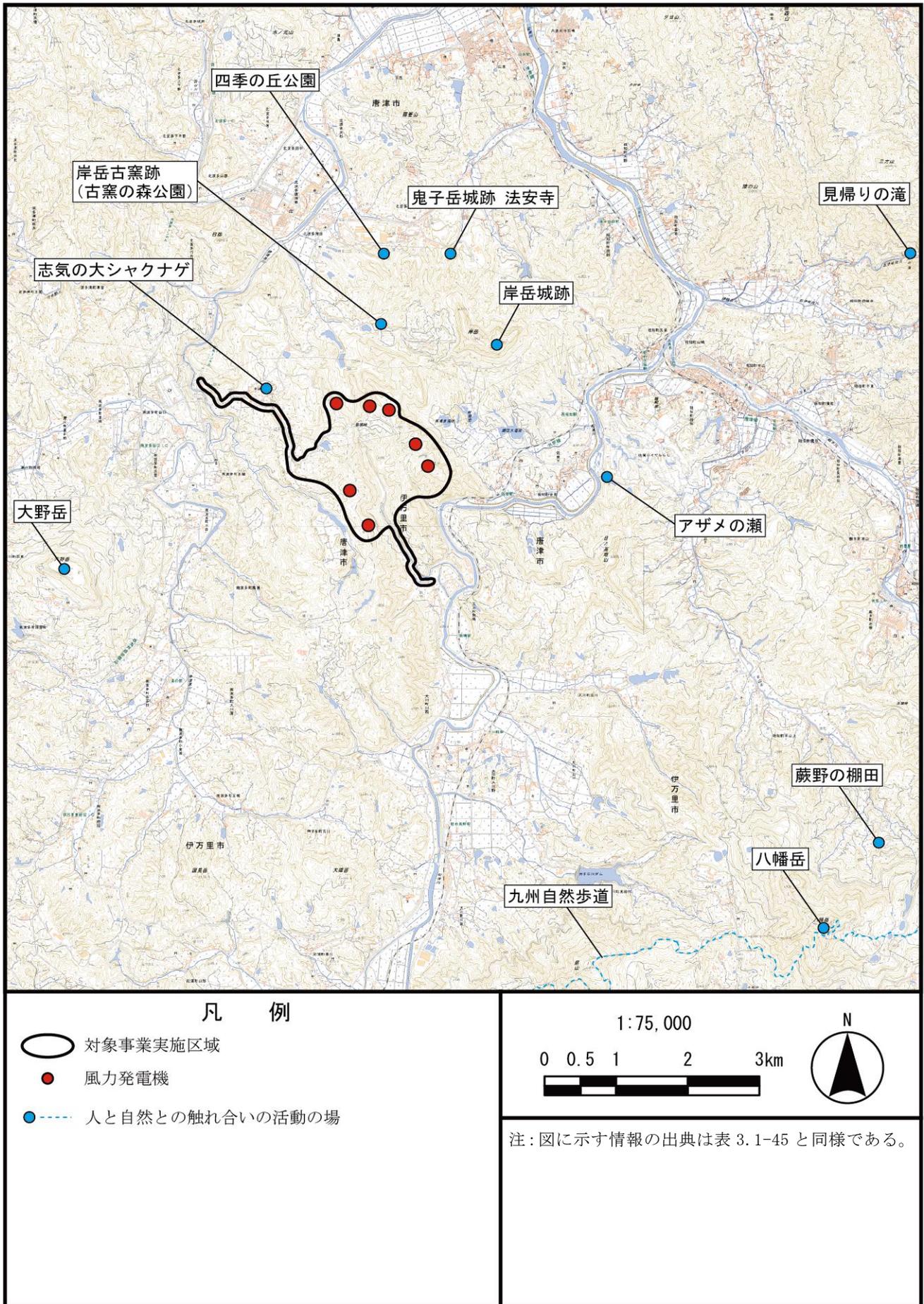


図 3.1-42 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

佐賀県は 26 か所にモニタリングポストを設置し、24 時間連続で空間放射線量率を測定している。対象事業実施区域の周囲における測定地点は、山本局、相知局及び松浦局であり、その位置は図 3.1-43 のとおりである。

令和 5 年度の空間放射線量率は表 3.1-46 のとおりであり、年平均は山本局で 81nGy/h、相知局で 73nGy/h、松浦局で 70nGy/h である。

表 3.1-46 モニタリングポストによる空間放射線量率測定結果（令和 5 年度）

（単位：nGy/h）

測定期間		山本	相知	松浦
令和 5 年	4 月	81	75	70
	5 月	80	74	69
	6 月	80	74	71
	7 月	80	73	72
	8 月	81	71	73
	9 月	80	71	72
	10 月	82	73	73
	11 月	81	74	72
	12 月	81	74	69
令和 6 年	1 月	80	74	68
	2 月	81	74	68
	3 月	80	74	67
年平均		81	73	70

〔「玄海原子力発電所の運転状況及び周辺環境調査結果（年報）（令和 5 年度）」
（佐賀県、令和 6 年）より作成〕

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

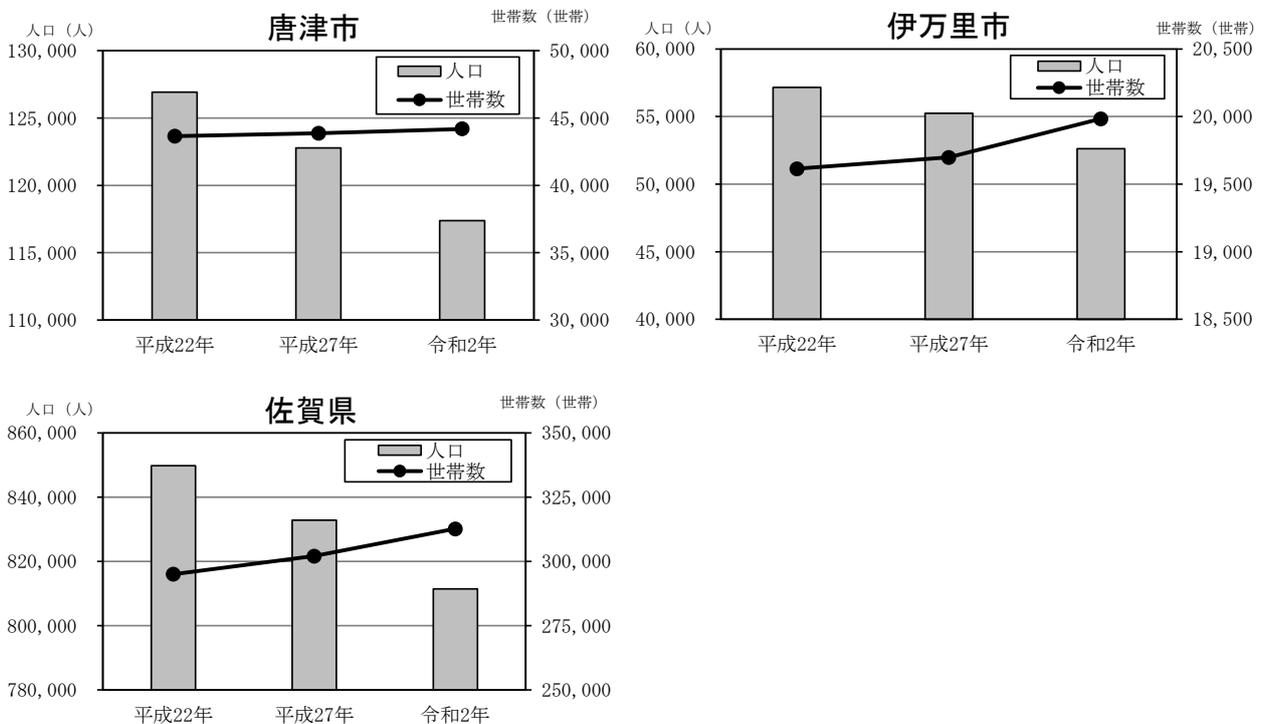
唐津市、伊万里市及び佐賀県の人口及び世帯数の推移は表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

人口は、唐津市、伊万里市ともに減少傾向にある。また、世帯数は、唐津市、伊万里市ともに増加傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総数	男	女	
唐津市	平成 22 年	126,926	59,221	67,705	43,651
	平成 27 年	122,785	57,547	65,238	43,872
	令和 2 年	117,373	55,015	62,358	44,192
伊万里市	平成 22 年	57,161	27,265	29,896	19,614
	平成 27 年	55,238	26,395	28,843	19,698
	令和 2 年	52,629	25,445	27,184	19,984
佐賀県	平成 22 年	849,788	400,136	449,652	295,038
	平成 27 年	832,832	393,073	439,759	302,109
	令和 2 年	811,442	384,451	426,991	312,680

〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県の産業別就業者数は表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、唐津市及び伊万里市ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	唐津市	伊万里市	佐賀県
第一次産業	5,930 (10.7)	2,123 (7.9)	29,617 (7.6)
農 業	5,197	2,042	26,192
林 業	69	34	401
漁 業	664	47	3,024
第二次産業	12,895 (23.2)	8,526 (31.9)	93,908 (24.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	62	7	135
建設業	5,731	2,340	32,819
製造業	7,102	6,179	60,954
第三次産業	36,706 (66.1)	16,061 (60.1)	267,757 (68.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	827	119	2,655
情報通信業	395	158	4,229
運輸業、郵便業	2,329	1,206	18,703
卸売、小売業	7,836	3,367	57,114
金融、保険業	752	384	7,747
不動産業、物品賃貸業	506	182	4,220
学術研究、専門・技術サービス業	1,145	475	8,578
宿泊業、飲食サービス業	3,222	1,230	20,031
生活関連サービス業、娯楽業	1,860	910	13,612
教育、学習支援業	2,687	1,127	20,436
医療、福祉	9,123	4,475	65,003
複合サービス事業	805	369	4,758
サービス業（他に分類されないもの）	3,357	1,254	22,581
公務（他に分類されるものを除く）	1,862	805	18,090
分類不能の産業	935 (1.7)	139 (0.5)	8,982 (2.2)
総 数	56,466	26,849	400,264

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔「令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年における販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は、唐津市及び伊万里市ともに稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数（令和 2 年）

（単位：経営体）

種 類	唐津市	伊万里市	佐賀県
稲	1,816	1,483	9,216
麦 類	25	89	1,664
雑 穀	2	8	37
いも類	85	29	233
豆 類	28	143	1,723
工芸農作物	x	x	559
野菜類	994	418	5,299
果樹類	605	363	2,618
花き類・花木	82	30	345
その他の作物	43	147	1,019

注：「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

(2) 林 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の所有形態別林野面積は表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年における林野面積は、唐津市では 25,528ha、伊万里市では 14,249ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
唐津市	25,528	2,248	2,246	2	23,280	963	2,524	19,793
伊万里市	14,249	1,673	1,672	1	12,576	82	642	11,852
佐賀県	110,610	15,241	15,176	65	95,369	3,369	12,346	79,654

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

(3) 水産業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。

平成 30 年における漁獲量の総数は、唐津市では 3,021t、伊万里市では 166t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量

(単位：t)

漁業種類			平成 30 年			
			唐津市	伊万里市	佐賀県	
底びき網	遠洋底びき網		—	—	—	
	以西底びき網		—	—	—	
	沖合 底びき網	1 そうびき	—	—	—	
		2 そうびき	—	—	—	
	小型底びき網		64	x	444	
船びき網			717	x	760	
まき網	大中型 まき網	1 そうまき網	遠洋かつお・まぐろ	—	—	—
			近海かつお・まぐろ	—	—	—
		その他	—	—	—	
	2 そうまき網		—	—	—	
中・小型まき網			—	—	—	
刺網	さけ・ます流し網		—	—	—	
	かじき等流し網		—	—	—	
	その他の刺網		66	1	2,019	
敷網	さんま棒受網		—	—	—	
定置網	大型定置網		x	—	x	
	さけ定置網		—	—	—	
	小型定置網		x	—	760	
その他の網漁業			—	x	2,849	
はえ縄	まぐろ はえ縄	遠洋まぐろ	—	—	—	
		近海まぐろ	—	—	—	
		沿岸まぐろ	—	—	—	
	その他のはえ縄		196	81	x	
はえ縄以外の 釣	かつお 一本釣	遠洋かつお	—	—	—	
		近海かつお	—	—	—	
		沿岸かつお	—	—	—	
	いか釣	遠洋	—	—	—	
		近海	—	—	—	
		沿岸	428	—	434	
	ひき縄釣		x	x	70	
その他の釣		107	4	131		
採貝・採藻			334	1	355	
その他の漁業			99	x	118	
漁獲量合計			3,021	166	8,404	

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査」(e-Stat、閲覧：令和 7 年 5 月)より作成〕

表 3.2-6 魚種別漁獲量

(単位：t)

種 類	平成 30 年		
	唐津市	伊万里市	佐賀県
ま ぐ ろ 類	17	0	17
か じ き 類	1	—	1
か つ お 類	7	0	7
さ め 類	4	—	4
さ け ・ ま す 類	—	—	—
こ の し ろ	x	x	483
に し ん	—	—	—
い わ し 類	518	56	574
あ じ 類	452	15	468
さ ば 類	90	2	92
さ ん ま	x	—	x
ぶ り 類	127	1	131
ひ ら め ・ か れ い 類	20	0	25
た ら 類	—	—	—
ほ っ け	—	—	—
き ち じ	—	—	—
は た は た	—	—	—
に ぎ す 類	—	—	—
あ な ご 類	x	x	x
た ち う お	x	x	16
た い 類	216	1	224
い さ き	46	1	50
さ わ ら 類	127	2	130
す ず き 類	24	1	44
い か な ご	—	—	—
あ ま だ い 類	9	—	10
ふ ぐ 類	15	0	16
そ の 他 の 魚 類	346	82	480
計	2,051	160	2,780
え び 類	x	0	2,145
か に 類	2	0	13
お き あ み 類	—	—	—
貝 類	245	0	641
い か 類	507	1	516
た こ 類	47	0	50
う に 類	x	—	73
な ま こ 類			
海 産 ほ 乳 類	—	—	—
その他の水産動物類	26	3	2,131
海 藻 類	53	1	54
漁 獲 量 合 計	3,021	166	8,404

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔海面漁業生産統計調査〕（e-Stat、閲覧：令和7年5月）より作成

(4) 商 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の商業の状況は表 3.2-7 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、唐津市では 176,426 百万円、伊万里市では 95,377 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	唐津市	伊万里市	佐賀県
卸売業	事業所数（事業所）	220	100	1,761
	従業者数（人）	1,525	713	14,364
	年間商品販売額（百万円）	66,754	45,558	951,581
小売業	事業所数（事業所）	991	456	6,452
	従業者数（人）	6,350	2,801	43,931
	年間商品販売額（百万円）	109,672	49,819	812,312
合 計	事業所数（事業所）	1,211	556	8,213
	従業者数（人）	7,875	3,514	58,295
	年間商品販売額（百万円）	176,426	95,377	1,763,893

注：1. 事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

2. 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の値と合計が一致しないことがある。

〔「令和 3 年経済センサス - 活動調査」(経済産業省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)より作成〕

(5) 工 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の工業の状況は表 3.2-8 のとおりである。

令和 4 年における製造品出荷額等は、唐津市では 18,054,055 万円、伊万里市では 45,983,792 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況

区 分	唐津市	伊万里市	佐賀県
事業所数（事業所）	158	146	1,441
従業者数（人）	6,112	8,577	63,960
製造品出荷額等（万円）	18,054,055	45,983,792	229,442,040

注：1. 従業者 4 人以上の事業所

2. 事業所数及び従業者数は令和 5 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 4 年 1 年間の数値である。

〔「2023 年経済構造実態調査」(経済産業省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月)より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

唐津市及び伊万里市の民有地における土地利用の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。

唐津市、伊万里市ともに山林の割合が高く、唐津市 52.9%、伊万里市 52.4%となっている。

表 3.2-9 民有地における地目別土地利用の状況（令和 4 年 1 月 1 日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

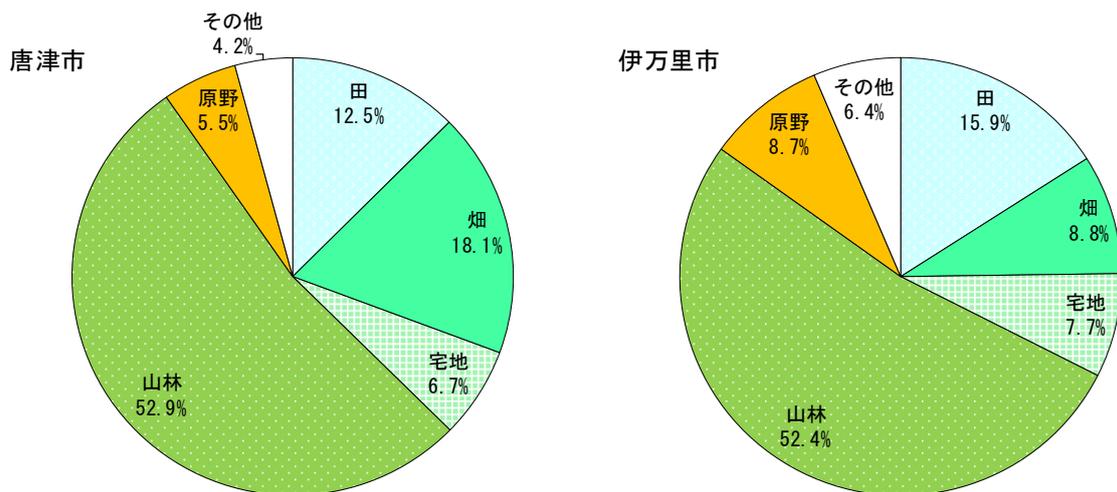
市	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
唐津市	32,809	4,115	5,944	2,202	17,366	1,798	1,385
	(100)	(12.5)	(18.1)	(6.7)	(52.9)	(5.5)	(4.2)
伊万里市	17,778	2,835	1,571	1,365	9,322	1,546	1,139
	(100)	(15.9)	(8.8)	(7.7)	(52.4)	(8.7)	(6.4)

注：1. 土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地（官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地及び神社・寺院などの境内など）を除く。

2. 端数処理により、地目の合計と総数が一致しない場合がある。

3. 割合の合計は四捨五入の関係で 100%にならないことがある。

〔佐賀県統計年鑑（令和 5 年版）〕（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕



〔佐賀県統計年鑑（令和 5 年版）〕（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

図 3.2-2 民有地における地目別土地利用の状況（令和 4 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域には都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域には農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域には森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域及び農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年 6 月 21 日）に基づき定められた農業振興地域及び農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域には農業振興地域及び農用地区域が分布している。

(3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）の規定に基づく用途地域の指定はない。

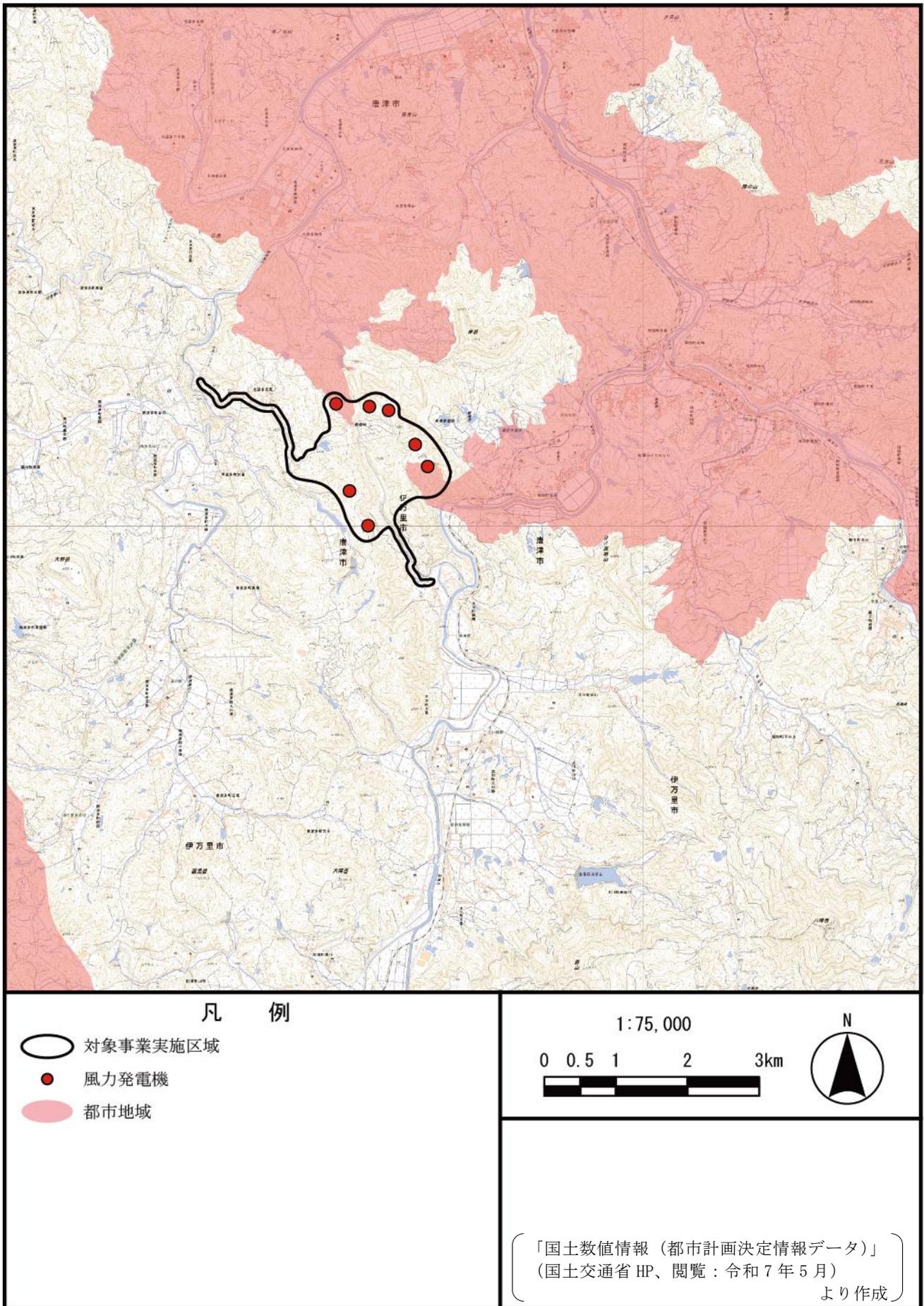


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

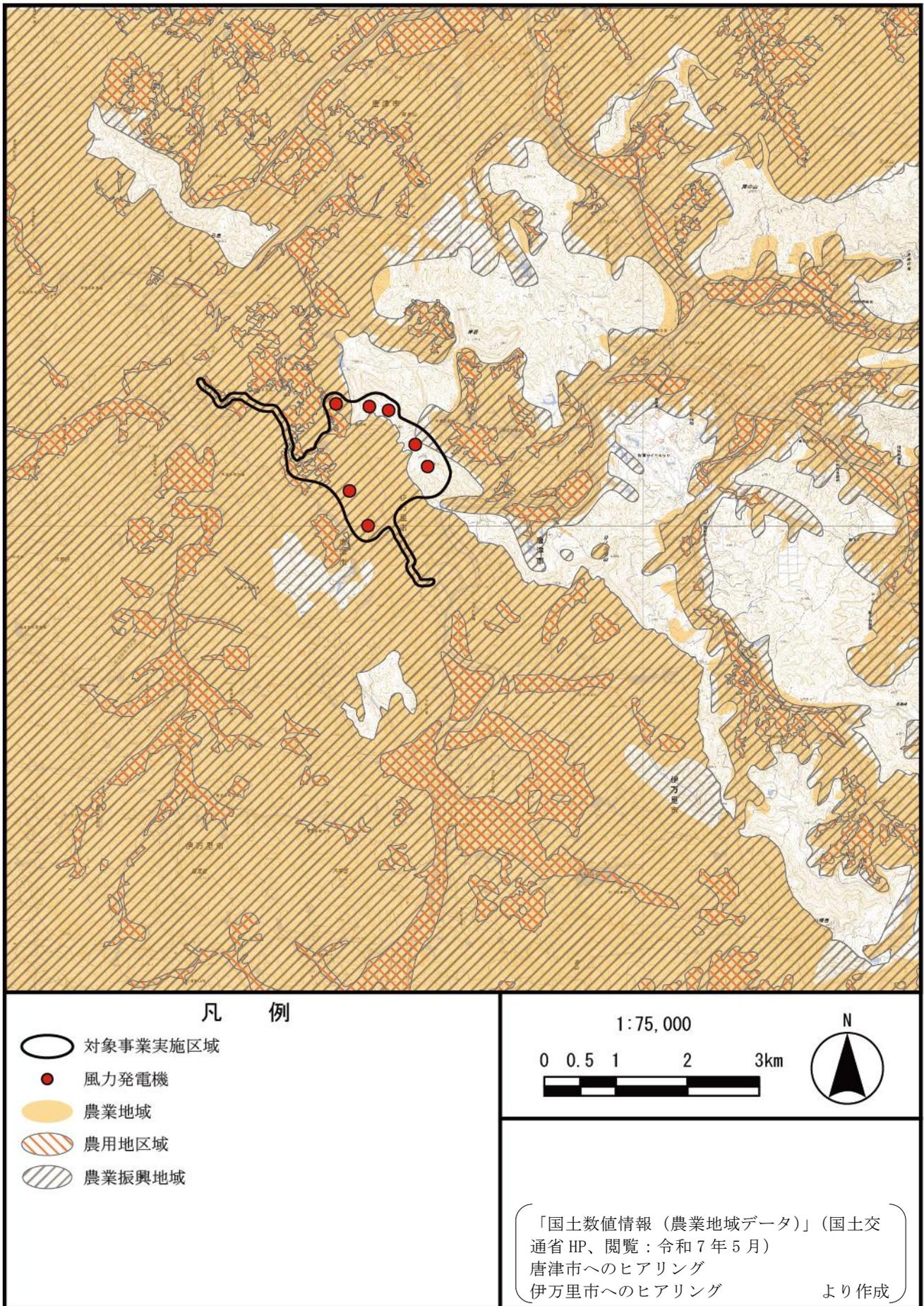


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域及び農用地区域等）

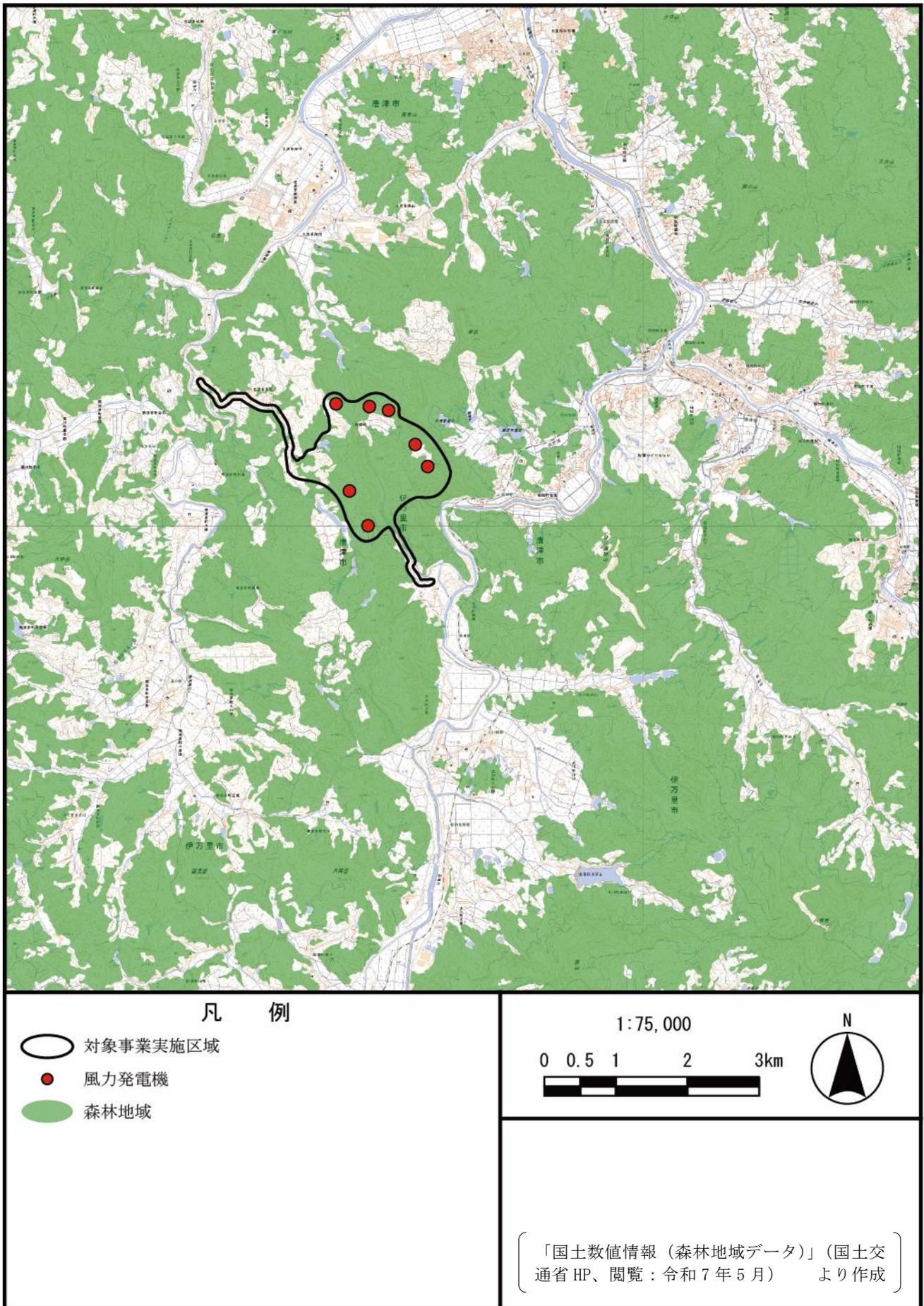


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における上水道、簡易水道の取水状況は表 3.2-10 のとおりである。対象事業実施区域の周囲において、松浦川水系の松浦川及びその支流を水道用水として利用しており、取水地点は図 3.2-6 のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲における農業用水は、松浦川、徳須恵川、中三ッ木溜池、郷目木溜池等を利用しており、取水地点は図 3.2-7 のとおりである。

対象事業実施区域の周囲の河川には、表 3.2-11 及び図 3.2-8 のとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-10(1) 取水状況（上水道）（令和 5 年度）

事業主体名	年間取水量（千 m ³ ）							湧水	合計
	地表水			地下水					
	ダム	湖沼水	表流水（自流）	伏流水	浅井戸	深井戸			
唐津市	560	19	10,720	2,367	18	2	—	13,686	
伊万里市	893	—	4,665	—	—	104	—	5,662	

注：1. 「—」は出典に記載がないことを示す。

2. 四捨五入の関係で、個々の項目の合計と取水量の合計が一致しない場合がある。

〔令和 5 年度 佐賀県の水道〕（佐賀県、令和 7 年）より作成

表 3.2-10(2) 取水状況（簡易水道）（令和 5 年度）

市	事業数	計画給水人口（人）	給水区域内人口（人）	実績年間取水量						
				表流水		地下水		湧水		合計
				か所	取水量（m ³ ）	か所	取水量（m ³ ）	か所	取水量（m ³ ）	
唐津市	2	1,000	364	—	—	2	33,084	—	—	33,084
伊万里市	6	3,546	1,774	3	80,563	1	16,316	5	84,597	181,476

注：1. 「—」は出典に記載がないことを示す。

2. 四捨五入の関係で、個々の項目の合計と取水量の合計が一致しない場合がある。

3. 経営主体はいずれも自治会等の住民による組合営

〔令和 5 年度 佐賀県の水道〕（佐賀県、令和 7 年）より作成

表 3.2-11 内水面漁業権の内容

免許番号	漁場の位置及び漁場の区域	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
内共第 3 号	唐津市相知町内の伊岐佐川及び左伊岐佐川の水域	やまめ	2月1日～9月30日	相知町伊岐佐漁業協同組合
		あゆ	6月1日～12月31日	
		こい、ふな、おいかわ、かわむつ、もくずがに	1月1日～12月31日	

〔漁業権について〕（水産庁 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

〔海や川などで遊漁を楽しむすべての方へ〕（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

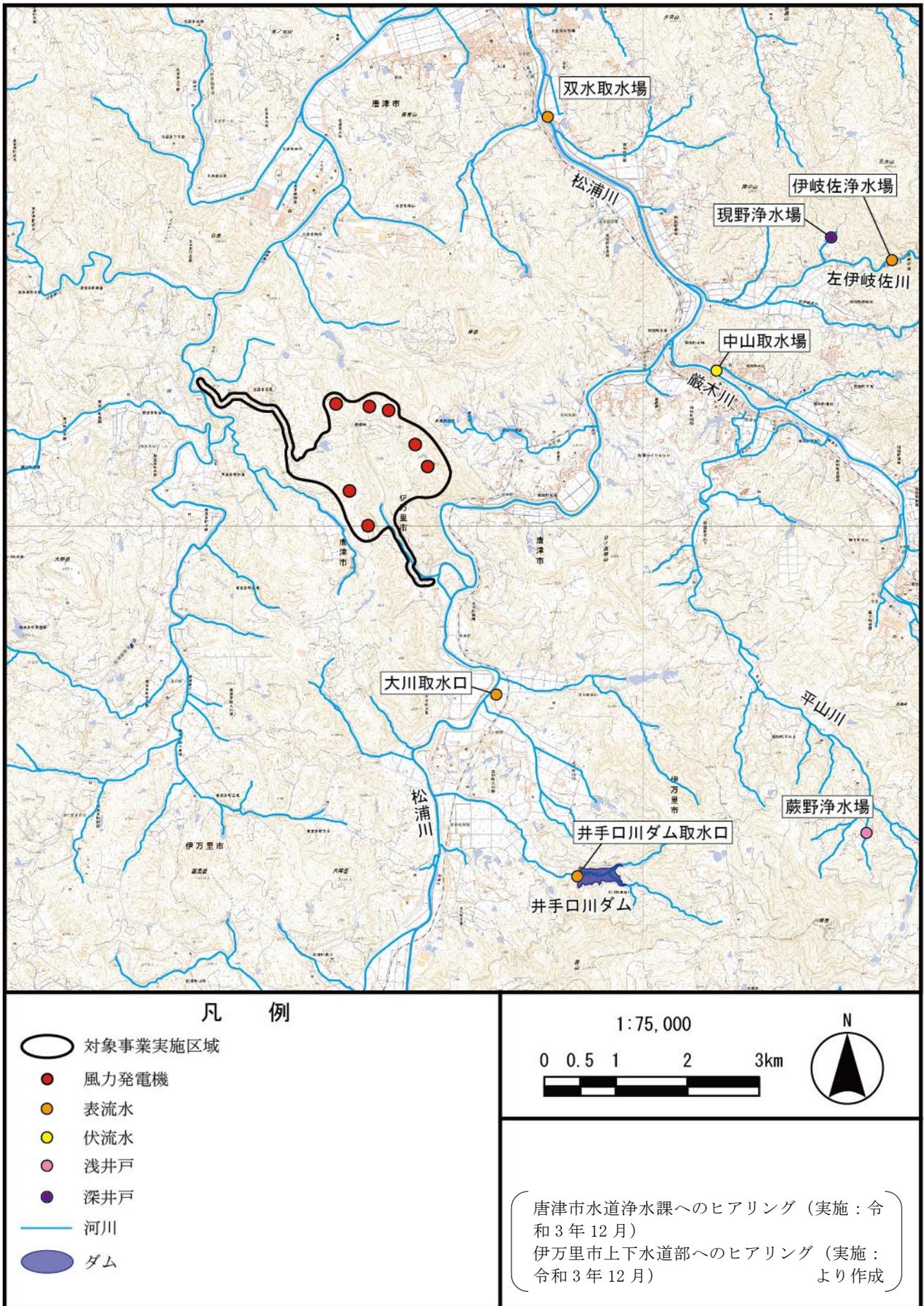


図 3.2-6 水道用水の取水地の位置

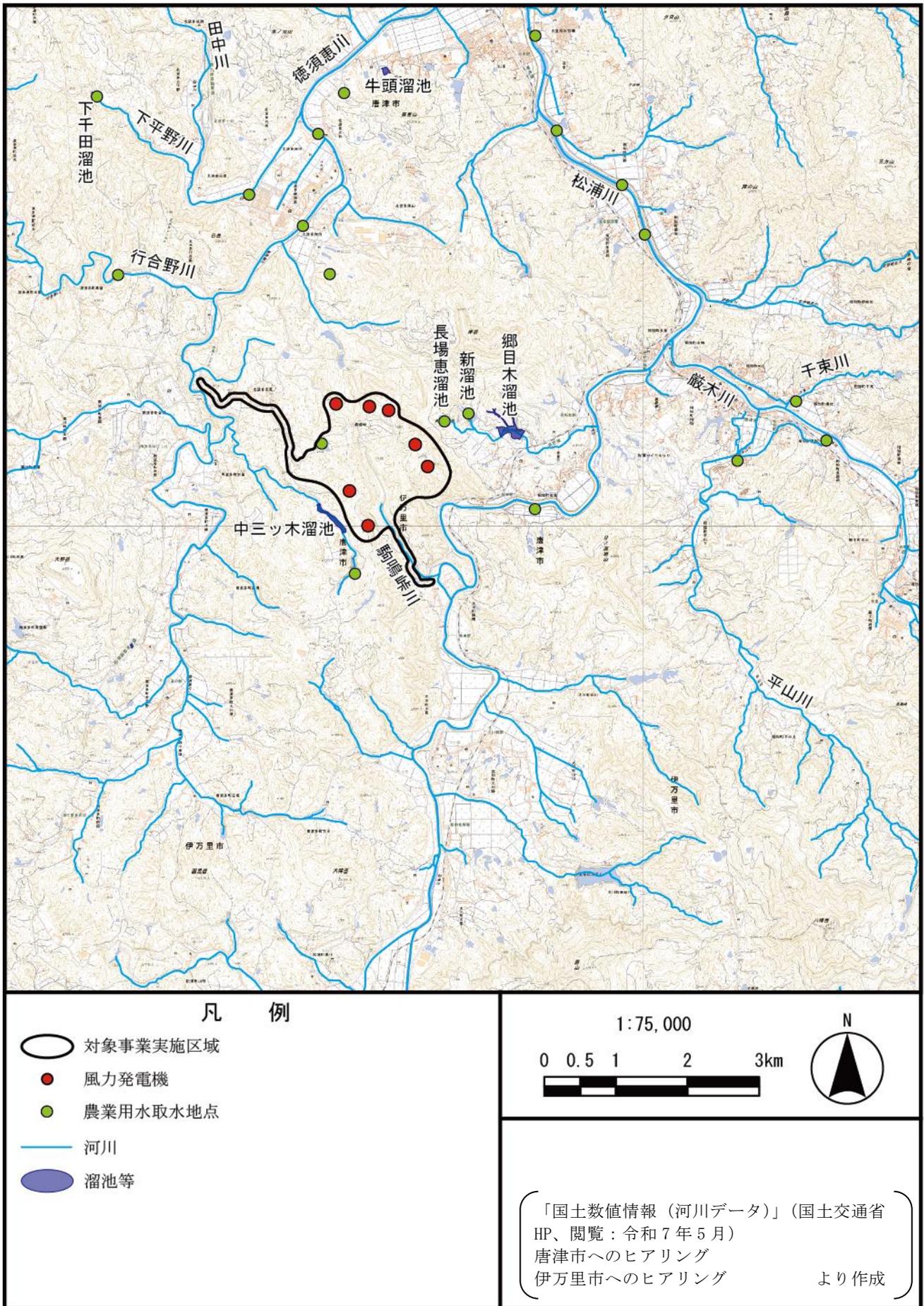


図 3.2-7 農業用水の取水地の位置

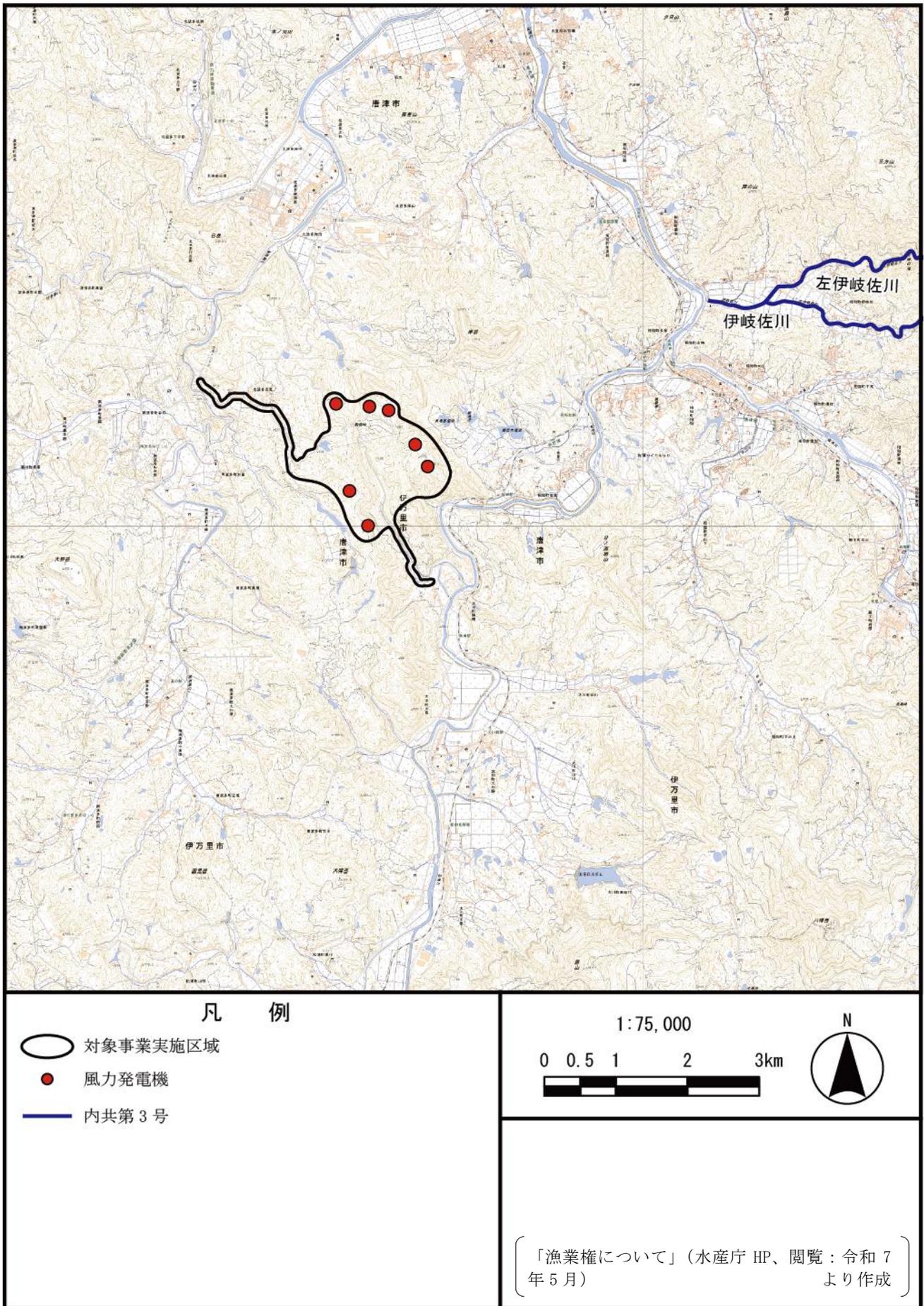


図 3.2-8 内水面漁業権の設定状況

2. 地下水の利用状況

唐津市及び伊万里市における上水道及び簡易水道による水源別年間取水量は表 3.2-10 のとおりであり、地下水（伏流水、浅井戸、深井戸）や湧水からの取水がある。

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の取水地点は図 3.2-6 のとおりであり、水道用水の地下水の利用がある。

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-9 のとおりであり、一般国道 202 号、一般国道 203 号、一般国道 497 号（唐津伊万里道路）、主要地方道 38 号（相知山内線）、主要地方道 40 号（浜玉相知線）等があげられる。

また、対象事業実施区域の周囲には、JR 唐津線及び筑肥線が敷設されている。

なお、令和 3 年度の交通量調査結果は表 3.2-12 のとおりである。

表 3.2-12(1) 主要道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 202 号	①	千々賀神田線	山本波多津線	3,822	5,124
	②	山本波多津線	唐津市・伊万里市境	5,117	6,675
	③	唐津市・伊万里市境	塩屋大曲線	3,298	4,287
	④	塩屋大曲線	一般国道 498 号	7,590	9,715
一般国道 203 号	⑤	一般国道 202 号	山本波多津線	11,627	13,968
	⑥	山本波多津線	山崎西相知停車場線	11,735	14,317
	⑦	山崎西相知停車場線	相知厳木線	10,008	12,227
	⑧	相知厳木線	町切線（唐津市道）	7,654	9,185
一般国道 497 号 （唐津伊万里道路）	⑨	千々賀神田線	唐津北波多線	8,885	11,177
	⑩	唐津北波多線	塩屋大曲線	10,268	12,880
	⑪	塩屋大曲線	一般国道 202 号	7,654	9,472
主要地方道 32 号 （伊万里畑川内厳木線）	⑫	塩屋大曲線	一般国道 202 号	258	307
	⑬	一般国道 202 号	八幡岳公園線	2,582	3,124
	⑭	八幡岳公園線	大川野停車場線	—	—
	⑮	大川野停車場線	平山相知線	1,282	1,500
	⑯	平山相知線	川古平山上線	960	1,104
	⑰	川古平山上線	一般国道 203 号	<u>956</u>	<u>1,099</u>
主要地方道 38 号 （相知山内線）	⑱	一般国道 203 号	—（市道と接続）	2,750	3,435
	⑲	—（市道と接続）	（旧）一般国道 498 号	5,043	6,203
主要地方道 40 号 （浜玉相知線）	⑳	一般国道 497 号（唐津道路）	一般国道 203 号	8,725	10,819
主要地方道 50 号 （唐津北波多線）	㉑	唐津肥前線	一般国道 202 号	3,490	4,223
主要地方道 52 号 （山本波多津線）	㉒	一般国道 203 号	一般国道 202 号	4,030	4,917
	㉓	一般国道 202 号	伊万里畑川内厳木線	1,488	1,855
一般県道 237 号 （駒鳴停車場線）	㉔	—	相知山内線	<u>215</u>	<u>320</u>
一般県道 238 号 （大川野停車場線）	㉕	—	伊万里畑川内厳木線	<u>215</u>	<u>320</u>
一般県道 258 号 （半田鬼塚線）	㉖	—	七山唐津線	516	588
一般県道 259 号 （平山相知線）	㉗	伊万里畑川内厳木線	一般国道 203 号	1,389	1,625
一般県道 264 号 （山崎西相知停車場線）	㉘	一般国道 203 号	相知山内線	<u>2,811</u>	<u>3,401</u>
		相知山内線	—		

表 3.2-12(2) 主要道路の交通状況（令和3年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般県道 297 号 (塩屋大曲線)	㊸	伊万里畑川内厳木線	一般国道 202 号	2,143	2,614
一般県道 315 号 (川古平山上線)	㊹	多久若木線	伊万里畑川内厳木線	421	530
一般県道 323 号 (八幡岳公園線)	㊺	—	川古平山上線	<u>246</u>	<u>327</u>
		川古平山上線	伊万里畑川内厳木線		
一般県道 328 号 (相知唐津浜玉線)	㊻	一般国道 203 号	七山唐津線	1,177	1,389
一般県道 341 号 (山崎町切線)	㊼	浜玉相知線	相知唐津浜玉線	<u>2,299</u>	<u>2,782</u>
	㊽	相知唐津浜玉線	相知厳木線	1,075	1,269
一般県道 350 号 (相知厳木線)	㊾	一般国道 203 号	山崎町切線	<u>5,743</u>	<u>7,006</u>
	㊿	山崎町切線	伊万里畑川内厳木線	5,215	6,414

注：1. 表中の番号は、図 3.2-9 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。

4. 令和 6 年 4 月、主要地方道 36 号（小野富岡線）のバイパスが開通したことにより、主要地方道 36 号の一部の区間が、一般県道 359 号（神俣停車場川前線）となっている。なお、路線名及び交通量調査区間については、出典のとおりとした。

5. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕

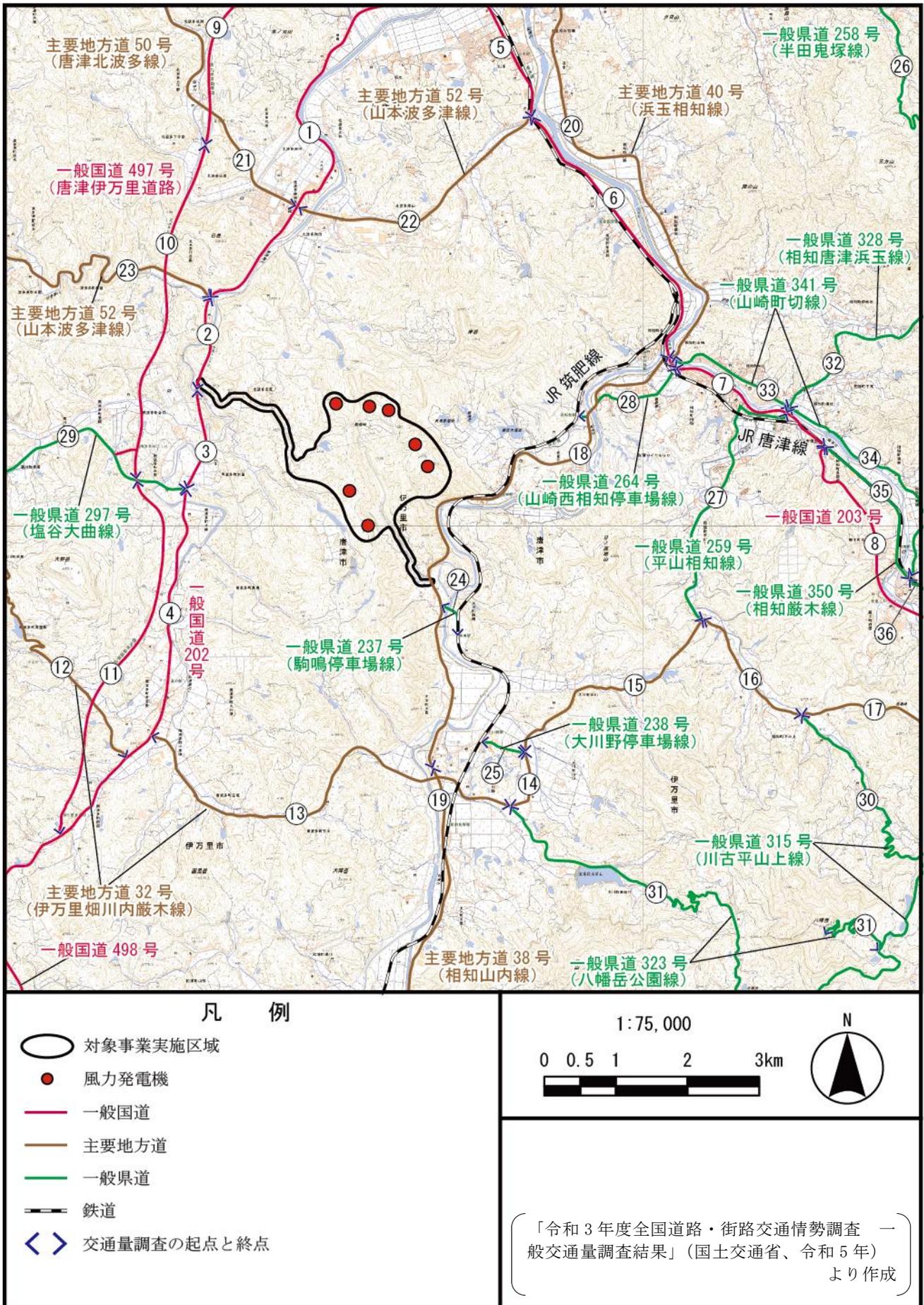


図 3.2-9 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、表 3.2-13 及び図 3.2-10 のとおりである。

風力発電機の設置位置から環境保全上配慮すべき施設までの距離が最も近い施設は、福祉施設「野の里」で、距離は約 1.0km である。

また、住居の配置の概況は図 3.2-10 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約 0.7km である。なお、図面の表記上、対象事業実施区域と住宅等が重なっているが、住宅等の場所を改変することはない。

表 3.2-13(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	施設名	所在地	最寄りの風力発電機までの距離
幼保連携型認定こども園	相知エルアンこども園	唐津市相知町中山 3571-2	約 4.7km
小学校	相知小学校	唐津市相知町相知 1810-1	約 4.1km
	伊岐佐小学校	唐津市相知町伊岐佐甲 60	約 4.9km
	北波多小学校	唐津市北波多徳須恵 416	約 3.2km
	大川小学校	伊万里市大川町大川野 2050-1	約 3.6km
中学校	相知中学校	唐津市相知町相知 2482	約 4.0km
	北波多中学校	唐津市北波多徳須恵 303	約 3.3km
	東陵中学校	伊万里市松浦町提川 200	約 5.3km
義務教育学校	南波多郷学館	伊万里市南波多町井手野 3100	約 3.5km
高等学校	唐津工業高等学校	唐津市石志字中ノ尾 3072-1	約 5.0km
特別支援学校	唐津特別支援学校	唐津市山本 788-12	約 5.9km

「令和 6 年度佐賀県の学校（速報版）」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 「保育所・認定こども園・幼稚園」（唐津市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 「幼稚園」（伊万里市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

表 3.2-13(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

区分	施設名	所在地	最寄りの風力発電機までの距離
医療機関	平川病院	唐津市山本 644-5	約 5.4km
	きりの内科小児科クリニック	唐津市山本 1561-1	約 5.4km
	からつ医療福祉センター	唐津市双水 2806	約 5.8km
	宇都宮病院	唐津市厳木町本山 386-1	約 6.5km
	新屋敷病院	唐津市相知町町切 898-3	約 6.9km
	冬野病院	唐津市相知町相知 2264	約 3.9km
	もりなが医院	唐津市相知町相知 3060-1	約 3.7km
	唐津市民病院きたはた	唐津市北波多徳須恵 1424-1	約 2.9km
	大川野クリニック	伊万里市大川町大川野片竹 3143-1	約 3.4km
	助廣医院	伊万里市南波多町大曲 85	約 2.4km
	星のライフクリニック	伊万里市南波多町井手野 2438-1	約 3.8km

「救急医療・99 さがネット」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

表 3.2-13(3) 環境保全上配慮すべき施設（福祉施設）

区分	施設名	所在地	最寄りの風力発電機 までの距離
保育所	山本保育園	唐津市山本 3213-2	約 5.2km
	若竹保育所	唐津市北波多竹有 2789-6	約 4.0km
	北波多第二保育園	唐津市北波多田中 639-1	約 3.3km
	ひかり保育園	唐津市北波多稗田 1889-4	約 2.6km
	大川保育園	伊万里市大川町大川野 3836-13	約 3.3km
	南波多保育園	伊万里市南波多町井手野 2493-1	約 3.6km
福祉施設	おかえり	唐津市巖木町岩屋 530-1	約 7.0km
	サリバン	唐津市相知町佐里 1646-13	約 1.3km
	作礼荘	唐津市相知町中山 3544-1	約 4.6km
	アメニティきゅうらぎ	唐津市巖木町岩屋 505	約 6.6km
	うつのみや	唐津市巖木町本山 386-1	約 6.5km
	きたはた 1 号館	唐津市北波多岸山 494-37	約 2.5km
	きたはた 2 号館	唐津市北波多岸山 494-43	約 2.5km
	すぎの子	唐津市巖木町岩屋 1373-1	約 6.6km
	真心の家	唐津市北波多岸山 587-5	約 2.6km
	花の家	唐津市北波多岸山 560-1	約 2.7km
	みどり山百花苑	唐津市相知町相知字緑山 533-32	約 5.0km
	みどりやま	唐津市相知町相知 533-34	約 5.0km
	こもれば	唐津市北波多稗田 3026-3	約 1.2km
	おうち	唐津市相知町平山上乙 1196-1	約 5.4km
	笑	唐津市山本字東路 2258-5	約 4.9km
	やまもと	唐津市山本 1398-1	約 5.6km
	お節介 明	唐津市相知町横枕 1067-1	約 5.2km
	たから	唐津市石志 3203-3	約 5.0km
	ほのぼの	唐津市相知町中山 3780-6	約 5.1km
	きたはた	唐津市北波多徳須恵 1201-1	約 2.8km
	すぎの子石志	唐津市石志 3310-1	約 4.9km
	ちぐさの	唐津市北波多徳須恵 1201-1	約 2.8km
	ぼっかばか唐津館	唐津市北波多竹有 2640-1	約 3.8km
	ゆったり	唐津市北波多岸山 373-19	約 3.1km
	まちなか	唐津市相知町相知 1464-4	約 4.6km
	長寿の里相知	唐津市相知町黒岩 518-2	約 4.6km
	和	唐津市双水 2626	約 6.0km
	サンハウス唐津	唐津市北波多徳須恵 1178-4	約 2.9km
	陽	唐津市相知町相知 867-2	約 4.3km
	久里双水園くるみランドリー	唐津市相知町相知 2575-5	約 3.3km
	すばる	唐津市相知町中山 3523-1	約 4.5km
	野の里	唐津市相知町佐里イバ山 1596	約 1.0km
	はたしま百花苑	唐津市畑島 5784-1	約 4.9km
	優	唐津市相知町中山 4550 番地 1	約 4.4km
	相知町老人憩いの家賀寿苑	唐津市相知町中山 3780	約 5.2km
	唐津市北波多老人憩いの家	唐津市北波多徳須恵 1097-12	約 2.9km
	ユートピア	伊万里市大川町大川野字赤坂 1647	約 4.4km
	ふるさと伊万里	伊万里市南波多町大川原 4224-4	約 3.3km
	伊万里市大川老人憩いの家	伊万里市大川町大川野 3836-1	約 3.3km

「保育所・認定こども園・幼稚園」（唐津市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

「保育園一覧」（伊万里市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

「高齢者関係施設名簿」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

「介護事務所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）

「障害福祉サービス等情報検索」（独立行政法人 福祉医療機構 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

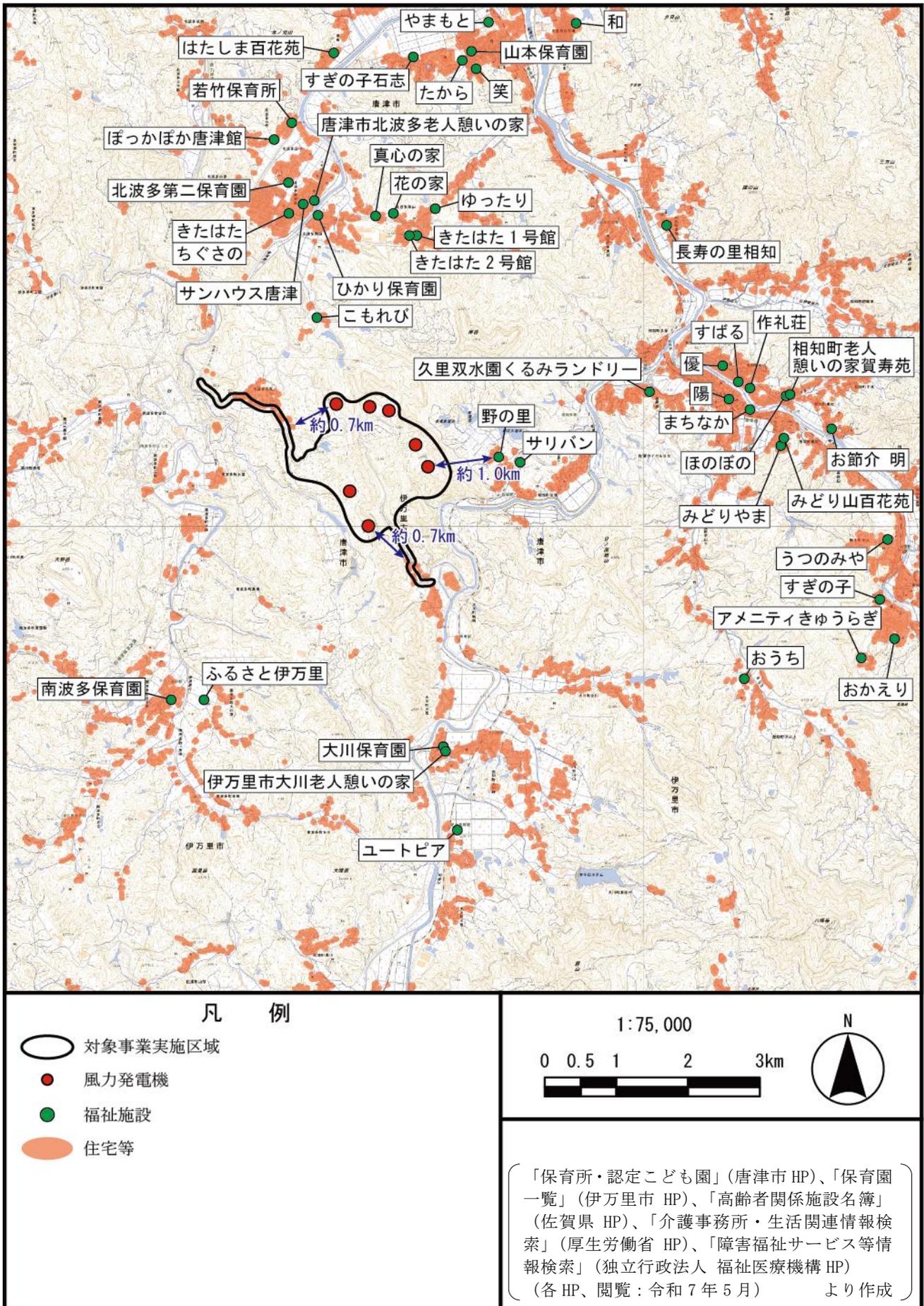


図 3.2-10(2) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況（福祉施設）

3.2.6 下水道の整備の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県における汚水処理人口普及状況は表 3.2-14 のとおりである。
令和 5 年度末における汚水処理人口普及率は、唐津市で 92.9%、伊万里市で 76.8%となっている。
また、下水道処理人口普及率は、唐津市で 75.4%、伊万里市で 56.9%となっている。

表 3.2-14 汚水処理人口普及状況（令和 5 年度末）

区 分	住民基本台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口 普及率 (%)	下水道処理人口 普及率 (%)
唐津市	114,875	106,725	92.9	75.4
伊万里市	51,939	39,875	76.8	56.9
佐賀県	796,927	698,997	87.7	64.5

〔佐賀県の汚水処理人口普及状況（令和 5 年度末現在）〕（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-15 のとおりである。
令和 5 年度におけるごみ総排出量は、唐津市で 37,815t、伊万里市で 15,063t となっている。

表 3.2-15 一般廃棄物の処理状況（令和 5 年度）

区 分		唐津市	伊万里市	佐賀県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	36,101	12,541	216,953
	直接搬入量(t)	1,443	2,087	31,270
	集団回収量(t)	271	435	2,616
	合 計(t)	37,815	15,063	250,839
ごみ処理量	直接焼却量(t)	29,709	12,060	203,622
	直接最終処分量(t)	10	0	10
	焼却以外の中間処理量(t)	3,430	2,553	37,911
	直接資源化量(t)	4,629	15	7,004
	合 計(t)	37,778	14,628	248,547
中間処理後再生利用量(t)		1,322	2,012	40,560
リサイクル率(%)		16.4	16.3	20.0
最終処分量(t)		3,777	429	9,498

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100
〔環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕（環境省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成

2. 産業廃棄物の状況

佐賀県における令和 4 年度の産業廃棄物の排出状況は、表 3.2-16 のとおりであり、排出量は 3,142 千 t、再生利用量は 1,588 千 t であり、最終処分量は 68 千 t となっている。

また、対象事業実施区域から半径 50km の範囲における、産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-17、分布状況は図 3.2-11 のとおりであり、中間処理施設 217 か所、最終処分場 18 か所が分布している。

表 3.2-16 産業廃棄物の排出状況（令和 4 年度）

（単位：千 t）

県	排出量	再生利用量	減量化量	その他量	最終処分量
佐賀県	3,142	1,588	1,485	1	68

〔「佐賀県産業廃棄物処理計画進行管理把握状況報告書」（佐賀県、令和 6 年）より作成〕

表 3.2-17 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町	中間処理施設	最終処分場
佐賀県	佐賀市	22	1
	唐津市	15	1
	鳥栖市	9	0
	多久市	12	3
	伊万里市	5	2
	武雄市	6	1
	鹿島市	4	1
	小城市	2	0
	嬉野市	3	0
	神埼市	11	2
	吉野ヶ里町	3	0
	みやき町	2	0
	玄海町	0	1
	有田町	2	1
	江北町	1	0
	白石町	2	1
太良町	1	0	
長崎県	佐世保市	24	0
	諫早市	6	1
	大村市	11	1
	平戸市	3	0
	西海市	4	0
	川棚町	1	0
	波佐見町	5	0
福岡県	福岡市	11	1
	柳川市	17	0
	筑後市	3	0
	大川市	7	0
	筑紫野市	1	0
	みやま市	2	0
	糸島市	12	1
	那珂川市	10	0
合 計		217	18

注：「福岡県那珂川町」は平成 30 年 10 月市制施行により「福岡県那珂川市」となった。

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-18(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-18(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-18(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日） 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日） 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成	

表3.2-18(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

唐津市及び伊万里市では、表 3.2-19 のとおり地域の類型のあてはめが行われているが、対象事業実施区域及びその周囲はいずれも該当していない。

表 3.2-19(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、佐賀県内には該当地域はない。

類型 A：都市計画法の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

類型 B：都市計画法の用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

類型 C：都市計画法の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域」（平成 24 年唐津市告示第 106 号）

「環境基本法第 16 条第 2 項第 2 号イの規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域」（平成 24 年伊万里市告示第 29 号）より作成

表 3.2-19(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 月 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-19(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 月 3 月 30 日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-20のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2-21及び表3.2-22のとおりであり、河川、湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、図3.2-12のとおり松浦川水系の河川は河川A類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-23のとおりすべての地下水について定められている。

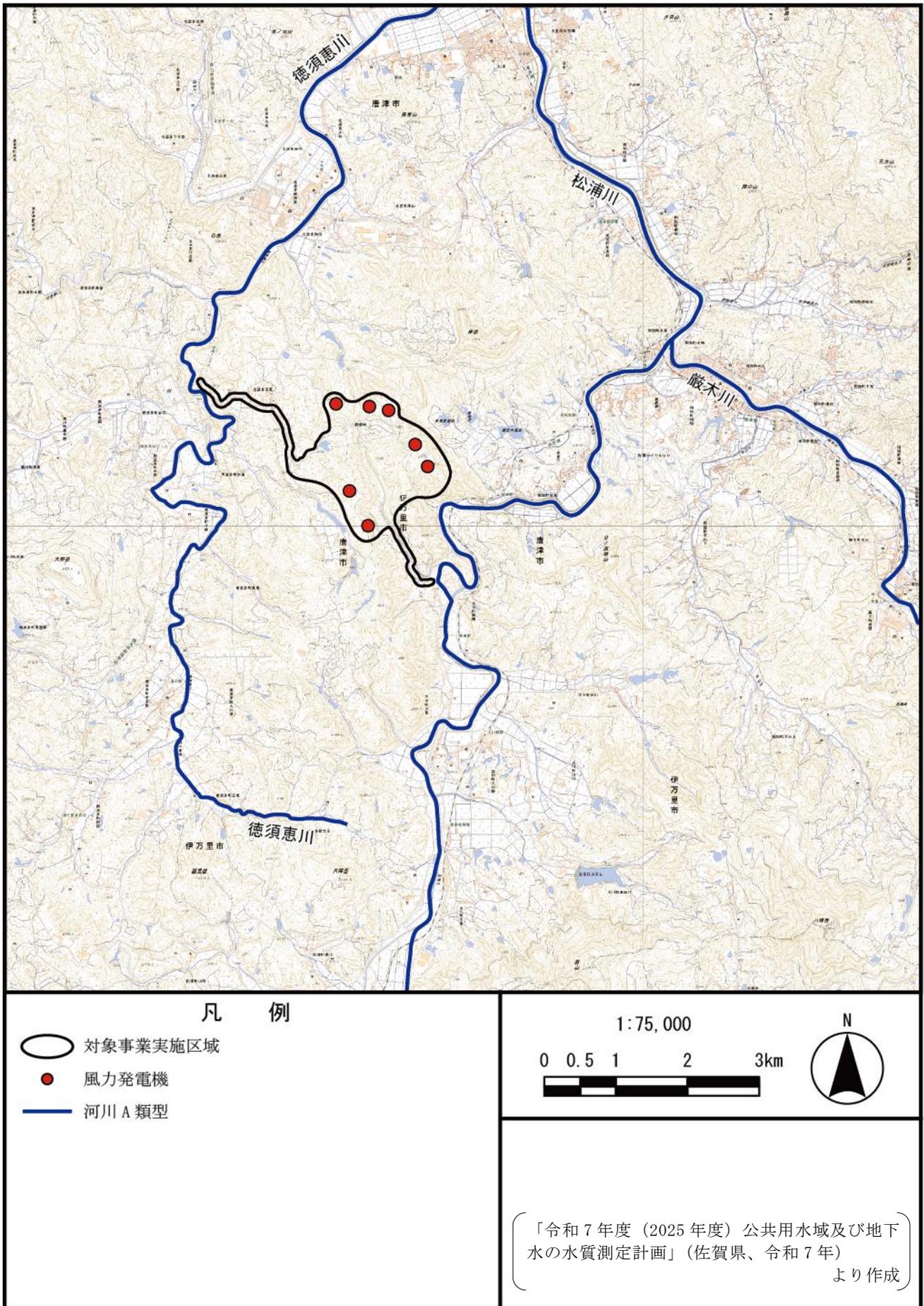


図 3.2-12 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-20 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 	

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日)より作成

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上	—
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。 						

- 注：
1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成

表 3.2-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成

表 3.2-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1・2・3級（特殊なものを除く。） 水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成

表 3.2-22(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

- 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成

表 3.2-22(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成

表 3.2-23 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」
 (平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和7年3月31日) より作成

④ 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-24 のとおりである。

表 3.2-24 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-25 のとおりである。

表 3.2-25 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：令和 7 年 2 月 17 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、佐賀県内は一律で 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-26～表 3.2-28 のとおりである。

唐津市及び伊万里市では規制地域及び基準値の指定を行っており、図 3.2-13 のとおり対象事業実施区域及びその周囲は第 2 種区域に指定されている。

表 3.2-26 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼 間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～23:00)	夜 間 (23:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考

第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1) 第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第 2 種区域；住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 第 3 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- (4) 第 4 種区域；主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 107 号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年伊万里市告示第 27 号）

より作成

表 3.2-27 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する区域」(平成24年唐津市告示第108号)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号に規定する区域」
 (平成24年伊万里市告示第28号) より作成

表 3.2-28 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a区域；第1種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、A類型（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域）をあてはめられた地域

b区域；第2種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、B類型（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）をあてはめられた地域

c区域；第3種区域及び第4種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、C類型（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）をあてはめられた地域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日)
 「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分」(平成24年唐津市告示第109号)
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の限度を定める総理府令の備考に規定するa区域、b区域及びc区域」(平成24年伊万里市告示第33号) より作成

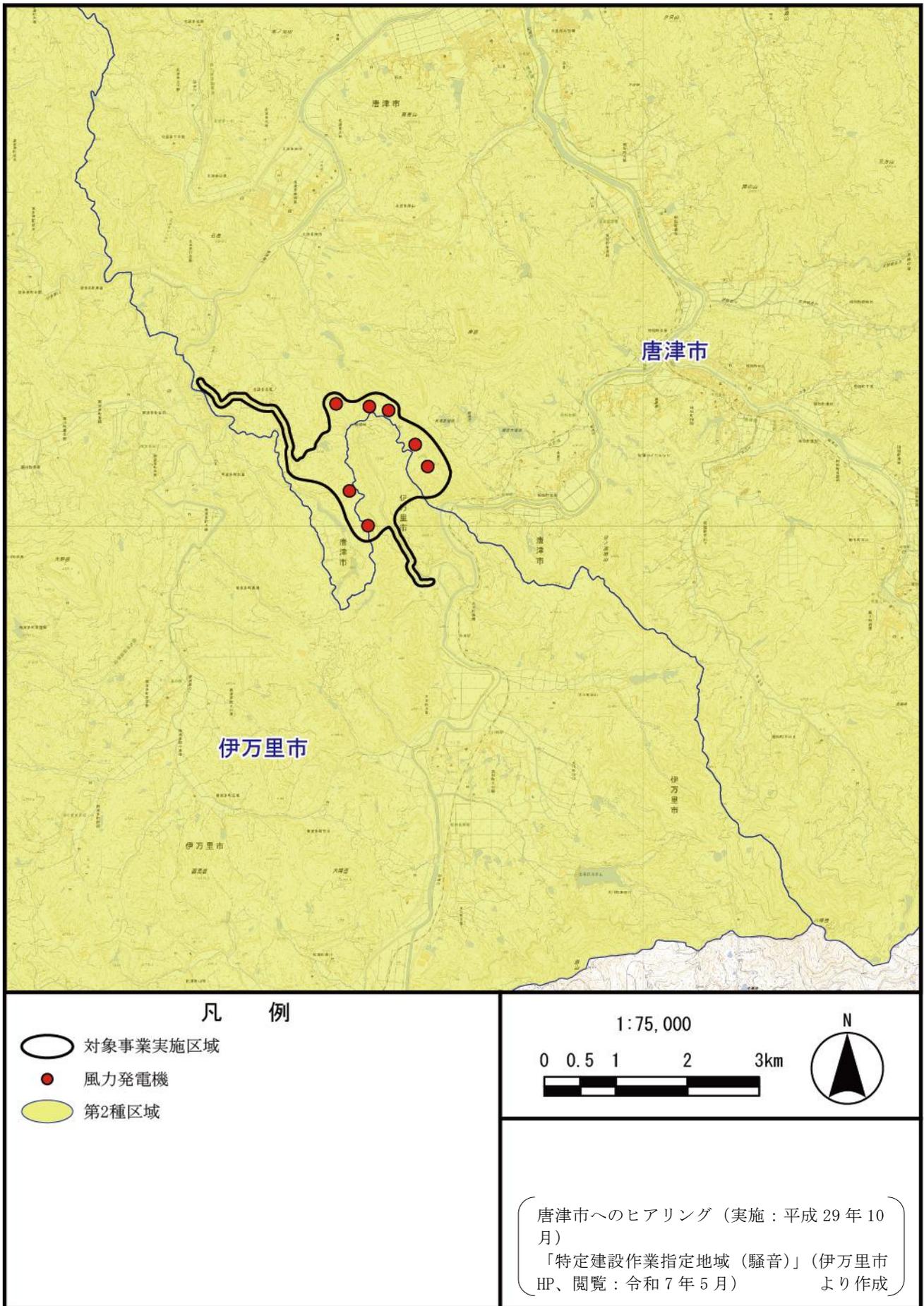


図 3.2-13 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定状況

③ 振 動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は表 3.2-29～表 3.2-31 のとおりである。

唐津市及び伊万里市では規制地域及び基準値の指定を行っており、図 3.2-14 のとおり対象事業実施区域に第 1 種区域がある。

表 3.2-29 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
	第 1 種区域		60 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

〔「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
 「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 24 年唐津市告示第 110 号)
 「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 24 年 3 月 30 日伊万里市告示第 30 号)より作成〕

表 3.2-30 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考

1. 1 号区域；
 - 1 第 1 種区域
 - 2 第 2 種区域
 - 3 第 3 種区域
 - 4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートルの区域内
 - (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
2. 2 号区域；振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
 「特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域」(平成 24 年唐津市告示第 111 号)
 「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号に規定する区域」(平成 24 年伊万里市告示第 34 号)
 より作成〕

表 3.2-31 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
 「道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分」（平成 24 年唐津市告示第 112 号）
 「振動規制法施行規則別表第 2 の備考の 1 に規定する区域及び同備考の 2 に規定する時間」
 （平成 24 年伊万里市告示第 35 号）より作成〕

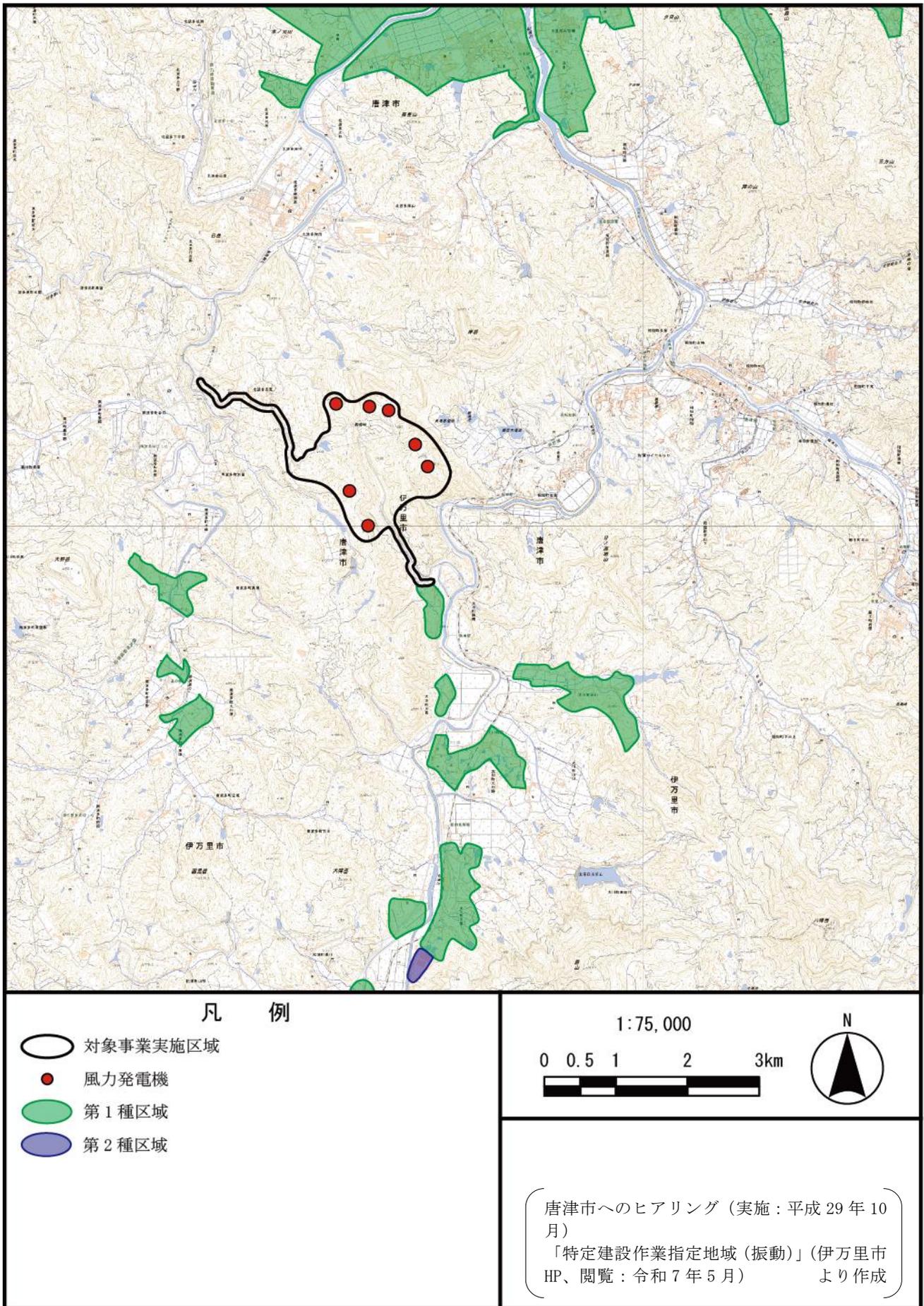


図 3.2-14 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定状況

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-32 に示す国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他 15 項目）が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-32(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.2 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 6 年 11 月 11 日）より作成〕

表 3.2-32(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0
生物学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限り適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 6 年 11 月 11 日)より作成〕

⑤ 悪 臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

唐津市では、「特定悪臭物質濃度」を規制する地域が指定されており、唐津市に含まれる対象事業実施区域及びその周囲は規制地域に該当し、その基準は表 3.2-33 のとおりである。

伊万里市では、「臭気指数」による規制基準及び規制地域が設定されており、敷地境界線上の規制基準として、臭気指数 12 を規制基準としているが、伊万里市に含まれる対象事業実施区域及びその周囲は規制地域に該当しない。

表 3.2-33(1) 悪臭に係る規制基準（事業場の敷地境界線の地表）

（単位：ppm）

特定悪臭物質名	許容限度
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注：平成 24 年唐津市告示第 113 号、平成 24 年伊万里市告知 36 号で示した区域に適用
 「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）
 「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 113 号）より作成

表 3.2-33(2) 悪臭に係る規制基準（事業場の煙突その他の気体排出口）

- ① 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

（この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表わすものとする。

q ：流量（単位：温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算して立方メートル毎時）

He ：②に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位：メートル）

Cm ：表 3.2-33(1)に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位：百万分率）

②に規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。）

- ② 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{Q \cdot V}) / (1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.031 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1 / (\sqrt{Q \cdot V})) \times (1,460 - 296 \times (V / (T-288))) + 1$$

（これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。

He ：補正された排出口の高さ（単位：メートル）

Ho ：排出口の実高さ（単位：メートル）

Q ：温度 15 度における排出ガスの流量（単位：立方メートル毎秒）

V ：排出ガスの排出速度（単位：メートル毎秒）

T ：排出ガスの温度（単位：絶対温度）

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 113 号）より作成〕

表 3.2-33(3) 悪臭に係る規制基準（事業場の敷地外に排出される排水）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CL_m = k \times C_m$$

（この式において、CL_m、k及びC_mは、それぞれ次の値を表すものとする。）

CL_m：排水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

k：次表に掲げる悪臭物質の種類及び同表に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m：表 3.2-33(1)に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	当該事業場から敷地外に排出される排水の量（m ³ /s）		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成24年唐津市告示第113号）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく区域の指定に係る基準は表3.2-34のとおりである。「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和7年4月30日現在）」（環境省HP、閲覧：令和7年5月）によると、唐津市及び伊万里市に「土壌汚染対策法」に基づく「形質変更時要届出区域」の指定があるが、対象事業実施区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、唐津市及び伊万里市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号、最終改正：平成23年8月30日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-34(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

表 3.2-34(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、佐賀県において、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく規制地域の指定はない。

なお、佐賀県では「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」（昭和 60 年関係閣僚会議決定）に基づき地盤沈下に対しての施策が実施されているが、唐津市及び伊万里市は当該規制地域ではない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

また、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

なお、佐賀県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年佐賀県条例第 48 号）第 82 条第 1 項に基づく「環境負荷低減計画」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」として、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」（平成 21 年 3 月策定、令和 5 年度改定）を策定し温暖化対策を推進している。改定された計画では、佐賀県全部局（県立学校、警察本部を含む）における温室効果ガスの削減目標として「二酸化炭素の排出削減目標は、平成 25 年度（二酸化炭素総排出量 34,034t-CO₂）を基準年とし、令和 8 年度 55%削減、令和 12 年度 60%削減」としている。

(3) その他の環境保全計画等

① 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、「佐賀県環境基本条例」(平成9年佐賀県条例第16号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画として「佐賀県環境基本計画」を策定している。

令和3年には、社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応するとともに、複数の個別計画を環境基本計画に統合することで、体系的・網羅的にわかりやすい計画とし、佐賀の豊かな環境を次の世代へ繋げていくため、「第4期佐賀県環境基本計画」(佐賀県、令和3年)が策定されたが、国の地球温暖化対策計画による温室効果ガス削減目標の見直しや「佐賀県施策方針2023」等、現計画策定後の社会情勢の変化をふまえ、令和5年に第4期計画の一部改定を行っている。第4期計画では、県民、CSO[※]、事業者、行政等の各主体が自主的、積極的に、また、それぞれの役割に応じ、相互に連携しながら一体となって日常的な活動のなかで環境をよくする行動を実践することで、佐賀の豊かな環境を次の世代に繋げていくことを目指して施策を展開している。

対象期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とし、表3.2-35のとおり6つの施策の展開方向に沿って総合的に施策を展開しており、特に、地球温暖化対策が地球全体で取り組むべき最重要課題となっていることを認識した上で、国が表明した2050年までの温室効果ガスの排出量実質ゼロを見据えて、県ができる取組を着実に進めている。

表 3.2-35 第4期佐賀県環境基本計画の施策の展開

キャッチフレーズ	施策の展開方向	
森川海へとつながる佐賀の豊かな環境を未来へ	地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 ・気候変動の影響への適応 ・再生可能エネルギー等の推進
	安全・安心で快適な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境・土壌環境の保全 ・玄海原子力発電所周辺環境安全対策 ・化学物質等による環境リスクの低減
	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成促進 ～まなぶ、つながる、ささえる～ ・安全・安心な廃棄物対策 ～まなぶ、つながる、ささえる～
	多様な自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全・活用 ～生物多様性佐賀県戦略～ ・有明海の再生 ・地域環境の保全と再生 ・自然環境の利活用
	環境を考えて行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習等の推進 ・各主体のネットワークによる環境への取組の推進
	環境負荷の少ない地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の充実と発信 ・危機管理体制の充実 ・多様な環境保全の手法の活用 ・環境関連・環境負荷の少ない産業の振興 ・豊かで潤いのある地域づくり ・環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり ・広域的取組(共同調査研究など)

〔「第4期佐賀県環境基本計画」(佐賀県、令和5年一部改定)より作成〕

[※] CSOは、Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体のことである。

② 唐津市環境基本計画

唐津市では、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史・文化を守り、未来に引き継いでいくため、平成 19 年 3 月に「唐津市環境基本計画」を策定し、各種施策を進めてきた。計画策定から 10 年が経過し、関連する計画や法令が改正され、社会情勢などが変化したことに対応するため、平成 30 年 3 月に「第 2 次唐津市環境基本計画」が策定されたが、計画の進捗状況や関連計画との整合性及び社会情勢や環境の変化などを考慮して、令和 5 年に第 2 次計画の見直しを行っている。「第 2 次唐津市環境基本計画（改訂版）」（唐津市、令和 5 年）では、市が目指す「望ましい環境像（海・山・川と人が響きあう唐津）」や「長期的な目標」を定め、環境の保全に関する施策、環境に関する全ての取り組みの基本的な方向性を示している。また、その実現に向けて、行政、市民、CSO、事業者などの各主体の、環境に関する取り組みの理念や行動の方向性、期待される役割についても示しており、唐津市の行政運営の総合的な指針となる計画である「第 2 次唐津市総合計画」（唐津市、平成 27 年）を環境面から実現していく役割を担っている。

計画期間は平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間とし、望ましい環境像を目指し表 3.2-36 のとおり 5 つの環境分野に沿って環境目標を設定し、総合的に施策を展開している。

表 3.2-36 施策の展開

望ましい環境像	環境目標	基本的な施策	施策の展開
海・山・川と人が響きあう唐津	地球環境 地球にやさしいまちを目指します	地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進	省資源・省エネルギーの実践活動の普及・促進、交通の省エネルギー化の推進 など
		再生可能エネルギーなどの普及・促進	地産地消のエネルギーシステムの確立 など
		安心して暮らせる地域づくり	気候変動の影響に対する適応策の推進
	自然環境 豊かな自然があふれるまちを目指します	生物多様性の保全	野生動植物の保護および生育環境の保全・整備、鳥獣被害防止・外来種対策の推進
		緑・水環境の保全	災害に強い森林・水辺・里地里山づくりの推進 など
	生活・快適環境 安心して健やかな暮らしが送れるまちを目指します	大気環境の保全および騒音・振動・悪臭の防止	発生源対策の推進、調査・監視体制の充実 など
		水質および土壌環境の保全	生活排水などの適正処理の推進 など
		化学物質などの環境リスク対策	ダイオキシン類対策、放射性物質対策 など
		豊かで潤いある地域づくり	空き家など対策の推進 など
	資源循環 資源を大切にすまちを目指します	ごみの減量化・再資源化の推進	3R 運動の推進 など
		安全・安心な廃棄物処理の推進	一般廃棄物の適正処理の推進 など
	環境教育・環境学習 環境への思いをつなぎ育てるまちを目指します	人づくり・ネットワークづくり	地域と連携した環境保全活動の推進 など

〔第 2 次唐津市環境基本計画（改訂版）（唐津市、令和 5 年）より作成〕

③ 伊万里市環境基本計画

伊万里市では、今日の環境問題に対処し、市民、事業者、CSO や行政が一体となって、人と自然が共生できる良好な環境を保全し、再生、創造することにより、環境の恵みを将来に引き継ぐことを目指し、平成 18 年に「伊万里市環境基本条例」（平成 18 年伊万里市条例第 23 号）を制定し、この条例の第 10 条に基づき「伊万里市環境基本計画」を策定している。近年の環境問題を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「第 2 次伊万里市環境基本計画」（伊万里市、平成 28 年）の計画期間終了を 1 年前倒し、令和 7 年 3 月に伊万里市全域で温室効果ガスの削減に取り組むための「伊万里市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応に関する施策を推進するための「伊万里市気候変動適応計画」を内包した「第 3 次伊万里市環境基本計画」（伊万里市、令和 7 年）が策定された。

計画期間は令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間とし、めざす環境都市像を達成するため表 3.2-37 のとおり 3 つの基本目標、環境施策の方向性及び主な取組項目を設定し、施策を展開している。

表 3.2-37 施策の展開

めざす環境都市像	基本目標	環境施策の方向性	主な取組項目
人と自然を未来につなぐ伊万里自然共生都市	地球環境・資源循環 エネルギーを有効利用する地球にやさしいまち	(1) 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・再生可能エネルギーの普及 ・交通の脱炭素化の推進 ・吸収源対策の推進
		(2) 循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制・適正処理
		(3) 適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応策の推進
	自然環境・生活環境 安心・安全・快適で水と緑に囲まれた魅力あるまち	(1) 自然共生社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の保全 ・大気・水環境の保全 ・農地の保全
		(2) 住みよい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・悪臭の防止 ・都市景観（歴史的まちなみ）の保全 ・まちの美化とペットの適正飼育
	環境保全活動 豊かな環境を次世代へ引き継ぐまち	(1) 環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習の推進 ・多様な主体の協働・連携の推進

〔「第 3 次伊万里市環境基本計画」（伊万里市、令和 7 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-38 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「八幡岳県立自然公園」及び「天山県立自然公園」の指定がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-38 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	概要	関係市
八幡岳県立自然公園 (昭和 45 年 10 月 1 日)	860 (特別地域 109、 普通地域 751)	県のほぼ中央に位置する八幡岳（標高 764m）が中心的な存在で、山頂からの展望は肥前一といわれるほどの絶景を誇っている。巨岩奇岩も多く、山頂には砥石（松浦砥石）の切り出し場がある。原野ではヤマツツジ、斜面が急な北側にはケヤキ、イロハモミジ、チドリノキなど多彩な自然林が残り、南斜面の林床には 7 月頃オオキツネノカミソリの群落を見ることができる。山腹の高原地帯や女山の山麓にはキャンプ場があり、行楽スポットとなっている。	唐津市 多久市 伊万里市 武雄市
天山県立自然公園 (昭和 45 年 10 月 1 日)	4,930 (特別地域 567、 普通地域 4,363)	公園の中心には、経ヶ岳、脊振山に次いで高い秀峰天山（1,046m）がそびえ、草原が広がる山頂からの眺望と眼下に佐賀平野が広がる。公園の西には 3 つの池を山頂に持つ作礼山（887m）が一角を占め、天山とともに登山やハイキングのスポットとして親しまれている。	佐賀市 多久市 唐津市 小城市

〔「八幡岳県立自然公園」、「天山県立自然公園」、「佐賀県統計年鑑（令和 5 年版）」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）より作成〕

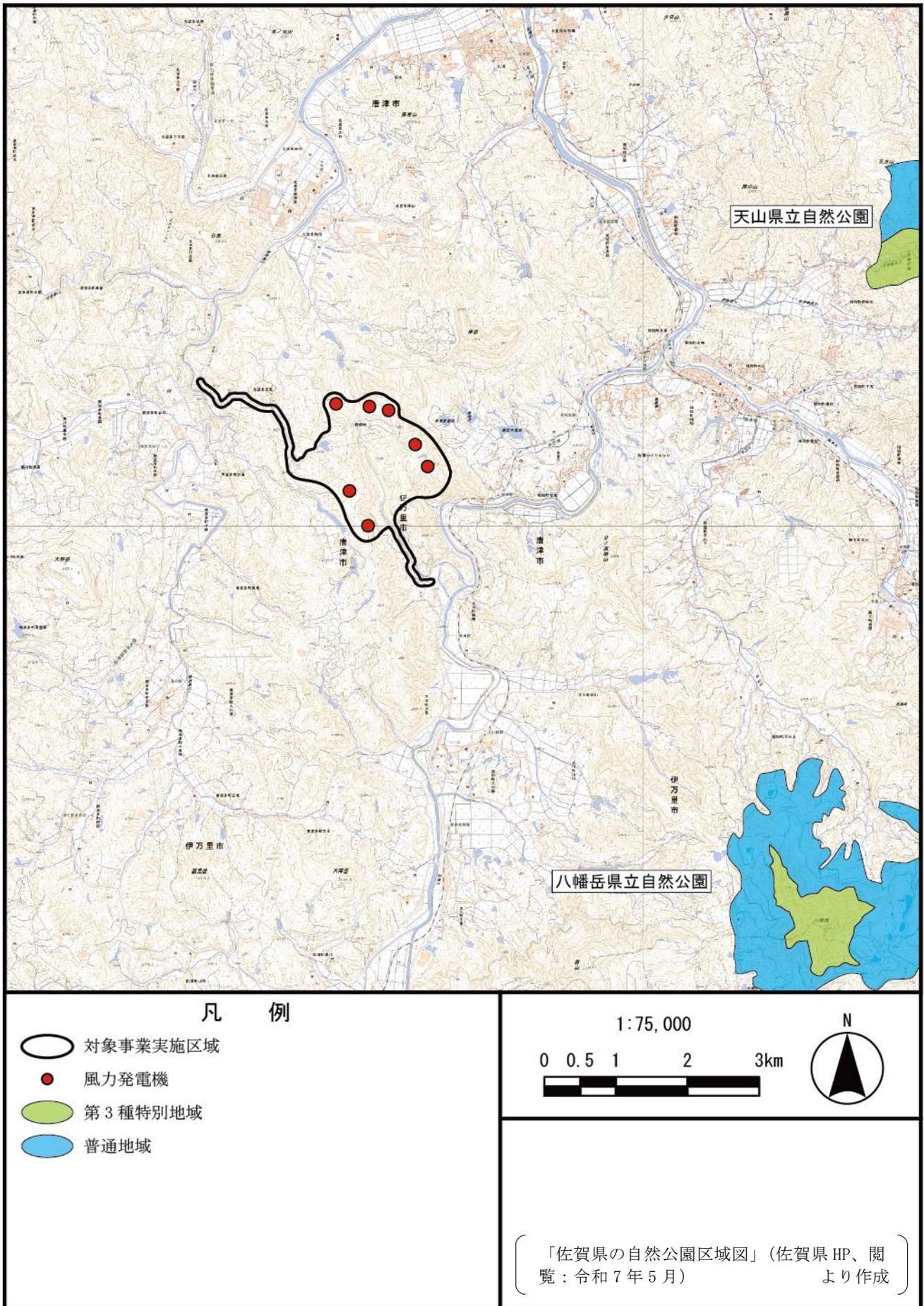


図 3.2-15 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 7 年 4 月 25 日）に基づく鳥獣保護区は表 3.2-39 及び図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に鳥獣保護区が存在している。

表 3.2-39 鳥獣保護区の指定状況

名 称	区 分	面積 (ha)	期 限
下千田溜池鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	1	令和 11 年 10 月 31 日
岸岳鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	24	令和 12 年 10 月 31 日
稗田鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	10	令和 15 年 10 月 31 日
八幡岳鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	75	令和 15 年 10 月 31 日

〔「鳥獣保護区等の位置」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
〔「鳥獣保護区の指定」（昭和 33 年佐賀県告示第 84 号）より作成〕

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。

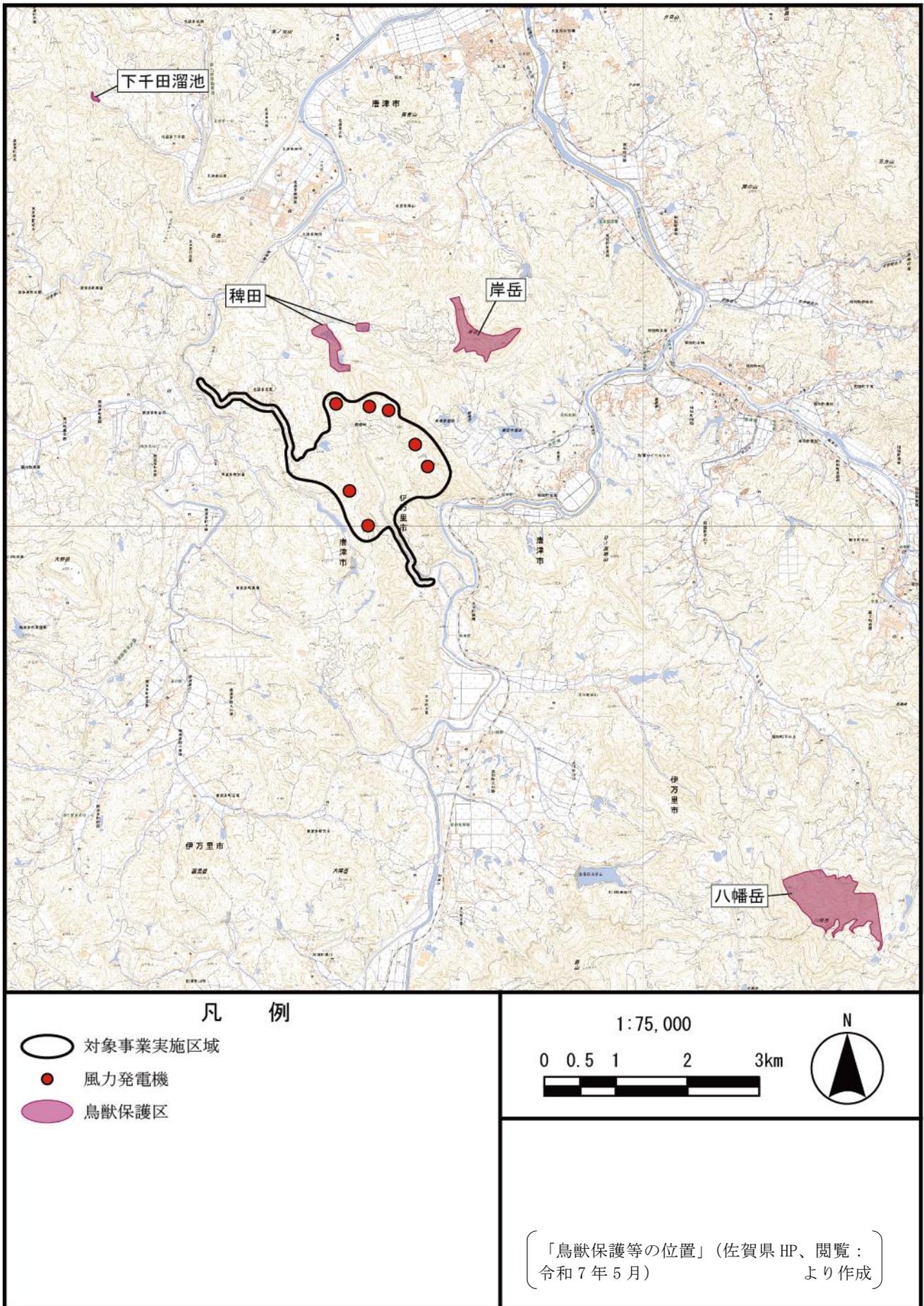


図 3.2-16 鳥獣保護区等の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観の状況は表 3.2-40 及び図 3.2-17 のとおりである。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.2-41 及び図 3.2-18 のとおりである。

なお、図面の表示上、対象事業実施区域と埋蔵文化財包蔵地の位置が一部重なっているが、埋蔵文化財包蔵地の改変は行わない。

表 3.2-40 対象事業実施区域及びその周囲における
史跡・天然記念物・重要文化的景観

指定区分	種類	名称	所在地
国	史跡	肥前陶器窯跡 (皿屋窯跡、皿屋上窯跡、帆柱窯跡、飯洞甕上窯、飯洞甕下窯)	唐津市北波多稗田
		唐津松浦墳墓群	唐津市半田、宇木、桜馬場、呼子町大友
	重要文化的景観 天然記念物	蕨野の棚田 カラスバト	唐津市相知町平山上 唐津市（地域を定めない）
県	史跡	鶴殿石仏群	唐津市相知町相知字和田
		岸岳城跡	唐津市相知町佐里、北波多岸山国有林内
		岸岳古窯跡（道納屋窯跡）	唐津市相知町佐里上
		獅子城跡	唐津市厳木町岩屋字獅子城
		久里双水古墳 茅ノ谷 1 号窯跡	唐津市双水字サコ 伊万里市松浦町山形 8406 ほか
唐津市	史跡	双水柴山古墳群	唐津市双水
		田中親王塚古墳	唐津市北波多田中
		山彦磨崖石仏群	唐津市北波多山彦
		北条氏房墓碑	唐津市相知町黒岩
		立石観音	唐津市相知町相知字立石
		五百羅漢	唐津市相知町平山
	池の観音	唐津市相知町平山	
天然記念物	志気シャクナゲ	唐津市北波多志気	
伊万里市	史跡	阿房谷下窯跡	伊万里市松浦町大字山形字筆谷
	天然記念物	梅岩のヒラドツツジ	伊万里市松浦町提川
		大野岳タイワンツバメシジミ繁殖地	伊万里市南波多町原屋敷字夫婦石 大野岳頂上付近

「佐賀県の文化財紹介」（佐賀県 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 「唐津市の各種統計（教育・文化）」（唐津市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 「統計伊万里（令和 6 年）」（伊万里市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 「文化財」（伊万里市 HP、閲覧：令和 7 年 5 月）
 より作成

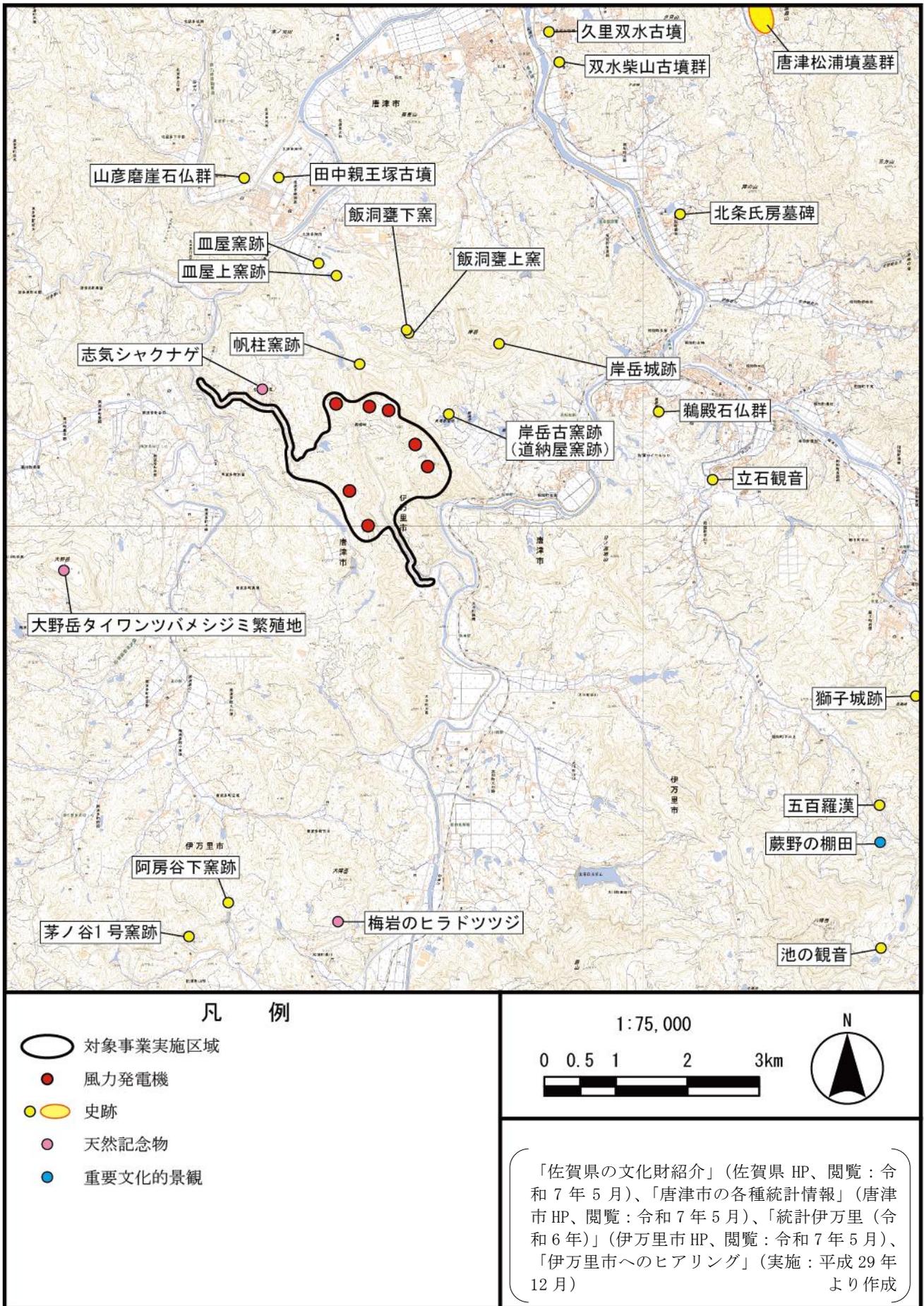


図 3.2-17 史跡・天然記念物・重要文化的景観の状況

表 3. 2-41(1) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
1	天狗岩遺跡	唐津市北波多行合野字天狗岩	散布地	古墳、中世
2	銅金谷遺跡	唐津市北波多行合野字銅金谷	散布地	古墳、中世
3	行合野大久保遺跡	唐津市北波多行合野字大久保	散布地	古墳、中世
4	前遺跡	唐津市北波多行合野字前	散布地	古墳
5	土元遺跡	唐津市北波多行合野字土元	散布地	縄文、弥生
6	志気中ノ瀬遺跡	唐津市北波多志気字吉田	散布地	縄文
7	平野谷遺跡	唐津市相知町牟田部字平野谷	散布地	縄文、弥生
8	六郎屋遺跡	唐津市相知町牟田部字六郎屋	散布地、墳墓	弥生、古墳
9	六郎屋経塚	唐津市相知町牟田部字平野谷	経塚	中世
10	坊中五輪塔	唐津市相知町牟田部字坊中	その他の遺跡	近世
11	瑞巖寺跡	唐津市北波多徳須恵字立園	社寺跡	中世
12	馬場ノ川遺跡	唐津市北波多徳須恵字四道・前田	散布地	縄文、弥生、古墳
13	稗田遺跡	唐津市北波多稗田字稗田・杭木・川畦	散布地	弥生、古墳、奈良、中世
14	佐々木城跡	唐津市北波多稗田字佐々木	城館跡	中世
15	佐々木遺跡	唐津市北波多稗田字佐々木 行合野字牛ヶ谷	散布地、城館跡	古墳、中世
16	杉谷遺跡	唐津市北波多稗田字杉谷	散布地	古墳、中世
17	皿屋窯跡	唐津市北波多稗田字杉谷	窯跡	近世
18	波多城跡	唐津市北波多稗田字裏ノ谷・杉谷・畑中	城館跡	中世
19	皿屋上窯跡	唐津市北波多稗田字杉谷	窯跡	近世
20	甲城跡	唐津市北波多稗田字佐々木・畑河内	城館跡	中世
21	甲城遺跡	唐津市北波多稗田字畑河内	散布地	縄文、弥生
22	畑河内遺跡	唐津市北波多稗田字畑河内、行合野字中村	散布地	縄文
23	倉谷遺跡	唐津市北波多稗田字倉谷	散布地	縄文
24	池石遺跡	唐津市北波多志気字池石	散布地	縄文
25	辻ノ上遺跡	唐津市北波多志気字辻ノ上	散布地	縄文
26	志気裏ノ谷遺跡	唐津市北波多志気字裏ノ谷	散布地	縄文
27	志気前田遺跡	唐津市北波多志気字前田・大久保	散布地	縄文、弥生、古墳、奈良、中世
28	芋木場遺跡	唐津市北波多志気字芋木場・三ツ石	散布地	縄文
29	志気川頭遺跡	唐津市北波多志気字川頭	散布地	縄文
30	鮎婦遺跡	唐津市北波多稗田字鮎婦	散布地	縄文
31	帆柱窯跡	唐津市北波多稗田字帆柱(国有林)	窯跡	近世
32	飯洞甕下窯	唐津市北波多稗田字帆柱	窯跡	近世
33	帆柱(飯洞甕)遺跡	唐津市北波多稗田字帆柱	散布地	縄文
34	飯洞甕上窯	唐津市北波多稗田字帆柱	窯跡	近世
35	岸岳城跡	唐津市北波多稗田・岸山(国有林)、相知佐里字岸岳・牟田辺(国有林)	城館跡	中世、近世
36	おまん塚	唐津市相知町佐里字岸岳	墳墓その他の遺跡	近世
37	佐里大谷遺跡	唐津市相知町佐里字大谷	散布地	縄文、弥生
38	佐里大谷窯跡	唐津市相知町佐里字大谷	窯跡	近世
39	大谷城跡	唐津市相知町久保字猿渡、佐里字鍬坂	城館跡	中世
40	長場恵遺跡	唐津市相知町佐里字長場恵	散布地	縄文
41	長場恵溜池遺跡	唐津市相知町佐里字長場恵	散布地	縄文
42	平松窯跡	唐津市相知町佐里字平松	窯跡	近世
43	道納屋窯跡	唐津市相知町佐里字岸嶽	窯跡	近世
44	赤地坂遺跡	唐津市相知町佐里字岸岳・赤地坂	散布地	縄文
45	明神遺跡	唐津市相知町佐里字明神	散布地	縄文

表 3. 2-41 (2) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
46	佐里藤原遺跡	唐津市相知町佐里字藤原	散布地	縄文
47	湯ノ木曾遺跡	唐津市相知町佐里字湯ノ木曾	散布地	弥生
48	佐里辻遺跡	唐津市相知町佐里字辻	散布地	弥生、中世
49	岩谷遺跡	唐津市相知町佐里字岩谷	散布地	縄文、弥生
50	寺ノ前遺跡	唐津市相知町佐里字前田・寺ノ前・小屋ノ前・郷ノ元	散布地	縄文
51	牟田部古川遺跡	唐津市相知町牟田部字古川	散布地	弥生
52	上古川遺跡	唐津市相知町牟田部字上古川	散布地	弥生
53	舞鶴遺跡	唐津市相知町黒岩字舞鶴	散布地	弥生、古墳
54	黒岩前田遺跡	唐津市相知町黒岩字前田	散布地	弥生、古墳
55	黒岩日焼遺跡	唐津市相知町黒岩字日焼	散布地	弥生、古墳
56	下石原遺跡	唐津市相知町黒岩字下石原	散布地	弥生、古墳
57	黒岩平原遺跡	唐津市相知町黒岩字平原	散布地	縄文、弥生、古墳
58	菅神社一字一石塔	唐津市相知町黒岩字峰	その他の遺跡	近世
59	黒岩峰遺跡	唐津市相知町黒岩字峰	散布地	縄文、弥生、古墳
60	小合丸遺跡	唐津市相知町黒岩字小合丸	散布地	弥生、古墳
61	煤井野遺跡	唐津市相知町牟田部字煤井野	散布地	弥生
62	畠ヶ田遺跡	唐津市相知町久保字畠ヶ田	散布地	弥生
63	上煤井野遺跡	唐津市相知町久保字上煤井野	散布地	弥生
64	平野遺跡	唐津市相知町久保字平野	散布地、城館跡	弥生、中世
65	西ノ前遺跡	唐津市相知町久保字西ノ前	散布地	弥生、中世
66	おたちさま	唐津市相知町久保字平野	墳墓	中世
67	山崎城跡	唐津市相知町中山字山崎	城館跡	中世
68	鵜殿石仏群	唐津市相知町相知字和田	社寺跡、その他の遺跡	中世
69	鵜殿岩陰遺跡	唐津市相知町相知字和田	散布地	縄文
70	天徳山遺跡	唐津市相知町相知字天徳	散布地	縄文
71	相知観世音堂板碑	唐津市相知町相知字本町	墳墓	中世
72	相知氏館跡	唐津市相知町相知字天徳	城館跡	中世
73	立石岩陰遺跡	唐津市相知町相知字亀ノ戸	散布地	縄文
74	鶴田六地藏・五輪塔	唐津市相知町佐里字西ノ平	城館跡、墳墓	中世、近世
75	日高地山城跡	唐津市相知町佐里字イコノ平・平山下字群石	城館跡	中世
76	平山裏ノ谷窯跡	唐津市相知町平山下裏ノ谷	窯跡	近世
77	芳谷炭坑跡（排水施設）	唐津市北波多岸山	生産遺跡	近代
78	芳谷炭坑跡（坑口）	唐津市北波多岸山字トラメキ	生産遺跡	近代
79	芳谷炭坑跡（貯水施設）	唐津市北波多岸山字サイコノ谷	その他の遺跡	近代
80	日岳城跡	唐津市北波多行合野・田中	城館跡	中世
81	大尾遺跡	伊万里市南波多町大字水留字大尾	散布地	縄文
82	山際遺跡	伊万里市南波多町大字水留字山際	散布地	縄文
83	東ノ前遺跡	伊万里市南波多町大字水留字東ノ前	散布地	縄文、中世
84	裏原遺跡	伊万里市南波多町大字大曲字裏原	散布地	縄文
85	大曲城館跡	伊万里市南波多町大字大曲字多知	城館跡	中世
86	辻遺跡	伊万里市南波多町大字大曲字辻	散布地	中世
87	東田原遺跡	伊万里市南波多町大字高瀬字東田原	散布地	縄文
88	大木場遺跡	伊万里市南波多町大字高瀬字大木場	散布地	縄文
89	南波多前田遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字前田	散布地	縄文
90	野中遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字野中	散布地	縄文

表 3.2-41(3) 対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
91	淵ノ上遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字淵ノ上	散布地	縄文
92	萩城野遺跡	伊万里市南波多町大字笠椎字萩城野	散布地	縄文
93	樋ノ谷窯跡	伊万里市南波多町大字高瀬字樋切	窯跡	近世
94	大川原窯跡	伊万里市南波多町大字大川原字山ノ口・柳ノ谷	窯跡	近世
95	山ノ上遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字山ノ上	散布地	縄文
96	西本谷上窯跡	伊万里市大川町大字立川字原	窯跡	近世
97	烏帽子窯跡	伊万里市大川町大字立川字烏帽子嶽	窯跡	近世
98	城野遺跡	伊万里市大川町大字駒鳴字城野	散布地	縄文
99	中ノ辻遺跡	伊万里市大川町大字大川野字中ノ辻	散布地	縄文
100	大川町遺跡	伊万里市大川町大字大川野字町	城館跡、集落跡	中世、近世
101	大川野南氏館跡	伊万里市大川町大字大川野字町	城館跡	中世
102	日在城跡	伊万里市大川町大字川西字古城	城館跡	中世
103	構遺跡	伊万里市大川町大字川西字構・峰	散布地、城館跡	縄文、奈良、平安、中世
104	石坂遺跡	伊万里市大川町大字駒鳴字石坂	散布地	縄文
105	駒鳴石坂井堰跡	伊万里市大川町大字駒鳴字石坂	その他の遺跡	近世
106	西本谷下窯跡	伊万里市大川町大字立川字原	窯跡	近世
107	見向遺跡	伊万里市南波多町水留字見向	その他の遺跡	近世
108	権現山城塞跡	伊万里市大川町立川	城館跡	中世

〔「佐賀県遺跡地図」(佐賀県HP、閲覧：令和7年5月)より作成〕

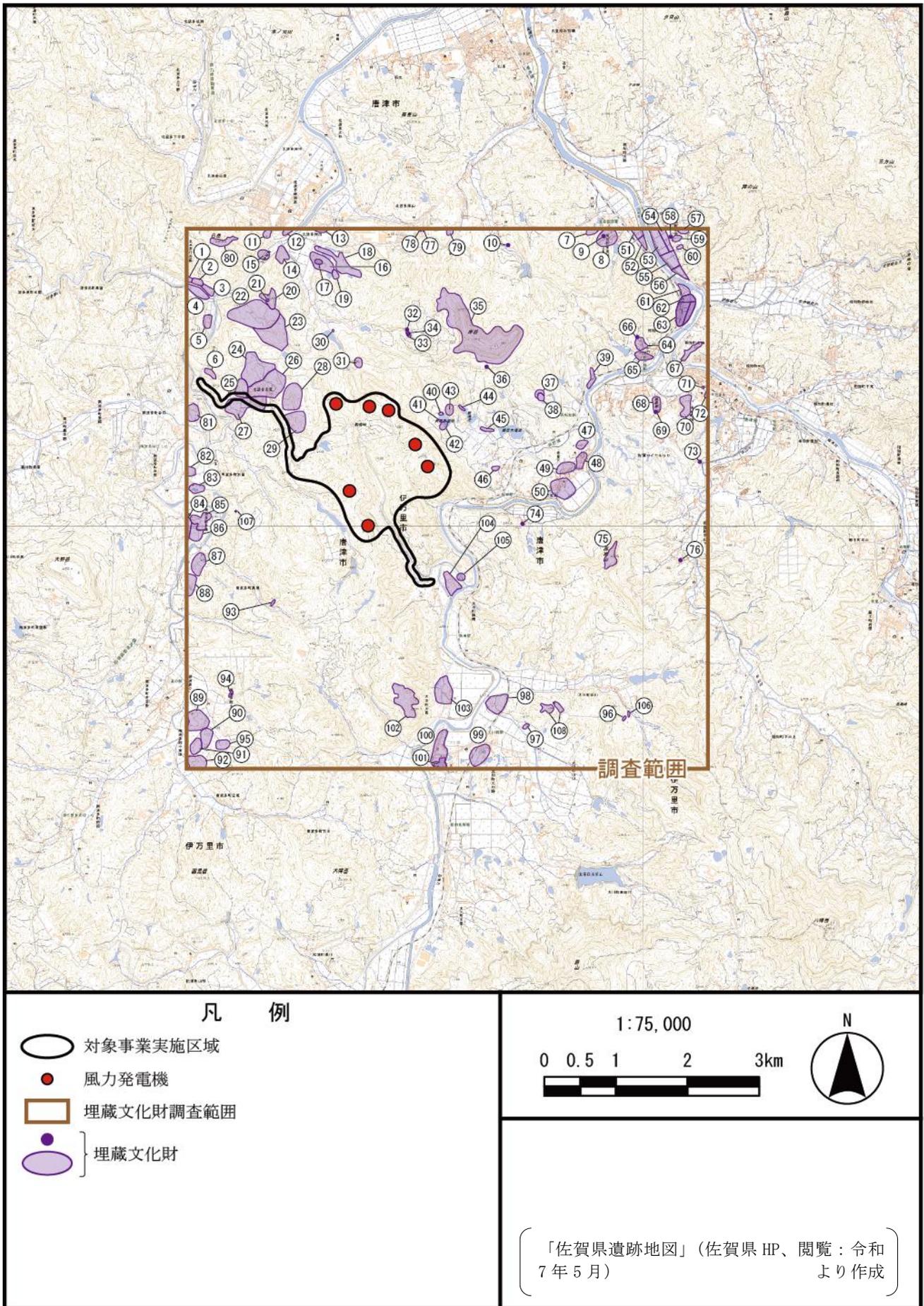


図 3.2-18 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

唐津市は、平成 17 年に「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）に基づく景観行政団体となり、「唐津市景観まちづくり条例」（平成 19 年唐津市条例第 46 号）を制定するとともに、「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月、令和 2 年 6 月変更）を策定し、その中で市全域を景観計画区域に定めている。対象事業実施区域及びその周囲には、重点的に景観形成施策を推進する重点区域の「蕨野の棚田地区」並びに先導的に取り組むエリアの「松浦川沿川エリア」がある。岸岳城跡・波多城跡及び古窯の森公園周辺は「松浦川沿川エリア」の重要地区となっている。

伊万里市は、令和 2 年に景観行政団体となり、「伊万里市景観条例」（令和 5 年条例第 17 号）を制定するとともに、「伊万里市景観計画」（令和 5 年 9 月）を策定し、里地区及び大川内山地区における総合的な景観づくりを進めている。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 地域森林計画対象民有林

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく地域森林計画対象民有林の指定状況は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に地域森林計画対象民有林が存在している。

③ 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。

④ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

⑤ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑦ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区は図 3.2-23 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に山地災害危険地区が存在している。

⑧ 国土防災まとめ

対象事業実施区域及びその周囲における流域界の状況及び「③砂防法に基づく砂防指定地」から「⑦山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区」の分布状況は、図 3.2-24 のとおりである。

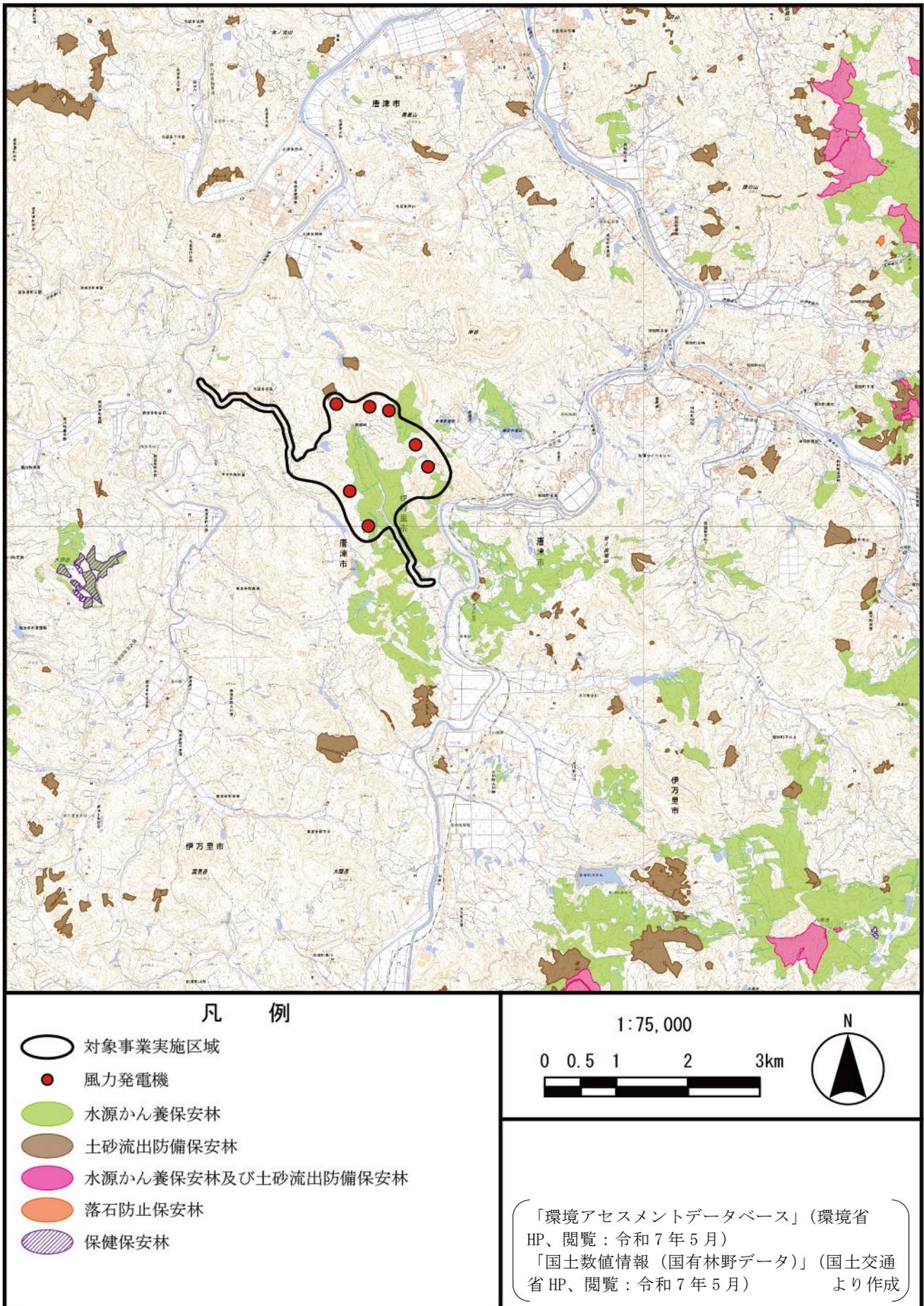


図 3.2-19 保安林の指定状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  地域森林計画対象民有林

1:75,000



〔「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和7年5月）より作成〕

図 3.2-20 地域森林計画対象民有林の指定状況

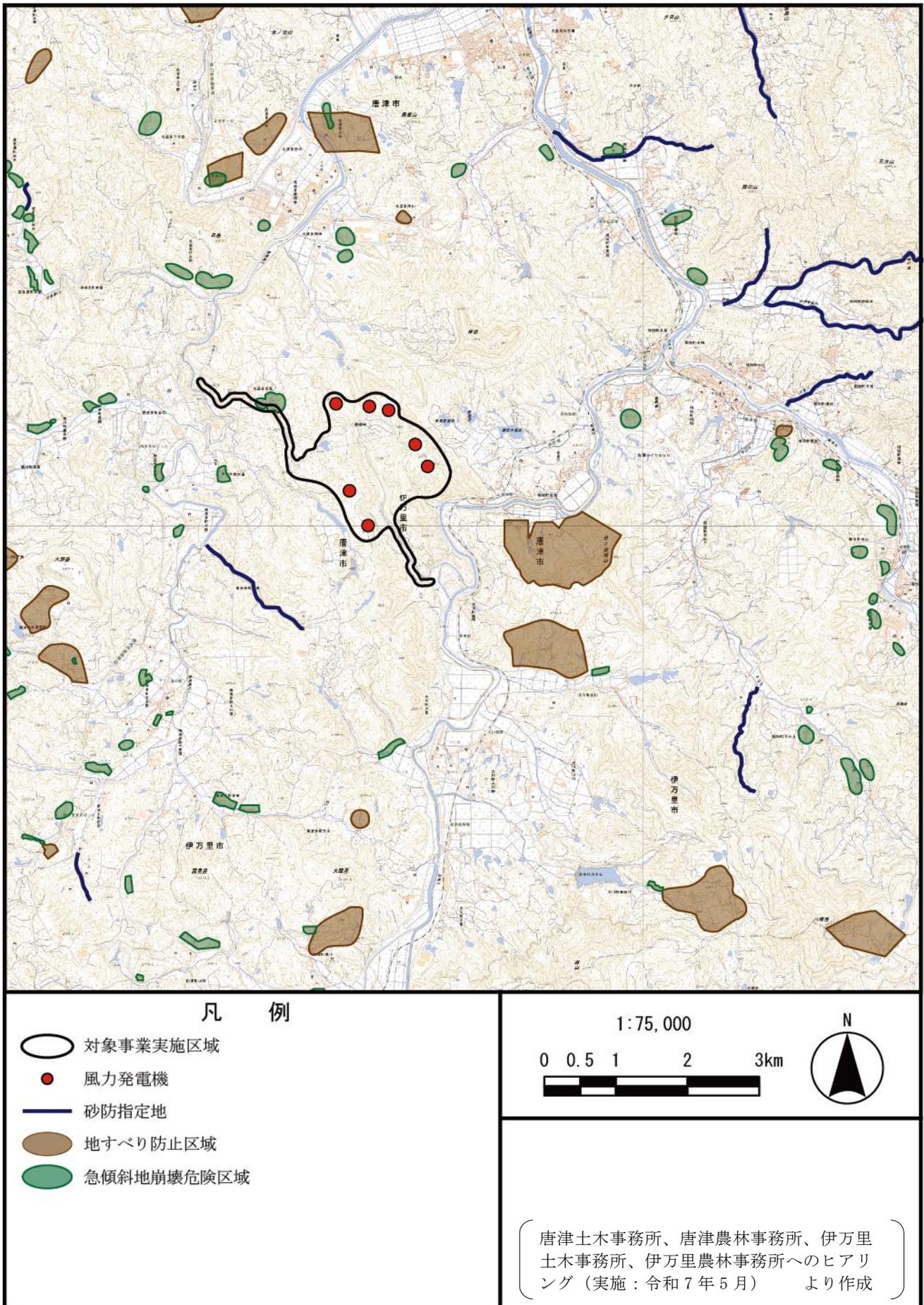


図 3.2-21 砂防指定地等の状況

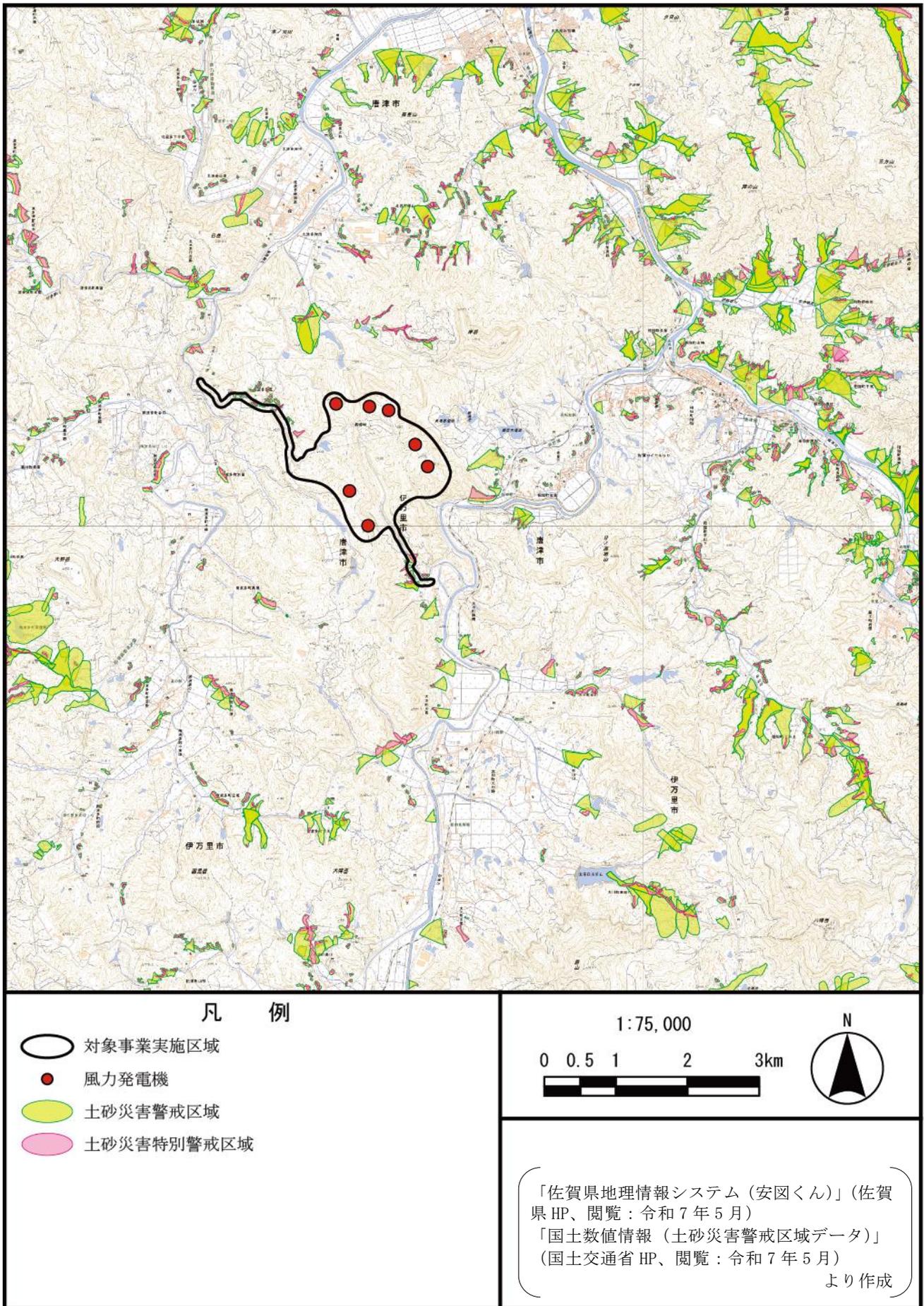


図 3.2-22 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

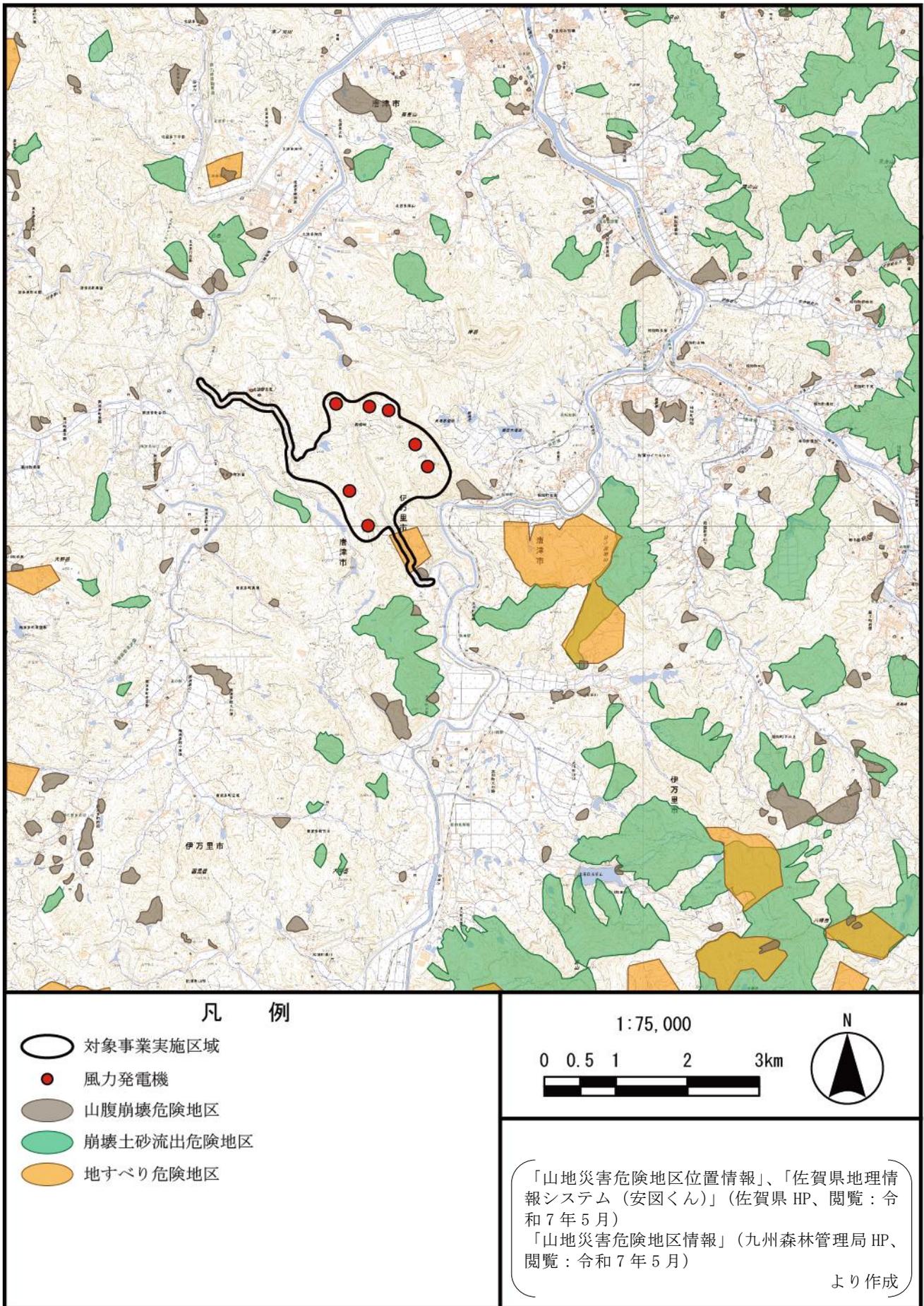


図 3.2-23 山地災害危険地区

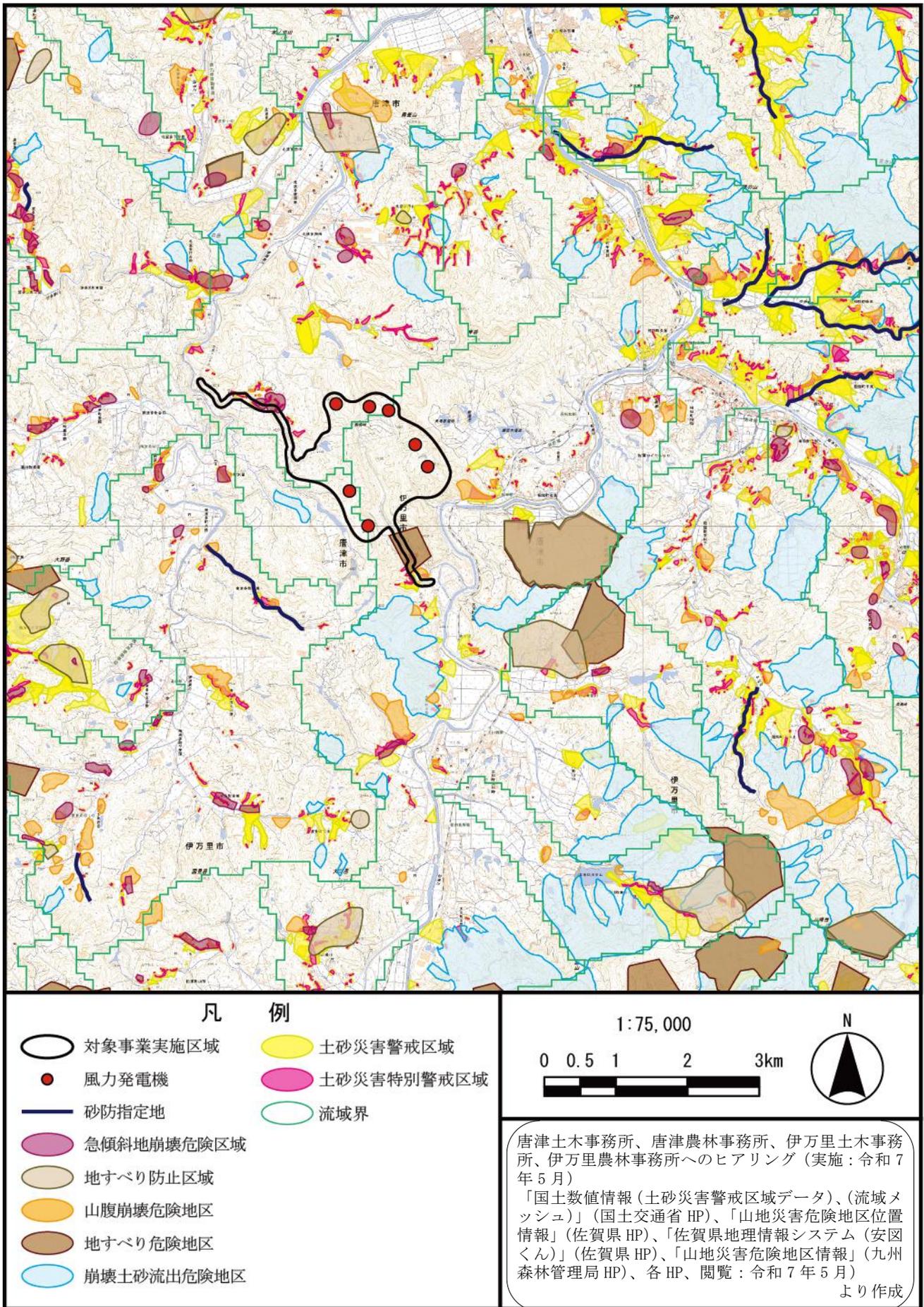


図 3.2-24 国土防災関連の状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-42 のとおりである。

表 3.2-42 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			唐津市	伊万里市	対象事業 実施区域 及び その周囲	対象事業 実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	○	○	○
		農用地区域	○	○	○	○
都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×	×	
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×	×
		水質類型指定	○	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	○	○	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	○	×	×
		県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観	○	○	○	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○
		地域森林計画対象民有林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○
山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○	

注：1. 「○」は指定があること、「×」は指定がないことを示す。

2. 「○*」は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみ指定があることを示す。